函館市債権管理事務処理要領

(令和4年3月 改訂版)

函 館 市

函館市債権管理事務処理要領の改訂について

本市の歳入金における滞納繰越額が年々増加し、このままでは自主財源の不足を招き、 財政運営に多大な影響を与えるとの懸念から、平成21年4月に「函館市債権の管理に関 する条例」が施行されるとともに、条例に基づく適切な債権管理を進めるため「債権管理 事務処理要領」を制定し、この間、各債権の未収金の圧縮に努めてきたところである。

これまでの取り組みにより、本市の未収金は年々減少傾向となり、条例制定当時には約100億円であったものが平成28年度決算では約45億円と半減するまでに圧縮されてきたところであるが、依然として多額の未収金を有するとともに、一部、未収金が増加している債権もあるなど多くの課題を抱えている現状にあり、収納率の向上とさらなる未収金の縮減を効率的・効果的に進める必要がある。

このような現状を踏まえ、今後は各部局において、現年度の収納率を向上させて次年度への滞納繰越額をできるだけ圧縮し、その効果として滞納者への対応を容易にするという好循環サイクルの確立と債権管理ノウハウの蓄積と継承を主眼に置いて取り組むこととし、その一助とするため、現行の事務処理要領を実務に沿ってよりわかりやすく解説し、債権管理の初心者にとっても容易に取り組むことができるように内容を全面的に改訂し、「債権管理事務処理要領・改訂版」を策定することとした。

今後の本市の債権管理については、市民負担の公平性の確保と健全な財政基盤の構築を 図るため、同要領に従って適切に進行管理に努めていくこととする。

目 次

第1章	債権の基本知識	
第1節	命 債権	
1	債権について	1
第2節	節 債権管理	
1	債権管理の基本原則	23
2	債権管理の基本法規	26
3	日常の債権管理	31
第2章	債権の回収	
第11	節 履行遅滞に陥った場合の対応	
1	はじめに	36
2	督促	36
3	催告	37
4	納付交渉	37
5	履行延期の特約等(非強制徴収公債権および私債権)	39
6	徴収猶予(強制徴収公債権)	40
7	分割納付	41
8	滞納処分・強制執行等	41
第2節	布 滞納処分できる債権	
1	滞納処分の概要	42
2	財産の調査	44
3	財産の差押	51
第3節	布 滞納処分できない債権	
1	裁判所手続の活用	88
2	支払督促手続	88
3	強制執行	92
第3章	時効管理	
第11	節 徴収権の消滅時効	
1	消滅時効期間	97
2	改正民法の施行日前に発生した債権の消滅時効	97
3	時効の起算点	97
4	時効の起算日	98
5	時効の効力	98
第2節	節 時効の管理	
1	時効の完成猶予および更新	99
2	時効の完成猶予および更新の相対的効果	102

第4章	債権の放棄	
第1頁	う 債権の放棄	
1	債権放棄とは	108
2	債権放棄の方法	108
第5章	不納欠損	
第1頁	下 不納欠損処理	
1	不納欠損とは	111
2	不納欠損処理の方法	111

第1章 債権の基本知識

第1節 債権

1 債権について

(1) 債権とは

普通地方公共団体(地方自治体,以下「自治体」という。)の債権とは、地方自治法(以下「自治法」という。)第237条で規定している自治体の4つの財産(公有財産,物品,債権,基金)のうちの1つで、自治法第240条第1項で「金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利」と規定されているとおり、金銭債権である。

具体的な事例としては、地方税、保険料、手数料や公の施設の使用料など法令または条例に基づく収入や、土地・建物の財産の貸付や貸付金など契約に基づく収入などにかかる債権がある。

○地方自治法

(債権)

- 第二百四十条 この章において「債権」とは、金銭の給付を目的とする普通地方公共団 体の権利をいう。
- 2 普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない。
- 3 普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その徴収停止、履行期限の延長又は当該債権に係る債務の免除をすることができる。 (以下省略)

[同条の逐条解説]

「債権」とは、金銭の給付を目的とする地方公共団体の権利をいう。地方税、分担金、 使用料、手数料等の法令または条例に基づく収入金に係る債権であると、物件の売払代 金、貸付料等の契約に基づく収入金に係る債権であるとを問わない。また、歳出金の誤 払いまたは過渡しに基づく返還金(戻入されるべきものを含む)に係る債権をも含む。

(2) 債権の分類

ア 債権の性質による分類

自治法第240条の「逐条解説」において、債権は、「地方税、分担金、使用料、手数料等の法令または条例に基づく収入金に係る債権であると、物件の売払代金、貸付料等の契約に基づく収入金に係る債権であるとを問わない」と解説されており、債権の種類は多岐にわたり、また、債権によって適用される法律や債権管理の手法が異なるので、一義的には債権の性質を見極めることが重要となる。

債権の性質は、その発生原因に着目して、行政庁の処分などの公法上の原因に基づいて発生する債権(以下「公債権」という。)と、契約等による両当事者の合意に基づくものなどの私法上の原因に基づいて発生する債権(以下「私債権」という。)に分類される。

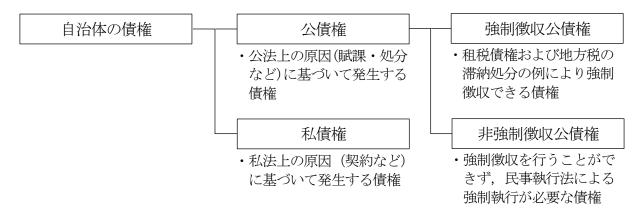
さらに、公債権は、法令により自力執行権が付与されて地方税の滞納処分の

例により強制徴収できるもの(以下「強制徴収公債権」という。)と自力執行権を持たず、裁判所手続きを経て、差押などの強制執行をするもの(以下「非強制徴収公債権」という。)に分類される。

なお、この3種類の債権の定義を整理したものが、図1である。

※自らの力によって、差押などの強制徴収を行い債権回収ができる権利のことを「自力執行権」という(第2章第2節「1 滞納処分の概要」で詳細を説明)。

「図1] 自治体の債権の分類の定義



イ 4つの異なる視点から見た債権の分類

強制徴収公債権、非強制徴収公債権、私債権の3種類の債権は、主に発生原因により分類されているが、発生原因のみでは判断が難しいケースも多く見られる。

債権をどのように分類するかについて,法的に具体的かつ明確に示した基準 はないが、

- ・行政処分の対象か、対象でないか。
- ・自治法に規定のある債権か、そうでないか。
- ・延滞金の対象か、対象でないか。
- ・過去の判例に照らして該当するものか、しないものか。 などの視点から、それらを複合的に組み合わせて判断することになる。

(ア) 行政処分の視点から見た債権の分類

公債権は、行政庁の処分(行政処分)によって発生する債権である。 行政処分は、行政の一方的な意思決定(および意思表示)により法律効果を発生させるものであるので、公債権の場合は、後述の私債権とは異なり、相手方との合意を要件としない。

また、その法律効果は、行政庁に法律上の権限が付与されていることから、行政処分を取り消さない限り、たとえ違法であっても有効なものとして扱われる。このように、行政処分によって発生する債権は、行政庁と相手方の関係は対等ではなく、行政庁に優越的な地位が認められている。このため、行政処分に対して不服がある場合は、行政不服審査法第2条に基

づき、相手方は当該処分に対して審査請求することができる。

一方, 私債権は, 契約などのように, 両当事者の合意に基づいて発生するもので, 行政庁と相手方とは対等の関係にあり, この点が公債権とは際だった違いがある。

- ※本来は私法的な関係であっても、法律、政令、条例に特別な定めがあって、それが行政庁に特別な権限を付与している場合には、行政処分により法律関係が具体化されることになる。例えば、補助金の交付は、贈与契約とみることができるが、国の補助金の交付決定は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」により行政処分とみなされている。
- ※法律, 政令, 条例が行政庁に特別の権限を付与していると解すべきか否かは, 形式的な文言によって判断されるべきでなく, 実質によって判断されるべきである。したがって, 「申請」, 「許可」などの行政行為的な文言が使われているからといって, それだけで特別な権限を付与していると判断してはならない。国税徴収法(以下「徴収法」という。)に基づく質問検査のような実体的な権限を付与するものでなければ, 基本的な法律関係に影響を及ぼさないと考えるべきである。

◆ 行政処分とは

行政処分とは、行政庁の法令に基づく行為のすべてを意味するものではなく、公権力の主体たる国または地方公共団体が行う行為のうち、その行為によって直接国民の権利義務を形成しまたはその範囲を確定することが法律上認められているものをいうとされる。(最高裁判例昭和39年10月29日・東京都ゴミ処理場事件判示)

(イ) 自治法の視点から見た債権の分類

自治法第240条第1項で規定する自治体の債権について,自治法第231条の3第1項で督促について規定し,その対象を「分担金,使用料,加入金,手数料,過料その他の普通地方公共団体の歳入」としているが,この債権は公債権(強制・非強制含む)である。

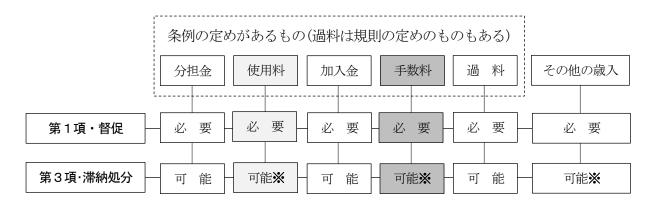
また、自治法第231条の3第3項で滞納処分について規定しており、ここで対象となる債権が自力執行権をもつ強制徴収公債権となるが、列記している債権は第1項と比較すると、手数料が除かれ、使用料とその他の歳入は「法律で定める」もの(10ページで解説)に限定されている。

よって,使用料や手数料その他の歳入で「法律に定め」がないものは, 自力執行権のない非強制徴収公債権となる。

なお、分担金、使用料、加入金、手数料については、条例で定めなければならず(自治法第228条第1項)、また、同歳入にかかる処分は、審査請求の対象となっている(自治法第229条第1項)。

自治法第231条の3第1項と第3項に列記している債権の比較について、次の図2により整理した。

[図2] 地方自治法第231条の3第1項と第3項の対象となる債権の比較



※個別の法律で定める場合に差押えが可能となる。なお、「個別の法律で定める」とは、国税または地方税の滞納処分の例により強制徴収できることの定めであり、自治法の附則第6条で定めているものや国民健康保険法などがある。

〇地方自治法

(督促、滞納処分等)

- 第二百三十一条の三 分担金、使用料、加入金、手数料、過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。
- 2 普通地方公共団体の長は、前項の歳入について同項の規定による督促をした場合に は、条例で定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。
- 3 普通地方公共団体の長は、分担金、加入金、過料、法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入につき第一項の規定による督促を受けた者が同項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該歳入並びに当該歳入に係る前項の手数料及び延滞金について、地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合におけるこれらの徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(以下省略)

a 各債権の概要(自治法第231条の3関係) 自治法第231条の3で規定している各債権の概要について次に解 説する。

(a) 分担金

分担金については、自治法第224条に規定されており、自治体が実施する特定の事業の受益者に対し、その意思にかかわりなく、 条例の定めるところにより、一方的に賦課徴収するものである。

市の一部の区域において、農道、用排水路、ため池等の農業土木事業を行い、その費用にあてるため、受益者に負担を求める場合などがこれにあたる。

分担金には、役務提供の対価または物の利用の対価という性質が

あり、必ずしも行政処分として構成する必要はなく、契約によって 発生させることも可能である。したがって、当該債権が分担金に該 当するかのようにみえても、それが契約によって発生するものであ れば、自治法第224条の「分担金」に該当しないものと解される。

分担金に該当する債権は、公債権である以上、行政処分により発生するものでなければならず、そのなかで、滞納処分できる規定があれば、強制徴収公債権となる。

〇地方自治法

(分担金)

第二百二十四条 普通地方公共団体は、政令で定める場合を除くほか、数人又は普通地方公共団体の一部に対し利益のある事件に関し、その必要な費用に充てるため、当該事件により特に利益を受ける者から、その受益の限度において、分担金を徴収することができる。

(b) 使用料

使用料については、自治法第225条に規定されており、自治体 は次に掲げるものについて、条例で定めることにより使用料を徴収 することができる。

- ・自治法第225条の規定に基づく、同法第238条の4第7項に 規定する行政財産の目的外使用。
- ・自治法第225条の規定に基づく、同法第244条および第244条の2第1項に規定する公の施設の利用。
- ・自治法第226条の規定に基づき、同法第238条の6で定める 旧慣による公有財産の使用。
- ・地方公営企業法第21条の適用を受ける水道事業や軌道事業等の 料金。
- ・地方財政法第23条に規定する自治体が管理する国の営造物(道路,河川,港湾施設等)の使用。
- ※旧慣による使用権は、市町村の住民であることにより認められる権利で、その性質は公法上の権利であるとされており、その使用料は公債権である。一方、地方公営企業法の適用を受ける水道事業などの料金や地方財政法の適用を受ける国の造営物の使用料は、許可等の行政処分によらず、契約により使用関係を具現化することもできるので、その場合の使用料は、私債権である。

〇地方自治法

(使用料)

第二百二十五条 普通地方公共団体は、第二百三十八条の四第七項の規定による許可を 受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

(c) 加入金

市町村は、旧慣により公有財産(山林,ため池等)の使用が認められている場合において、新たに使用の許可を受けた者から、自治法第226条および同法第238条の6の規定に基づき、加入金を徴収することができる。

加入金は、許可とあわせて条例に定めるところにより徴収される ものであり、相手方の意思にかかわらず一方的に賦課徴収されるも のである。

〇地方自治法

(旧慣使用の使用料及び加入金)

第二百二十六条 市町村は、第二百三十八条の六の規定による公有財産の使用につき使 用料を徴収することができるほか、同条第二項の規定により使用の許可を受けた者か ら加入金を徴収することができる。

(旧慣による公有財産の使用)

- 第二百三十八条の六 旧来の慣行により市町村の住民中特に公有財産を使用する権利を 有する者があるときは、その旧慣による。その旧慣を変更し、又は廃止しようとする ときは、市町村の議会の議決を経なければならない。
- 2 前項の公有財産をあらたに使用しようとする者があるときは、市町村長は、議会の 議決を経て、これを許可することができる。

(d) 手数料

手数料は、特定の者に提供する役務に対して、その費用を償うため、または報償として徴収する料金であり、行政処分によって発生する。

契約によるものもあるが、それは自治法第227条に規定する手数料ではない。役務の提供を受けるためには一定の資格ないし要件が必要とされ、行政庁による要件審査に基づく受給資格の認定がなされたうえで役務が提供される場合などがこの「手数料」にあたる。

例えば、自治体が印鑑証明書を交付する場合は、印鑑証明書の交付が行政処分であり、支払う金銭は手数料である。

○地方自治法

(手数料)

第二百二十七条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のため にするものにつき、手数料を徴収することができる。

(e) 過料

自治体は、自治法第14条第3項および同法第15条第2項の規 定に基づき、法令に特別の定めがあるものを除くほか、条例または 規則中に、当該条例または規則に違反した者に対し過料を科する旨 の規定を設けることができる。 また、自治法第228条第2項および第3項の規定に基づき、分担金、使用料、加入金、手数料の徴収に関して、過料を科する規定を設けることができる。

○地方自治法

- 第十四条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第二条第二項の事務に 関し、条例を制定することができる。
- 2 普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めが ある場合を除くほか、条例によらなければならない。
- 3 普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、二年以下の懲役若しくは禁錮、百万円以下の罰金、拘留、科 料若しくは没収の刑又は五万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。
- 第十五条 普通地方公共団体の長は、法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則を制定することができる。
- 2 普通地方公共団体の長は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、普通地方公共 団体の規則中に、規則に違反した者に対し、五万円以下の過料を科する旨の規定を設 けることができる。

(分担金等に関する規制及び罰則)

- 第二百二十八条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務(以下本項において「標準事務」という。)について手数料を徴収する場合においては、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数料を徴収することを標準として条例を定めなければならない。
- 2 分担金、使用料、加入金及び手数料の徴収に関しては、次項に定めるものを除くほか、条例で五万円以下の過料を科する規定を設けることができる。
- 3 詐欺その他不正の行為により、分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収を免れた者については、条例でその徴収を免れた金額の五倍に相当する金額(当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。)以下の過料を科する規定を設けることができる。

(f) その他の普通地方公共団体の歳入

上記(a)~(e)以外の債権で、特に公債権か私債権かの判別が難 しいものが「負担金」である。

「負担金」は、特定の経費に充てるために、その事業に関係のある者に対して金銭負担として課し、徴収するものである。負担金の規定は自治法にはないが、自治法施行規則第15条に基づく別記「歳入歳出予算の款項の区分及び目の区分」において歳入の区分として、分担金とともに掲げられている。負担金の法律の規定は各個別法にあるが、例としては、

・一定事業について、特別の利害関係を有する者に受益の限度に応じて負担させる「受益者負担金」(道路法第61条、河川法第70条等)。

- ・当該事業の原因をもたらしたことに着目して負担させる「原因者 負担金」(道路法第58条,河川法第67条等)。
- ・当該事業の対象施設等を損傷した者に対して負担させる「損傷負担金」(下水道法第18条)。

などがあるが、このうち、「受益者負担金」は「分担金」と同一の ものといえる。

これらの負担金は、いずれも個別法で徴収権限を明らかにしているので公債権である。

なお、自治法に定めのある各債権の概要を整理すると次の表1の とおりとなる。

[表 1] 地方自治法に定めのある各債権の概要

	債権の分類				
債権名	強制徴収 公債権	非 強 制 徴 収公債権	定義	債権の特色および具体例	
過料 (第 14·15 条)	0		「金銭罰の一種ではあるが、刑罰である罰金及び科料と区別されるものであり、行政上の秩序を維持するために秩序違反行為に対して科される類のもの」と解される	・条例または規則に違反した者から徴収 ・条例の定めるところにより一方的に徴収 ・金額は5万円以下 (例) ・函館市屋外広告物条例 第51条等	
分担金 (第 224 条)	0		「一般的に、国または地 方公共団体が行う特定の 事件に要する経費に充て るため、その事件に特別 の関係のある者に対して 課する金銭をいう」	・地方公共団体が実施する特定の事件の受益者から受益の程度に応じて徴収 ・条例の定めるところにより一方的に徴収 ・現実に役務を提供されたり、物を利用することは必要ではない(例) ・一部地域において、農道、用排水路、ため池等の農業土木事業を行い、その費用に充てるため受益者に負担を求める場合等	
使用料 (第 225 条)	Δ	0	「行政財産の目的外使用 または公の施設の使用に 対し、その反対給付とし て徴収されるという性質 を有するものであって、 単なる役務の提供に対す る反対給付である手数料 とは異なる」	・行政財産または公の施設の利用に該当すること ・行政財産の場合,使用が許可されていること ・使用または利用の対価として徴収されていること	
加入金 (第 226 条)	0		「旧慣により使用権の認められた公有財産につき新たにその使用を許可されるもの(自治法第238条の6第2項)に対し、その特別な使用の対価として徴収されるもの」	・旧来の慣行による公有財産(山林,ため池等)の使用が認められた場合 ・新たに使用の許可を受けた者から徴収 ・条例の定めるところにより一方的に徴収	
手数料 (第 227 条)		0	「特定の者に提供する役務に対し、その費用を償うためまたは報償として徴収する料金である」	・地方公共団体の事務に関するものであること ・特定の者のためにするものであること ・役務の提供と手数料の支払いとが対価関係 にあること	
その他の普通地 方公共団体の歳 入(負担金)	Δ	0	「特定の経費に充てるために,その事業に関係のある者に対し金銭負担として課し,徴収するもの」	・負担金についての規定は、自治法には置かれていない。(ただし、自治法施行規則第 15条に基づく別記「歳入歳出予算の款項 の区分及び目の区分」において、歳入の区 分として分担金とともに掲げられている) ・負担金は各個別法に徴収権限が明記されている。 (例) ・当該事業の原因をもたらしたことに着目して負担させる「原因者負担金」(道路法第 58条、河川法第67条等) ・当該事業の対象施設等を損傷した者に対して負担させる「損傷負担金」(下水道法第 18条)等	

b 法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入(自治法第231条の3第3項関係)

自治法231条の3第3項に規定する「法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入」の「法律の定める」ものには、次の3つのパターンがある。

- ・自治法附則第6条で「自治法第231条の3第3項の歳入」として 規定されているもの(下水道使用料,港湾法による入港料,土地改 良法による清算金ほか)。
- ・個別法に「自治法第231条の3第3項に該当する」旨の規定が あるもの(国民健康保険料,介護保険料ほか)。
- ・個別法に滞納処分の規定をもつもの(道路占用料,河川使用料ほか)。

○地方自治法

附則抄

- 第六条 他の法律で定めるもののほか、第二百三十一条の三第三項に規定する法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入は、次に掲げる普通地方公共団体の歳入とする。
 - 一 港湾法 (昭和二十五年法律第二百十八号) の規定により徴収すべき入港料その他の料金、占用料、土砂採取料、過怠金その他の金銭
 - 二 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)の規定により土地改良事業の施行 に伴い徴収すべき清算金、仮清算金その他の金銭
 - 三 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第十八条から第二十条まで(第二十五条の十八において第十八条及び第十八条の二を準用する場合を含む。)の規定により徴収すべき損傷負担金、汚濁原因者負担金、工事負担金及び使用料
 - 四 漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第百三十七号)第三十五条、第三十九条の二第十項又は第三十九条の五の規定により徴収すべき漁港の利用の対価、負担金、土砂採取料、占用料及び過怠金

○国民健康保険法

(滞納処分)

第七十九条の二 市町村が徴収する保険料その他この法律の規定による徴収金は、地方 自治法第二百三十一条の三第三項に規定する法律で定める歳入とする。

○介護保険法

(滯納処分)

第百四十四条 市町村が徴収する保険料その他この法律の規定による徴収金は、地方自治法第二百三十一条の三第三項に規定する法律で定める歳入とする。

○道路法

(負担金等の強制徴収)

第七十三条

3 第一項の規定による督促を受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額 を納付しない場合においては、道路管理者は、国税滞納処分の例により、前二項に規 定する負担金等並びに手数料及び延滞金を徴収することができる。この場合における 負担金等並びに手数料及び延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものと する。

(ウ) 延滞金の視点から見た債権の分類

公債権の場合は、自治法第231条の3第1項の規定に基づき督促を行い、同条第2項に基づき条例で定めることにより延滞金を徴収することができるが、私債権は、同法に基づく延滞金を徴収することができない。

函館市債権の管理に関する条例(以下,「債権管理条例」という。)第5条においても延滞金の徴収について規定しているが,公債権を対象としている。

○函館市債権の管理に関する条例

(延滞金)

- 第5条 債権管理者は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の3第1項に規定する歳入についての市の債権(第3項および附則第2項において「公法上の債権」という。)について督促をした場合において、当該市の債権の金額が2,000円以上であるとき(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)は、当該金額にその納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過するまでの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて得た金額に相当する金額の延滞金を加算して徴収しなければならない。ただし、延滞金の額に100円未満の端数があるとき、またはその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額またはその全額を徴収しない。
- 2 前項に規定する年当たりの割合は、閏(じゆん)年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。
- 3 債権管理者は、公法上の債権についてその納期限までに納付しなかったことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、第1項の延滞金を減免することができる。

(エ) 判例の視点から見た債権の分類(私債権)

従前は公法上の債権(公債権)として取り扱っていたが、最高裁判例や 下級審での裁判例で私債権であると判示されたことから、債権の性質の取 扱いを変更したものが、表2に記載の債権である。

「表2] 判例等により債権の性質を変更したもの

	判例	<i>此版土本</i> 再 L + , 佳 按	
対象債権	判例	性質を変更した債権 	
公営住宅使用料	昭和59年12月13日 最高裁判例 昭和42年3月15日 名古屋地裁裁判例 昭和40年11月12日 金沢地裁裁判例	市営住宅使用料,同駐車場使用料特定公共賃貸住宅使用料,同駐車場使用料	
水道料金	平成13年5月22日 東京高裁裁判例 ※最高裁への上告不受理で東京高裁判決が確定 昭和44年9月29日 大阪高裁裁判例	水道料金,温泉供給料金	
公立病院診察料	平成17年11月21日 最高裁判例	市立函館病院診察料	
国立大学授業料	平成18年11月27日 最高裁判例 昭和52年3月15日 最高裁判例	高等学校授業料,幼稚園授業料	

[※]上記の各判例に基づき、平成23年1月7日付け通知「債権の性格の見直しに伴う対応について」(財務部債権回収対 策室長)により、平成23年度から市営住宅等使用料、水道料金、温泉供給料金、公立病院診察料、高等学校授業料、 幼稚園授業料の各債権を、従前の公債権から私債権に取扱いを変更する旨を各債権所管部局に通知した。

a 公営住宅使用料

従前は、公の施設の使用料として公債権としてきたが、判例は、公営住宅の事業主体である東京都が入居者に対して無断増築を理由として明け渡しを求めた最高裁判決(昭和59年12月13日)において、「入居者が使用許可を受けて事業主体と入居者との間に公営住宅の使用関係が設定された後においては、事業主体と入居者との法律関係は、私人間の家屋賃貸借関係と異なるところはない。したがって、公営住宅の使用関係については、公営住宅法および条例が特別法として民法および借家法に優先して適用されるが、法および条例に特別の定めがない限り、原則として一般法である民法および借家法の適用があり、その契約関係を規律するについては、信頼関係の法理の適用があるものと解する」と判示している。

これを踏まえれば、事業主体と入居者とは基本的に対等な関係にあること、入居者の収入によりいわば自動的に金額が決まるようになっていること、入居者の収入について事業主体が入居者に報告を求めることができることになっているが、強制力はもっていないことなどから、公営住宅法第16条に規定する家賃の決定は、内部的確認行為に過ぎず、行政処分ではないと解されるので私債権である。

b 水道料金

従前の行政解釈では、水道料金債権に適用される消滅時効は、自治法第236条により5年とされていたが、東京高裁裁判例(平成13年5月22日)において、「水道供給契約によって供給される水は、(改正前の)民法第173条の「生産者、卸売商人および小売商人が売却した産物または商品」に含まれるものというべきであるから、結局、本件水道料金債権についての消滅時効期間は、(改正前の)民法第173条所定の2年間(※)と解すべきこととなる。」と判示している。

その後, 水道事業者が最高裁に上告したが, 最高裁は上告を受理せず 確定した。

これにより、総務省は、従来の公の施設の使用料として消滅時効を5年とする解釈を変更し、「水道料金債権についての消滅時効期間は、(改正前の)民法第173条所定の2年間と解すべき」との通知を発した(平成16年11月18日付け 総務省自治財政局公営企業課長通知)。

c 公立病院診察料

従前の行政実例では、「府県立病院の入院料、診察料等その料金に区別があっても、すべて営造物(公の施設)の使用料に属する」として、公の施設の使用料としていたが、最高裁判例(平成17年11月21日)において、「公立病院において行われる診療は、私立病院において行われる診療と本質的な差異はなく、その診療に関する法律関係は本質上私法関係というべきであるから、公立病院の診療に関する債権の消滅時効期間は、自治法第236条第1項所定の5年ではなく、(改正前の)民

法第170条第1号により3年(※)と解すべきである。」との判決がなされた。

d 国立大学授業料

これまで、公立学校の授業料は公の施設の使用料にあたるとして公債権であるとされてきたが、まず、国立大学の在学関係について司法審査が及ぶか否かが争点となった最高裁判例(昭和52年3月15日)において、「大学は、国立であると私立であると問わず、学生の教育と学術の研究を目的とする教育研究施設であって」としており、国立・私立に関わらず在学関係には差異はない、との前提に基づいて判断している。

また、大学設置者と学生との関係については、最高裁判例(平成18年11月27日)において、「大学が学生に対して、講義、実習及び実験等の教育活動を実施するという方法で、大学の目的にかなった教育役務を提供するとともに、これに必要な教育施設等を利用させる義務を負い、他方、学生が大学に対して、これらに対する対価を支払う義務を負うことを中核的な要素とするものであり、学生が部分社会を形成する組織体である大学の構成員としての学生の身分、地位を取得、保持し、大学の包括的な指導・規律に服するという要素も有し、教育法規や教育の理念によって規律されることが予定されている有償双務契約としての性質を有する私法上の無名契約である」と判示している。

上記判例は、大学についてのものであり、また、授業料について判示したものではないが、判例からすると、国立大学の授業料は教育役務の提供に対する対価として私債権であると考えられるが、高校以下の学校であっても、その在学関係は上記判例が判示するとおりであることから、市立幼稚園、市立高校の授業料についても私債権と解するのが相当であり、消滅時効期間は民法第166条第1項第1号により5年となる。

なお、公債権・私債権の自治法等の適用による債権の分類を整理すると 次の表3のとおりとなる。

※ 改正民法施行後(令和2年4月1日以降)の時効期間は,債権者が「権利を行使することができることを知った時から5年間」,「権利を行使することができる時から10年間」と規定されている(民法第166条第1項)。

[表3] 自治体の債権の分類一覧

E /	公債	エ/ /主 ∤左	
区分	強制徴収公債権	非強制徴収公債権	私債権
発生	賦課や処分など公法上の原因		契約など私法上の原因
根拠法令	自治法第:	231 条の 3	民法
不服申立て	でき	きる	できない
滞納処分	地方税の例などにより 滞納処分できる 裁判所手続に。 ※自力執行権あり		よる強制執行
納入の通知	必要 ※自治法第 231 条		
督促	必要 ※自治法第 231 条の 3 第 1 項		必要 ※自治令第 171 条
督促による時効の更 新	督促により時効が更新 ※自治法第 236 条第 4 項		
延滞金の徴収	できる ※自治法第 231 条の 3 第 2 項		できない
公示送達	自治体の掲示場に掲示 ※自治法第 231 条の 3 第 4 項		公示による意思表示 ※民法第 98 条
徴収停止	地方税法等 自治令第 1		171 条の 5
履行延期	地方税法等	自治令第 171	条の6第1項
債務の免除	地方税法等	自治令第171条の7第1項	
履行期限の繰上げ	自治令第 171 条の 3		
債権の申出等	自治令第 171 条の 4		
時効期間	権利を行使することができる時から 2年または5年 ※個別法または自治法第236条第1項		権利を行使することができることを知った時から5年,権利を行使することができる時から10年 ※民法第166条第1項
時効の援用	不要		必要
債権の例示 ※別添一覧表参照	国民健康保険料,介護保 険料等	行政財産使用料,幼稚 園保育料等	市営住宅使用料,各種 貸付金等

(3) 歳入・歳出科目による債権の性質

歳入・歳出科目や債権名称から債権の性質を整理したものがあるので、それについて解説する。

ア 公有財産の使用と貸付け

公有財産は「行政財産」と「普通財産」に区分され、「行政財産」は、目的 外使用のほか貸付けをすることができる。

また、「普通財産」は貸付けをすることができる。

(ア) 行政財産の使用

a 法的根拠

行政財産の使用は、自治法第238条の4第7項に規定する「その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる」を根拠とし、いわゆる「目的外使用」として許可するもので、一般的な事例として、庁舎内の食堂や自動販売機の設置などがある。

b 債権の性質と歳入科目

行政財産の目的外使用にかかる使用料は、自治法第231条の3第1項に規定する使用料であることから、公債権であり、法律に滞納処分できる定めがないので、非強制徴収公債権である。

歳入科目の款,項,目,節は,使用料及び手数料,使用料,〇〇使用料,行政財産使用料である。

(イ) 行政財産の貸付け

a 法的根拠

行政財産の貸付けは、自治法第238条の4第2項に規定する「その 用途又は目的を妨げない限度において、貸し付け、又は私権を設定する ことができる」を根拠とし、本市においては、平成23年度から貸付け の対象を拡大するとともに、自動販売機の設置にあたっては、平成27 年度から公募方式による貸付けに移行することとした。

b 債権の性質と歳入科目

貸付けは、私法上の契約に基づくものなので、私債権である。時効期間は、民法第166条第1項第1号の規定により5年となる。

歳入科目の款,項,目,節は,財産収入,財産運用収入,財産貸付収入,土地(建物)貸付収入である。

(ウ) 普通財産の貸付け

a 法的根拠

普通財産の貸付けは、自治法第238条の5第1項に規定する「これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、若しくは出資の目的とし、又はこれに私権を設定することができる」を根拠としている。

b 債権の性質と歳入科目

行政財産の貸付けと同様に、私法上の契約に基づくものなので、私債権である。

また, 時効期間, 歳入科目についても行政財産の貸付けと同様である。

イ 実費徴収金について

(ア) 実費徴収金とは

実費徴収金は、条例・規則に基づき徴収する使用料・手数料とは異なり、 自治法により明確な定義付けがされているものではないが、自治体からの サービスの提供にあたり、利用者との合意(私法上の契約)に基づき、利 用者に実費相当分を負担させ、これを徴収するものである。

なお、実費相当分の負担についてあらかじめ合意がある場合には、自治体が一方的に実費相当額を決定し、徴収することができるものと解されるが、客観性を付与する意味においても、要項等で徴収する額や手続きについて規定しておくことが望ましい。

(イ) 実費徴収金の具体的事例

- ・行政財産の目的外使用にかかる光熱水費。
 - ※本市では、「行政財産の目的外使用の許可に関する事務処理要綱」で 行政財産使用許可書の様式を定めているが、この許可書の第5条にお いて、光熱水費等の負担について規定している。
- 各種の講座、教室の開催に伴う教材費等。
- ・閲覧文書や情報提供資料のコピー代。

(ウ) 実費徴収金の債権の性質と歳入科目

実費徴収金は、(ア)で解説したとおり私法上の契約に基づく私債権であり、その時効は、民法第166条第1項の規定により5年となる。

歳入科目の款、項、目、節は、諸収入、雑入、雑入、○○徴収金とする。 もしくは、節をその他の雑入とし、細節で○○徴収金とする場合もある。

ウ貸付金収入

貸付金収入は、本市が私人の立場で私法上の契約として貸付契約を締結することにより債権が発生するもので、私債権である。例外的に融資の損失補償によるものもこれに含まれるが、これは損失補償により市に債権が移転し、市が実質的な貸付者になるためである。

貸付金収入の根拠は、法令に規定している場合もあれば、条例のみで規定している場合もある。

歳入科目の款,項,目,節は,諸収入,貸付収入,貸付金収入,貸付元金収入で,時効期間については民法が適用され,貸付金にあっては民法第166条第1項により5年となる。

エ 不正・不当利得関係

(ア) 不正利得返還金

a 不正利得とは

不正利得とは、偽りその他不正の手段により給付や支給を受けることをいい、具体的には、不正に保険給付を受けたり、不正に診療報酬を請求したりする場合などが該当する。

b 債権の性質と歳入科目

不正利得は、基本的に個別の法令で規定されており、これが徴収の根

拠となる。さらに、その法令の中に「強制徴収できる」との規定がある場合は強制徴収公債権となり、規定がない場合は非強制徴収公債権となる。

また,歳入科目の款,項,目,節は諸収入,雑入,雑入,○○返還金となる(一部例外あり)。

なお,詳細については,資料編「不正・不当利得返還金債権の分類と 根拠法令」を参照のこと。

(a) 強制徴収公債権に分類される不正利得返還金

強制徴収公債権に分類される不正利得返還金は、個別の法令において、自治法第231条の3第3項の規定、または、地方税や国税 徴収の例により滞納処分できると定められている。

時効期間については、個別の法令に規定があるものはその期間とし、規定がないものについては自治法第236条第1項の規定により5年となる。

- · 国民健康保険不正利得返還金(保険給付)。
- 老人保健不正利得返還金。
- ・介護保険不正利得返還金。※平成21年5月1日の法改正以降発生分。
- ・児童手当・子ども手当返還金。
- · 児童扶養手当返還金。
- ・生活保護費返還金(生活保護法第78条関係)。※平成26年7月1日の法改正以降発生分。
- (b) 非強制徴収公債権に分類される不正利得返還金

非強制徴収公債権に分類される不正利得返還金のうち,国民健康保険の療養給付,介護保険(法改正前)および生活保護費(法改正前)については,法に「(不正利得について)支払わせることができる」との規定があり、また、医療費の単独助成については、各条例で「助成金の全部または一部の返還を命ずることができる」などと規定されているが、いずれも、滞納処分の規定がない非強制徴収公債権である。

時効期間については、自治法第236条第1項の規定により5年である。

- 国民健康保険不正利得返還金(療養給付)。
- ・介護保険不正利得返還金。※平成21年5月1日の法改正前に発生したもの。
- ・生活保護費不正利得返還金(生活保護法第78条関係)。 ※平成26年7月1日の法改正前に発生したもの。
- · 老人医療助成費助成不正利得返還金。
- · 重度心身障害者医療費助成不正利得返還金。
- ・ひとり親家庭等医療費助成不正利得返還金。
- ・子ども医療費助成不正利得返還金。

条例による 単独助成

(イ) 不当利得返還金

a 不当利得とは

不当利得は、民法第703条に規定されており、法律上の原因がないにもかかわらず、他人の財産または労務から利得を受け、これによって他人に損失を及ぼした場合に、その得られた利得のことをいい、給付にあたり、自治体の錯誤により過支給した場合も、当該過支給分は不当利得に該当する。

〇民法

(不当利得の返還義務)

第七百三条 法律上の原因なく他人の財産又は労務によって利益を受け、そのために他 人に損失を及ぼした者(以下この章において「受益者」という。)は、その利益の存 する限度において、これを返還する義務を負う。

b 債権の性質と歳入科目

不当利得返還金については、個別の法令や自治法には規定がないため、 民法第703条の規定を適用し請求を行うことにより債権として確定する。

なお、公法上の法律関係により生じた不当利得については、「公法上の不当利得」とする考え方が現在は多数説となっていることから、不当利得の返還請求権についても、公法上の不当利得返還請求権と解することができるため、自治法第231条の3第1項を根拠とする非強制徴収公債権である。

また,歳入科目の款,項,目,節は諸収入,雑入,雑入,○○返還金となる(一部例外あり)。

時効期間については、自治法第236条第1項の規定により5年である。

本市の事例では、重度心身障害者医療助成と介護給付の不当利得について、一部、確定判決が出ているものがあり、この時効は改正前民法第174条の2第1項が適用となり10年となっている。

ただし、この場合であっても、債権の性質は変わるものではないので、 時効の援用は不要である。

※生活保護法第63条に規定する返還金については、自治体が保護に要する費用を支弁し、その後、現実の資力が生じた時点で支弁時に遡及して「公法上の不当利得」が発生するが、その後に自治体が保護に要した費用の範囲内で請求する返還金額を決定するため、上記返還金は、生活保護法に規定する公債権と解する。

○児童手当の過誤払金返還請求について

過誤払い事案は、公法上の法律関係のもとに発生している。返還を求め得る明文の規定はないが、本来受給資格のない者に児童手当相当額を保有させておく理由はなく、公法上の不当利得として返還を求め得ると解される。

児童手当の支給は、受給資格認定とは別個の行政処分であり、過誤払い分についての支給決定を取り消す行政処分を行わなければ行政行為の公定力からいって、返還義務が生じないのであり、民法上の不当利得とはいえないが、公法上の法律関係により生じた不当利得についても、私法上の不当利得と同様の趣旨で利害の調整を図る必要があるのであり、「公法上の不当利得」という観念を認める見解が多数説である。即ち、児童手当の過誤払いによる返還請求権は、公法上の不当利得返還請求権であり、公債権である。ただし、強制徴収できる旨の条文がないので、非強制徴収公債権ということになる。

オ 補助金返還金および助成金返還金

歳出科目「負担金、補助金及び交付金」の細節にある「補助金」については、 実質が補助金と同様である助成金も含まれるが、補助金と助成金とで、債権の 性質が異なっている。

(ア) 補助金債権の性質

国の補助金については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」により決定されるため、行政処分性を有し、公債権に該当する。

一方,自治体の補助金については、法律や条例で定めている場合は、国の補助金と同様に公債権に該当するが、規則または要綱で定めている場合は、法的には「負担付贈与契約」に該当するものとされ、交付決定に行政処分性を有しないため、私債権に該当する。

本市が交付している補助金については、個別に条例を定めているものを除き、「補助金等交付規則」を根拠とし、各補助金の交付については、それぞれ要綱を定め、運用していることに鑑みれば、私法的法律関係にあり、私債権であることから、補助金返還金についても私債権となる。

※「負担付贈与契約」とは、「このような条件(負担)を守った場合には、 この金額を補助する」という贈与契約を、自治体と補助事業者が対等な 関係でする契約である。

なお,贈与契約である以上,補助金返還となる事由等について,規則・ 要綱や交付決定通知に明記しておくことが望ましい。

(イ) 助成金の債権の性質

助成金の主なものとして医療費助成金があるが、本市の制度としては、 重度心身障害者医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成、子ども医療費助成、老人医療費助成(過年度分のみ)がある。

これはいずれも市の事業で、助成の根拠として制度ごとに条例、施行規則を制定し、事業の財源として北海道からの補助金が充当されている。

また、大量かつ反復性を有し、被助成資格も明確になっており、かつ、

決定通知等には行政処分性があると認められることから、公法的な法律関係にあると解され、助成金返還金についても、公債権(公法上の不当利得)と解するのが相当である。

なお、上記の根拠となった乳幼児医療助成制度の資格喪失に関わる裁判 例は次のとおりである。

○乳幼児医療助成制度の判例(平成16年9月9日名古屋地裁判決)

(事案の概要)

乳幼児医療助成制度の判例(平成16年9月9日名古屋地裁判決)において、児童手当法に基づく特例給付および乳幼児医療助成を受けていたところ、それぞれの所得制限の限度額を上回ることを理由として、児童手当の支給事由の消滅処分を行い、さらに、医療助成の資格喪失を通知したことに対して、受給者が手当の消滅処分の取消と医療助成の資格喪失に対する異議申立てをしたものである。

(裁判所の判断)

「資格喪失のお知らせ」(以下「本件通知」という。)の処分性について次のとおり 判断している。

「名古屋市に居住する乳幼児全体を対象とし、個別的な助成の必要性を根拠とするものではなく、大量かつ反復して行われることを予定とし、助成を受ける資格を一義的明確に定めるとともに、申請者に対して、申請書にその資格を有することを証する書類を添付することを求め、市長には、その申請に基づいて添付された書類等を調査・確認して、資格を有するか否かについて判断する権限を付与されている。

医療助成制度に係る事務が大量かつ反復して処理すべきものであって,その事務を明確,統一的に平等に処理するためにも,条例を制定したのであって,そこに定められた目的,要件,効果,手続きを検討した結果,本件通知に行政処分性を認めるのが相当と判断される。

本件条例に基づく医療助成制度の法律関係は、名古屋市民からの個別的な申込みと市長による承諾の一致を要件とする私法上の契約関係ではなく、市長による要件審査に基づく一方的な被助成資格の認定とみるべきであり、本件通知は、行政処分に当たると解するのが相当である。」

カ 契約に伴い発生する損害賠償金等

債権のなかには、契約に伴って二次的に発生する損害賠償金や違約金等があるが、その発生根拠などを整理し、それぞれの債権の法的性質について解説する。

(ア) 自治体が締結する契約

自治体は、行政活動を進めるなかで、国や他の行政主体または私人との間で各種の契約を締結しているが、自治体などの行政主体が締結する契約を行政契約(公契約)といい、行政契約は「公法上の契約」と「私法上の契約」に分類される。

公法上の契約は、住民の福祉の向上などの公益を目的として法律効果を 生じさせる契約(自治法第252条の14に基づく事務の委託など)をい う。また、私法上の契約は、自治体が私人と対等の立場で、私法上の法律 効果の発生を目的として締結する契約で、工事請負契約や業務委託契約な どさまざまな契約があり、損害賠償金等の対象となるのは私法上の契約で ある。

(イ) 契約に伴って発生する損害賠償金

契約が有効に成立すると、契約した当事者はその契約を守る義務が生じ、 契約の相手方が契約を守らない場合には契約の不履行となり、これにより 損害が発生した場合は損害賠償を請求できるが、事前に双方の合意のもと で損害賠償について契約書に規定している場合(民法第420条第1項、 これを「賠償額の予定」という。)は、契約不履行によって実際に損害が 発生した際に、その損害の程度に関わらず、債務者は決められた損害賠償 額を支払うことになる(実際の損害の発生の有無や損害額を立証する必要 はない)。

ただし、契約書に規定している損害賠償が暴利をむさぼるような内容の「公序良俗違反(民法第90条)」、債権者の過失の程度に応じて、損害額を減額可能とする「過失相殺(同法第418条)」のほか、「利息制限法」や「消費者契約法」の規定に違反するなどして損害賠償金について争いが生じた場合は、裁判手続きにより解決することになる。

なお,本市の契約書に規定している損害賠償金等は,いずれも「賠償額 の予定」にあたるものである。

(ウ) 損害賠償金の種別と債権の性質

a 遅延損害金

履行遅滞が生じた場合、債権者は債務者に対して本来の債務の履行を 求めることができるだけでなく、滞納をしたことによって生じた損害の 賠償を求めることができる。この損害賠償金が「遅延損害金」である。

金銭債務を定められた期日までに支払わなかった場合に、相手方に対して損害賠償として支払わなければならない金銭や、売買契約での引き渡しの履行遅延によって生じた損害の賠償はこれにあたる。

遅延損害金は、利息のように元金に対して一定の割合で金額が決められることから、「遅延利息」と呼ばれることもあるが、遅延損害金が損害賠償であるのに対し、一般的な利息は貸借した金銭などに対して支払われる対価なので、債権の性質としては異なる。

b 違約金

民法第420条第3項で「違約金は、賠償額の予定と推定する。」と 規定されており、契約書に「違約金」について特にその意味を明示しな いで定めた場合は、損害賠償の額を予定しているものと推定されること になる。

この場合,実際の損害がそれよりも高い場合であっても変更ができないので,その不足分を請求するのであれば,債権者としては,例えば「ただし、乙に前記金額を超える損害が発生している場合には、その超過額

を請求することを妨げない。」「違約金を超える部分の損害賠償請求を 妨げない。」というような文言を契約書に加えておくべきである。

また,「違約金」が「賠償額の予定」でなく,例えば債務不履行に対する制裁の意味としての違約罰である場合は,契約書にその旨を定めることにより、違約金とは別に損害賠償を請求することができる。

c 遅延利息

遅延利息とは、支払遅延による違約金のことであり、遅延損害金と同義である。特に金銭消費貸借契約において、履行遅滞になった場合の損害金として多く用いられている。

債務額に応じて一定の割合で定められることから, 「利息」と呼ばれるが, 前述のとおり, 一般的な利息とは性質が異なる。

d 損害賠償金

債務の不履行により生じた損害の賠償金である。上記の遅延損害金や 違約金などは損害賠償金の一種である。

(エ) 損害賠償金の法的性質

債務の不履行により生じた損害の賠償について契約書で定められるものには、遅延損害金的なものや本来の損害賠償金などいくつかの目的があるが、いずれも、私法上の契約に基づいて発生するものなので、それら債権の性質は、当然に私法上の債権である。

(オ) 損害賠償金の歳入科目

上記各債権の具体の歳入科目について、「歳入歳出科目解説」および函館市の歳入科目にあてはめて整理すると、まず、科目解説では、「諸収入」のなかに「違約金及び延納利息」を示しており、その考え方は、「自治体が売買、貸借、請負その他の契約を行った場合、契約の相手方が契約上の義務を履行しないときに、契約事項に従って支払われるもの」であることから、函館市の歳入科目においては、次のとおりとなる。

款 諸収入

項 雑入

目 違約金及び延納利息

節 違約金及び延納利息

(カ) 損害賠償金の時効期間について

債務不履行による損害賠償請求権の消滅時効は、原則として5年である (民法第166条第1項第1号)。

消滅時効の起算点は、期限の到来時となる。ただし、期限の定めのない 債務については、債権の発生時となる。

第2節 債権管理

1 債権管理の基本原則

(1) 債権管理とは

債権管理とは、国の債権の管理等に関する法律第2条第2項で「債権について、 債権者として行うべき保全、取立、内容の変更及び消滅に関する事務」と定義さ れている。

また、自治法においても、第240条第2項で「普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない」と規定されており、具体的には、債権の発生から、日常管理、権利行使を経て回収し、権利の実現により消滅に至るまでの一連の管理を、自治法をはじめとする法令に基づき、適切に取り扱っていくことである。

(2) 債権管理の目的

ア 債権管理の目的

債権管理の目的は、自治体歳入の安定的な確保と市民負担の公平性の確保である。行政サービスを担当している限り、予算を使ってサービスを提供すること(歳出)だけが仕事なのではなく、歳入を安定的に確保することにより、行政サービスの提供を可能にするという基本原則を踏まえると、債権管理は事業の実施とともに車の両輪のごとく重要な仕事である。

イ 債権管理業務の現状および問題と課題

自治体の重要な責務は、市民福祉の向上を図るために政策・施策を立案して、各種の行政サービスを提供することであるが、ともすれば、自治体職員の仕事のやりがいは住民に対するサービスの提供であると思われがちであり、サービスの提供に伴い発生した債権を回収することは、自治体職員にとって決してやりがいのある仕事ではなく、どちらかというと後ろ向きな仕事という意識がある。

また,自治体が管理する債権(金銭債権)は,地方税,各種保険料,使用料, 手数料,貸付金など多岐にわたっており,どの法律に従ったらよいのか判断に 迷うといった煩雑さを要因として,債権管理業務そのものが目先の仕事に追わ れて,自分がどんな法律や条例などに基づいて仕事をしているのかという確認 も十分にできないまま,適用される法律等を的確に判断できない,もしくは誤 った判断をしている実態がある。

さらに、人事異動により、債権管理のノウハウが引き継がれないなどの問題 を抱えている債権所管課も見受けられる。

ウ 債権管理の留意事項

(ア) 債権の性質の判断

適切な債権管理を行うためには、債権の性質を判断して適用される法令 を理解することが重要である。

債権の分類とその性質については、本章第1節で解説したところである

が、各債権の性質について的確に判断し、法令に従い必要な措置を講じていくことが債権管理の第一歩となる。

(イ) 法令の遵守

債権管理は、自治法第240条第2項において「政令の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない」と規定されており、この行為に長の自由裁量はなく、不作為は許されない。

この規定を無視して、例えば、差押できる財産があるにもかかわらず強制徴収等をせずに、漫然と時効期間が満了して不納欠損処分をした場合には、「公金の賦課・徴収を怠る事実」として、住民監査請求や住民訴訟が提起され、市長等の個人の責任が追及されることがある。

その事例として、代表的な判例を示す。

◆平成12年4月24日 浦和地裁判決

市の納税課職員が市民税の徴収を懈怠して、その徴収権を消滅させたとして、同職員の指揮監督権者である市長個人に対する損害賠償請求代位請求の住民訴訟において、徴収権の消滅時効について市長の指揮監督上の重大な過失があったとして、市長個人に対する損害賠償請求が認容された。

◆平成16年4月23日 最高裁判決

たばこや清涼飲料水等の自動販売機を都道にはみ出して設置し、これによって都は都道の占用料相当額の損害を被ったとして、都の住民が都に代位して商品製造業者に対し、その損害賠償・不当利得返還を請求した住民訴訟で、自動販売機1台ごとの占用料相当額が少額であったことや、商品製造業者が都に協力して自動販売機の撤去に取り組んでいたという事実関係により、都の損害賠償・不当利得返還請求権の不行使は、違法ではないとの判決となったが、そのなかで、「地方公共団体が有する債権の管理について定める地方自治法第240条、地方自治法施行令第171条から171条の7までの規定によれば、客観的に存在する債権を理由もなく放置したり、免除したりすることは許されず、原則として、地方公共団体の長にその行使または不行使についての裁量はない」との判示があった。

〇地方自治法

(住民監査請求)

第二百四十二条 普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある(当該行為がなされることが相当の確実さをもつて予測される場合を含む。)と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実(以下「怠る事実」という。)があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によつて当該普通地方公共団体のこうむつた損害を補塡するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。

(住民訴訟)

- 第二百四十二条の二 普通地方公共団体の住民は、前条第一項の規定による請求をした場合において、同条第四項の規定による監査委員の監査の結果若しくは勧告若しくは同条第九項の規定による普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関若しくは職員の措置に不服があるとき、又は監査委員が同条第四項の規定による監査若しくは勧告を同条第五項の期間内に行わないとき、若しくは議会、長その他の執行機関若しくは職員が同条第九項の規定による措置を講じないときは、裁判所に対し、同条第一項の請求に係る違法な行為又は怠る事実につき、訴えをもつて次に掲げる請求をすることができる。
 - 一 当該執行機関又は職員に対する当該行為の全部又は一部の差止めの請求
 - 二 行政処分たる当該行為の取消し又は無効確認の請求
 - 三 当該執行機関又は職員に対する当該怠る事実の違法確認の請求
 - 四 当該職員又は当該行為若しくは怠る事実に係る相手方に損害賠償又は不当利得返還の請求をすることを当該普通地方公共団体の執行機関又は職員に対して求める請求。ただし、当該職員又は当該行為若しくは怠る事実に係る相手方が第二百四十三条の二第三項の規定による賠償の命令の対象となる者である場合にあつては、当該賠償の命令をすることを求める請求

(ウ) 条文を読む癖、読み解く力をつける

「何を根拠にそれをやっているのか、やるのか」をはっきりさせることが重要である。法令を遵守するためには、守るべき法令を理解する必要がある。債権管理においては、民法、破産法などのほか、民事訴訟法、民事執行法等の手続きや各種行政法規や条例等といった多岐にわたる法令についての理解が必要になるので、条文を読む癖と読み解く力をつけるよう、日頃から心がけること。

(エ) 合理的で効率的な債権管理

自治法上の債権(市の債権)は金銭債権であるので、債権管理の一番の目的は債権の回収であるが、一方で、少額債権に対して債権額以上の費用を費やして回収することは不合理であり、また、将来にわたって回収が困難な債権を長期間管理し続けることが管理コストの面から好ましくない場合もある。このような場合は、当該債権を管理対象から外す、すなわち、債権放棄等を行うことで、合理的で効率的な債権管理を進める。

(3) 債権管理の内容

債権管理の内容は、日常の台帳やファイルの管理、収納管理、履行遅滞が生じた場合の督促、催告、納付相談、債務者との示談が成立した場合の合意書面の作成、債務者に信用不安が生じた場合の保全措置、任意に弁済がなされない場合の訴訟提起、強制執行等の法的手続き、時効完成を理由とする不納欠損処理等多岐にわたる。

2 債権管理の基本法規

自治体債権の管理に関する基本法規は、自治法および政令である地方自治法施行令 (以下「自治令」という。)である。

自治法第240条第2項で「必要な措置をとらなければならない」ことが、同第3項で「することができる」ことが規定されており、その具体の内容については、自治令第171条から第171条の7までの規定が設けられている。

また、自治法第231条の3では督促および滞納処分について、同法第236条では時効についてそれぞれ規定している。

なお、債権の分類ごとの自治法等の適用関係は表4のとおりとなる。

(1) 自治法第240条

ア 自治体の長がしなければならない措置(第2項)

- · 督促(自治令第171条)
- ・強制執行等(同171条の2)
- 履行期限の繰上げ(同171条の3)
- ・債権の申出等(同171条の4)

イ 自治体の長がすることができる措置(第3項)

- ・徴収停止(自治令171条の5)
- ・履行延期の特約等(同171条の6)
- ・免除(同171条の7)

(2) 自治法第231条の3

自治法第231条の3は、督促および滞納処分等に関する規定であるが、その うち、主なものとして第1項から第3項について解説する。

ア 公債権の督促(第1項)

第1項では、「分担金、使用料、加入金、手数料、過料その他の普通地方公 共団体の歳入」を納期限までに納付しない者に対し、期限を指定して督促しな ければならないと規定しており、ここで対象となる債権は公債権である。

なお、私債権については、自治法第240条第1項の規定をうけて、自治令 第171条の規定が適用される。

イ 督促手数料および延滞金の徴収(第2項)

第2項では,第1項の歳入について,督促手数料や延滞金について条例で規 定している場合は,これらを徴収することができると規定しており,ここで対 象となる債権は公債権である。

また, 督促手数料については手数料条例で, 延滞金については各歳入の条例で定めることが必要である。

なお、本市においては、各歳入の条例のほか、債権管理条例第5条第1項に おいても延滞金の徴収について規定している。

ウ 滞納処分(第3項)

第3項では、「分担金、加入金、過料、法律で定める使用料その他の普通地 方公共団体の歳入」について、督促を受けた者が指定された期限までに納付し ない場合、地方税の滞納処分の例により処分することができると規定しており、 ここで対象となる債権は、公債権のうち強制徴収公債権である。

なお、「使用料」と「手数料を含むその他の普通地方公共団体の歳入」のうち、個別法で滞納処分に関する規定がないものについては、滞納処分をすることができない(第1節1(2)イ「(イ)自治法の視点から」参照)。

〇地方自治法

(督促、滞納処分等)

- 第二百三十一条の三 分担金、使用料、加入金、手数料、過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。
- 2 普通地方公共団体の長は、前項の歳入について同項の規定による督促をした場合には、条例で定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。
- 3 普通地方公共団体の長は、分担金、加入金、過料、法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入につき第一項の規定による督促を受けた者が同項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該歳入並びに当該歳入に係る前項の手数料及び延滞金について、地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合におけるこれらの徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(以下省略)

〇地方自治法施行令

(督促)

第百七十一条 普通地方公共団体の長は、債権(地方自治法第二百三十一条の三第一項 に規定する歳入に係る債権を除く。)について、履行期限までに履行しない者がある ときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

(強制執行等)

- 第百七十一条の二 普通地方公共団体の長は、債権(地方自治法第二百三十一条の三第 三項に規定する歳入に係る債権(以下「強制徴収により徴収する債権」という。)を 除く。)について、地方自治法第二百三十一条の三第一項又は前条の規定による督促 をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次の各号に掲げる措置を とらなければならない。ただし、第百七十一条の五の措置をとる場合又は第百七十一 条の六の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、 この限りでない。
 - 一 担保の付されている債権(保証人の保証がある債権を含む。) については、当該

- 債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続をとり、又は保証人に対して履行を請求すること。
- 二 債務名義のある債権(次号の措置により債務名義を取得したものを含む。) については、強制執行の手続をとること。
- 三 前二号に該当しない債権(第一号に該当する債権で同号の措置をとつてなお履行されないものを含む。)については、訴訟手続(非訟事件の手続を含む。)により履行を請求すること。

(履行期限の繰上げ)

第百七十一条の三 普通地方公共団体の長は、債権について履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、遅滞なく、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。ただし、第百七十一条の六第一項各号の一に該当する場合その他特に支障があると認める場合は、この限りでない。

(債権の申出等)

- 第百七十一条の四 普通地方公共団体の長は、債権について、債務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けたこと等を知つた場合において、法令の規定により当該普通地方公共団体が債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちに、そのための措置をとらなければならない。
- 2 前項に規定するもののほか、普通地方公共団体の長は、債権を保全するため必要があると認めるときは、債務者に対し、担保の提供(保証人の保証を含む。)を求め、 又は仮差押え若しくは仮処分の手続をとる等必要な措置をとらなければならない。 (徴収停止)
- 第百七十一条の五 普通地方公共団体の長は、債権(強制徴収により徴収する債権を除く。)で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号の一に該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適当であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。
 - 一 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるとき。
 - 二 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執 行の費用をこえないと認められるときその他これに類するとき。
 - 三 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。 (履行延期の特約等)
- 第百七十一条の六 普通地方公共団体の長は、債権(強制徴収により徴収する債権を除く。)について、次の各号の一に該当する場合においては、その履行期限を延長する 特約又は処分をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割し て履行期限を定めることを妨げない。
 - 一 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。
 - 二 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有 する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められる とき。
 - 三 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務 の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを 得ないと認められるとき。
 - 四 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る債権について、債務者が当該債務の 全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。

- 五 貸付金に係る債権について、債務者が当該貸付金の使途に従って第三者に貸付けを行なった場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第一号から第三号までの一に該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。
- 2 普通地方公共団体の長は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延 長する特約又は処分をすることができる。この場合においては、既に発生した履行の 遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金(次条において「損害賠償金等」という。)に 係る債権は、徴収すべきものとする。 (免除)
- 第百七十一条の七 普通地方公共団体の長は、前条の規定により債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約又は処分をした債権について、当初の履行期限(当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期の特約又は処分をした日)から十年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる。
- 2 前項の規定は、前条第一項第五号に掲げる理由により履行延期の特約をした貸付金 に係る債権で、同号に規定する第三者が無資力又はこれに近い状態にあることに基づ いて当該履行延期の特約をしたものについて準用する。この場合における免除につい ては、債務者が当該第三者に対する貸付金について免除することを条件としなければ ならない。
- 3 前二項の免除をする場合については、普通地方公共団体の議会の議決は、これを要しない。

(3) 自治法第236条

自治法第236条は、消滅時効に関する規定であるが、第1項から第4項について解説する。

ア 時効期間の特則(第1項)

第1項では、時効に関して「他の法律に定めがあるもの」を除いた自治体の 債権は、権利を行使することができる時から5年間行使しないときに時効によ って消滅すると規定している。

この場合の「他の法律に定めがあるもの」とは、一般法である民法のほか、 地方税法などの個別法に時効期間の規定があるものを指すことから、各債権の 根拠法令を確認する必要がある。

イ 時効の援用、時効の利益の放棄(第2項)

第2項では、時効期間満了による債権の消滅について、「法律に特別の定め」 がある場合を除いて時効の援用を要せず、また、時効の利益を放棄することが できないと規定している。

この場合の「法律に特別の定め」とは、地方税の徴収権についての時効消滅に関する規定(地方税法第18条第2項)など「時効の援用を要しない」という個別法の規定のほか、昭和46年11月30日の最高裁判例において、この「法律」に民法が含まれると判示されていることから、「時効の援用を要する」

という民法第145条の規定も含まれている。

このことから、自治体の有する全ての債権について時効の援用が不要となる ものではなく、私債権に分類される債権については時効の援用が必要である。 また、「その利益を放棄することができない」とは、時効の利益(時効期間 の満了を理由に納付しないこと)を受けることを拒絶できない、ということで あるが、これは「普通地方公共団体を一方の当事者とする金銭債権について、 時効の利益の放棄を認めることは、普通地方公共団体の債権債務の関係をいつ までも不確定にするため、時効の利益を確定的に享受すべき(出典:逐条地方 自治法)」との趣旨によるものである。

ウ 時効の完成猶予, 更新等(第3項)

第3項では、時効の完成猶予、更新その他の事項に関し、適用すべき法律の規定がないときは、民法の規定を準用することについて規定している。

「時効の完成猶予,更新その他の事項」とは、時効の完成猶予,更新のほか、時効の遡及効、時効の起算点等の事項をいい、「(前項に規定する事項を除く)」とは、第2項で規定している時効の援用および利益の放棄に関し、民法の特例が定められているので、それらの事項にかかる民法の規定を準用しないことをいうものである。

エ 時効の更新の効力(第4項)

第4項では、自治体がする納入の通知および督促は、時効の更新の効力を有することについて規定している。

なお, 「時効」についての詳細は, 「第3章 時効管理」を参照のこと。

○地方自治法

(金銭債権の消滅時効)

- 第二百三十六条 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の 法律に定めがあるものを除くほか、これを行使することができる時から五年間行使し ないときは、時効によつて消滅する。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付 を目的とするものについても、また同様とする。
- 2 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利の時効による消滅については、法 律に特別の定めがある場合を除くほか、時効の援用を要せず、また、その利益を放棄 することができないものとする。普通地方公共団体に対する権利で、金銭の給付を目 的とするものについても、また同様とする。
- 3 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利について、消滅時効の完成猶予, 更新その他の事項(前項に規定する事項を除く。)に関し、適用すべき法律の規定が ないときは、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定を準用する。普通地方公共 団体に対する権利で、金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。
- 4 法令の規定により普通地方公共団体がする納入の通知及び督促は、時効の更新の効力を有する。

[表4] 地方自治法・同法施行令の適用関係

区分	強制徴収公債権	非強制徴収公債権	私債権	
納入の通知				
督促	自治法第 231 条の 3 第 1 項		自治令第171条	
手数料・延滞金	自治法第 231 条の 3 第 2 項		民法	
送達・公示送達	自治法第 231 条の 3 第 4 項		民法	
徴収停止	地方税法等	自治令第 171 条の 5		
履行延期	地方税法等	自治令第171条の6第1項		
免除	地方税法等 自治令第171条の7第1項			
強制執行等	地方税法等 自治令第 171 条の 2			
履行期限の繰上げ	自治令第 171 条の 3			
債権の申出等	自治令第 171 条の 4			
時効期間の特則	自治法第2	民法		
時効の援用・放棄	自治法第236条第2項		民法	
時効の更新の効力	自治法第 236 条第 4 項			

3 日常の債権管理

(1) 債権の発生

債権が発生する事由は、その債権の性質によって異なる。

- ○公債権 → 賦課決定など行政庁の処分(行政処分)によって発生する。
- ○私債権 → 契約などのように、両当事者の合意に基づいて発生する。

(2) 収納管理

ア 調定および納入の通知

(ア) 調定

自治体における歳入の収入方法については、自治法第231条および自治令第154条に定めがあるほか、函館市会計規則(以下、「市会計規則」という。)においても歳入金の調定について規定している。

「調定」とは、歳入の内容を「調査」して収入金額を「決定」する会計上の事務処理、すなわち自治体の内部的な意思決定行為であるが、自治法第231条では、まず「調定し」、そして「納入の通知をする」ことを規定しており、また、市会計規則第18条第2項においても「直ちにこれを調定しなければならない」と規定している。これを「事前調定」という。

これに対して、口頭、掲示その他の方法によって履行を請求する収入(自治令第154条第3項)など、その性質上、事前に調定しがたいもの(市会計規則第18条第2項)については、例外的に収入後に調定をすることが認められている。これを「事後調定」という。

このように、調定は、債務者に対する納入の通知に先立って行うことを基本としており、法的には「事前調定」が原則である。

〇地方自治法

(歳入の収入の方法)

第二百三十一条 普通地方公共団体の歳入を収入するときは、政令の定めるところにより、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない。

○地方自治法施行令

(歳入の調定及び納入の通知)

- 第百五十四条 地方自治法第二百三十一条の規定による歳入の調定は、当該歳入について、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入義務者等を誤つていないかどうかその他法令又は契約に違反する事実がないかどうかを調査してこれをしなければならない。
- 2 普通地方公共団体の歳入を収入するときは、地方交付税、地方譲与税、補助金、地方債、滞納処分費その他その性質上納入の通知を必要としない歳入を除き、納入の通知をしなければならない。
- 3 前項の規定による納入の通知は、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納期限、 納入場所及び納入の請求の事由を記載した納入通知書でこれをしなければならない。 ただし、その性質上納入通知書によりがたい歳入については、口頭、掲示その他の方 法によつてこれをすることができる。

○函館市会計規則

(歳入金の調定)

- 第18条 歳入金を賦課し、もしくは徴収しようとするとき、または調定した歳入金を変更しようとするときは、部局長は、歳入調定者に通知しなければならない。
- 2 前項の通知を受けた歳入調定者は、直ちにこれを調定しなければならない。ただし、事前に調定しがたいものは納入と同時に調定することができる。
- 3 調定は、収入原簿に所要の事項を記入することによりこれを行なう。

【事後調定の一例】

- ○地方税等の延滞金のように、延滞した日数に応じて金額が算定されるものは、当然に 本税等が完納されなければ金額が確定しないので、事後調定となる。
- ○住民票等の取得に係る手数料や、施設の入館料のように、窓口で口頭により収受する ものについても、その日いくら収納するか事前に把握することができないので、事後 調定となる。

(イ) 納入の通知

納入の通知とは、金銭債権を納付すべき者に対して履行を請求する行為であり、調定と連動して直ちに行わなければならず(自治法第231条)、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納期限、納入場所、納入の請求の事由を記載した納入通知書でこれをしなければならない(自治令第154条第3項)。

調定が内部的な意思決定行為であるのに対し、納入の通知は対外的な行政行為であり、時効の更新の効力を有することが規定されている(自治法第236条第4項)。

納入の通知に記載する事項は、後の債権回収において、督促や時効管理 などに影響する重要な基本事項であるので、遺漏や不備のないよう十分な 注意が必要である。

また、納入の通知が行政処分となる公債権については、自治令第154条第3項で定める記載事項のほか、不服申立て、延滞金の徴収、滞納処分に関する内容などの「教示」をすることが義務付けられているので(行政不服審査法第82条)、特に注意が必要である。

イ 台帳の整備

日常の債権管理にあたっては、債権管理条例第4条に規定する事項を記載した台帳を整備することとしている。

台帳の様式に特に規定はないが、基本的には、債権の名称、債務者(連帯借 主などの連帯債務者、連帯保証人も含む)の氏名および住所、債権の金額、発 生年月日、当初の履行期限、納付および督促の状況、処分内容、交渉経過など 債権管理上必要な事項を全て記載しなければならない。

なお、納付状況については、納入通知書発送日、履行期限、納付年月日、納付金額、元金残高等が一覧できるよう整備すべきであるほか、連帯保証人や第 三者から納付があった場合は、納付した者の情報(氏名、住所、債務者本人との関係等)を記すなど、できる限り詳細に記載することとする。

また、督促、処分内容(法的措置、差押、履行延期の特約等)、交渉経過などについても、その年月日、措置の相手および方法、担当者等を記載することとする。

○函館市債権の管理に関する条例

(台帳の整備)

- 第4条 債権管理者は、市の債権を適正に管理するため、書面または電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により次に掲げる事項を記載し、または記録した台帳を整備するものとする。
 - (1) 債権の名称
 - (2) 債務者の氏名および住所(法人にあっては、その名称および代表者の氏名ならびに主たる事務所の所在地)
 - (3) 債権の金額,発生年月日,当初の履行期限等
 - (4) 納付および督促の状況
 - (5) 処分内容, 交渉経過等
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、債権管理者が必要と認める事項

ウ 台帳の管理

台帳で管理すべき情報に遺漏や不備があった場合、債務者が履行遅滞に陥った後の適切な督促等が困難になり、その後の滞納処分に著しく支障をきたすことになる。

また、債権管理業務は監査委員による監査(自治法第199条)の対象とな

るほか,住民監査請求(自治法第242条)によって監査が開始されることもある。自治体が適正な債権管理を怠ったとする住民監査請求が発端で裁判となった場合,台帳が適正に管理されていなければ,重要な証拠を欠くことになり,敗訴の原因になり得る。

このように、台帳を整備し、日々の収納情報を適正に管理することは、債権管理業務を進めるうえで重要な業務の一つである。

工 収納

納入義務者は、通常、納入通知書または納付書に現金を添えて指定金融機関等に料金等を払い込み、その結果について会計管理者を通じて市に報告されるが、収納方法には、現金以外では口座振替などの方法がある。

また,各債権所管部局では,調定額と実際の収入額との突合(消し込み)を 行い,収入状況を管理しなければならない。

オ 未収となった場合の対応

歳入が未収になったとき(滞納が発生したとき)は、速やかに督促、催告等を行うこととなるが、その詳細は、「第2章 債権の回収」で説明する。

【分割納付にかかる調定について】

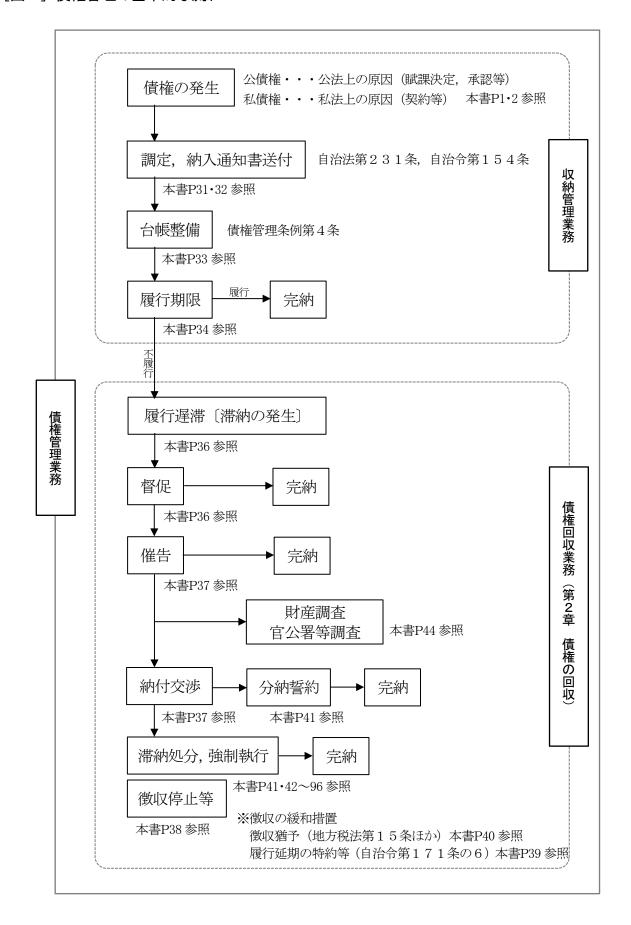
歳入を収入するにあたって分割納付を認める場合があるが、分割納付には、厳密には 自治令第171条の6に規定する履行延期の特約(処分)による分割納付と、債務者か らの納付相談を受けて応じる任意の分割納付がある。

履行延期の特約による分割納付の場合は、延期された納期ごとに改めて調定することができ、時効についても、延期した納期限の翌日から進行することになる。また、延期された納期限が年度を超える場合は、翌年度に改めて調定することになる。

一方、任意の分割納付の場合は、単に納付額を分割するだけなので、調定は当初のままで変更や分割することはできない。任意の分割納付は、民法第152条第1項の債務の「承認」にあたり、残額部分について誓約時点で時効が更新され、その翌日から新たに時効が進行する。

現在,各債権所管部局で運用している分割納付は、いずれも任意の分割納付である。 生活保護費返還金などで債務者が無資力な場合に、履行延期の特約による分割納付が 認められているが、その場合であっても、安易に分割調定するのではなく、債権の総額 を正確に把握する手法を確立し、適切に収納管理と時効管理に努めていく必要がある。

[図3] 債権管理の基本的な流れ



第2章 債権の回収

第1節 履行遅滞に陥った場合の対応

1 はじめに

市が有する債権については、公債権、私債権にかかわらず、納期限までに納付させ、 滞納を生じさせないことが大原則であるが、万一、滞納が生じた場合には、速やかに 督促、催告等を行い、場合によっては強制執行等も視野に早期の回収を図る必要があ る。また一方で、納付資力に乏しい債務者については、徴収猶予や履行延期の特約等 の緩和策も講じながら債権の回収を図っていく必要がある。

なお、滞納の発生から債権回収(消滅)までの流れについては、35ページの図3 を参照のこと。

2 督促

(1) 督促とは

督促とは、「債務者が納期限を過ぎても債務を履行しない場合に、期限を指定して納付を催告する」行為をいい、履行遅滞が発生した場合、回収のための措置を速やかに講じる必要があるが、その最初の手続となるのが督促である。

(2) 督促の根拠

公法上の債権については自治法第231条の3第1項, 私法上の債権については自治令第171条,個別法に明示の規定のあるもの(港湾法第44条の3など) についてはそれぞれの規定に基づいて督促を発することとなる。

(3) 督促の法的効果

自治体が発する督促については、自治法第236条第4項の規定により、時効の更新の効力を有する。

また、公法上の債権にあっては、督促を発することにより、自治法第231条の3第2項または個別法の規定に基づき、条例などで定める延滞金等を徴収することができる。

なお、強制徴収公債権にあっては、督促が滞納処分の前提要件となっていることから、後述する繰上徴収の場合を除き、督促がなされない限り、滞納処分手続に入ることができない。

(4) 督促の方法および督促を行う時期

自治法および自治令に督促の方法に関する規定はないが、前述のとおり時効の 更新の効力を有することや、滞納処分の前提要件であることに鑑みて、後日の紛 争を避けるため、書面(督促状)によって行うこと(国税においては督促状によ り行うことと定めており、口頭による督促は認めていない(国税通則法(以下、 「通則法」という。)第37条第1項)。)。

また、督促を発しなければならない期限も同様に規定されていないが、公債権

においては、 督促により延滞金を徴収することができること等も考慮し、 納期限 経過後速やかに督促する。

なお、地方税法では納期限後20日以内に督促状を発しなければならないと規定されていることから、税以外の債権についても20日以内に送付することが望ましい(ただし、20日以降に発した督促状が無効となるものではない。)。

督促状には、債権の名称や未納金額等を記載するほか、督促自体が行政処分に 該当する公法上の債権では不服の申立てや延滞金の徴収、滞納処分に関する事項 など、債権の性格に応じた教示事項を記載しなければならない。

3 催告

(1) 催告とは

催告とは、「債務者に1度目の督促を実施した後も、なお納付がない時に再び督促する」行為のことであり、時効の更新の効果が生じる1度目の督促とは異なり、催告後6か月間は、時効期間が経過しても、時効の完成を猶予させる効果(民法第150条第1項)のみを生じる。

このため、実質的には納付の履行を促すためになされることが多いが、時効完成の直前に、支払督促の申立てを行う時間的余裕を作るため、催告をする場合もある。

なお、催告によって時効の完成が猶予されている間に再度の催告をしても、時効の完成猶予の効力は生じないため(同法第150条第2項)、時効を完成させないためには、時効の完成前に、裁判上の請求等(同法第147条)などの手続きにより、時効を更新または完成猶予させる必要がある。

(2) 催告の時期および方法

催告により納付が期待できるのは、債務者の納付意識が比較的高い滞納初期の 段階であると考えられるので、滞納が発生した場合には、速やかに督促や催告の 手続を開始することが重要である。

催告により早期納付を求め、あるいは速やかな納付交渉を実施するため、最終的な強制執行(滞納処分)を見据えて催告を行う。

また、同様の内容で催告を繰り返しても効果を見込めないので、催告の内容を 段階的に厳しい内容とし、最終的には差押(強制執行できない債権にあっては裁 判所手続)を執行することを予告する一方、分割納付に関する相談についても応 じることを付記し、納付相談を促す。

4 納付交渉

(1) 納付交渉の意義

債務者が督促や催告に応じて相談を申し出た時には納付交渉に入ることとなる。 納付交渉においては、滞納者(納(付)期限を過ぎても徴収金等を納付しない債務 者)に対して債務の履行を求めることは当然であるが、交渉の過程において、滞 納となった原因の把握や納付意思の有無、滞納者の収入や財産の状況等を確認す ることができる極めて重要な機会である。

このため、交渉にあたっては、可能な限り来庁による面談を原則とし、次の点に留意しながら交渉を進める。

(2) 納付交渉の基本

ア 納期内納付の奨励

各種歳入金については、市が行う住民サービスの原資となっており、市民の 負担の公平性を確保する上で、納期内に納付することが必要であることを理解 させ、今後滞納を繰り返すことのないよう求める。

イ 滞納処分・法的手続を念頭においた対応

納付資力がありながら納付しない滞納者に対しては、納付について誠意がみられない場合には滞納処分や強制執行等の手続に移ることを示し、その結果について滞納者に理解させることが重要である。

このためには、各債権において滞納処分や強制執行等の手続に着手できる体制を整え、執行実績を積み上げていくとともに、滞納者に対しても説明できるようにしておくことが必要である。

ウ 滞納者の状況把握

納付資力がありながら納付しない滞納者に対しては、前述のように強制的な 徴収手段を用いて対応することとなる。

一方で、納付資力がない滞納者に対しては、分割納付を認めるなどの緩和措置をとることができることから、どのような方針で滞納整理を行うかの判断が必要となるが、適切な判断を行うためにも、滞納者の収入や財産の状況について正確に把握する必要があり、納付交渉にあたっては、滞納者の言い分に一方的に流されず正確な情報を得るため、裏付けとなる資料を事前に調査し、または滞納者から提出させる必要がある。

エ 協議を行う旨の合意による時効の完成猶予

一般的な納付相談の場合,通常は時効の完成に影響を与えないが,「(納付に関する)協議を行う旨の合意」を行うことにより,時効の完成を猶予(延長)することができる(民法第151条)。

この合意は書面(または電磁的記録)によることを要し、合意による完成猶予期間は1年(完成猶予期間中に再度の合意を行うことにより、最大5年まで延長が可能)と定められている。

なお、その後の相談の結果として分割納付等を誓約した場合には、それにより時効の更新の効力が生じるため、新たに協議を行う旨の合意文書を取り交わす必要はない。

(3) 納付について合意できる可能性がある場合の対応

債務者が一時に債務を履行することは難しいが、期間的な猶予を与えることで債務の履行が可能と判断される場合は、履行延期の特約(非強制徴収公債権、

私債権)や徴収猶予・換価猶予(強制徴収公債権)を適用して履行期限を延長, あるいは分割納付を認めることが適当である。

なお、それぞれの要件等については後述する。

(4) 納付困難と判断される場合の対応

債務者が天災や急激な収入の減少等により、納付が困難な状況にあると推測される場合は、その判断材料として、債務者から収入状況等の納付資力を裏付ける資料の提出を求め、最終的には徴収停止(自治令第171条の5)や債務の免除(自治令第171条の7)、債権放棄(自治法第96条第1項第10号)の適用を検討する。

ただし、生活状況等は常に変動するものであるので、交渉時点において納付困難と判断された場合であっても、そのまま放置することなく、定期的に納付交渉や状況の把握に努めることが必要である。

5 履行延期の特約等(非強制徴収公債権および私債権)

(1) 履行延期の特約とは

自治体の債権においては、債務者が無資力またはこれに近い状態にあるときなど、自治令第171条の6に定める所定の事由に該当する場合は、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができ、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げないことが定められている。なお、強制徴収公債権においては、徴収の緩和制度として「徴収猶予」の規定が設けられている(詳細は「6 徴収猶予 (強制徴収公債権)」を参照)。

また、履行延期の特約は、契約により発生した債権(私債権)においては、契約(=合意・特約)により、行政処分により発生した債権(非強制徴収公債権)においては、行政処分により行う。

(2) 適用要件

履行延期の特約または処分の適用要件については、自治令第171条の6第1 項第1号から第5号に規定されているが、そのうちの主なものとして、次のア、 イについて解説する。

ア 債務者が無資力または無資力に近い状態にあるとき

「無資力」とは、資産がないか、あっても他の債務の担保に充てられており、 無価値に等しく、かつ、収入が生計もしくは事業を維持するに足りないと認め られる状況にあることをいう。

また、「無資力に近い状態」とは、収入が少ないため、当該債権を約定どおりに返済させると生活もしくは事業を維持できなくなると認められる状況にあることをいう。

イ 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現 に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認 められるとき 「債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるとき」とは、 債務者の収入、資産の両面からみて、当該債務を一時に支払うことが困難であ ると認められる状態にあることをいう。

ただし、法律上、滞納債権に優先して弁済すべき債務がある場合を除き、他に支払い(生活費や借金の支払い等)があるというだけでは該当するかどうかの判断ができないため、詳細な確認が必要となる。

また,「徴収上有利であると認められるとき」 とは,資産があっても他の債務の担保等に充てられており,強制執行をしても債務の一部しか回収できず,強制執行をすることにより,債務者が生活や事業を維持できなくなる場合等,徴収猶予や分割納付等を承認し,資力の回復を待って滞納金を徴収した方が,結果的に徴収上有利となる場合をいう。

(3) 留意事項

ア 適用要件の審査等

履行延期の特約や処分を行う場合には、市民負担の公平の確保の観点などから、履行延期や分納の申請書の提出を求めるとともに、適用要件の該当性を裏付ける資料を提出させる。

債務者に提出を求める資料としては、預貯金の額および取引履歴、公的扶助の受給の有無、賃金・報酬の額(給与明細書、確定申告書の写し、課税証明書等)、貸付金・売掛金の額、不動産の所有状況(登記事項証明書等)、その他債務の状況(消費貸借契約書等)など、収支・資産の状況等が明らかになるものなどがある。

イ 履行延期の申請および承認・不承認(非強制徴収公債権)

履行延期の申請にあたっては、書面により、申請の理由や生活等の状況(前 述適用要件関係)、 今後の納付計画等について記載させる。

なお、非強制徴収公債権においては、履行延期に関する決定についても行政 処分となるため、上記の申請に対する承認・不承認の決定についても、書面で 申請者に対し通知する。

また、履行延期を取り消す場合も行政処分となることから、承認通知時に、「不履行時には承認を取り消す」等記載しておくことが望ましい。

ウ 合意書面の作成(私債権)

私債権の場合,当事者間の契約(合意)により滞納者に期限の利益を付与することとなるので,履行延期にあたっては,必ず合意書面を作成するとともに,履行遅滞が発生した場合の期限の利益の喪失条項を記載すること。

(例)「2回以上納付を怠ったときは期限の利益を喪失する」など。

6 徵収猶予(強制徵収公債権)

徴収猶予とは、地方税法に定められた徴収緩和制度の1つで、災害等の事由により、 徴収金を一時に納められないと認めた時には、1年以内(やむを得ない理由があると 認められる場合には最大2年)の期間に限り徴収を猶予することである(地方税法第

15条ほか)。

強制徴収公債権にあっては、前述の「履行延期の特約等」の適用対象とならないため、地方税法の例により滞納処分ができる各債権は、個別法に徴収猶予に関する規定がある場合を除き、地方税法の規定を用いて徴収を猶予することとなる。

なお、具体的な適用要件等については、「第2節 滞納処分できる債権」で詳述する。

7 分割納付

滞納者の申し出に基づく分割納付は、徴収猶予(地方税法第15条ほか)や履行延期の特約(自治令第171条の6)の適用要件には該当しないが、一時に納付することが困難な滞納者に対し、実務上の運用として例外的に認めている徴収方法で、債権の分類にかかわらず、広く用いられている。

なお、分割納付を認める場合には、次の点に特に留意すること。

(1) 納付計画および分割納付の承認

分割納付の相談を受ける場合には、できるだけ早期に完納する納付計画を滞納者に立てさせなければならない(原則として弁済期間が長期間に及ぶような少額の分割納付は認めない)。

また、分割納付の承認にあたっては、滞納者の財産や生活状況等を的確に調査 したうえで、納付資力に応じた納付計画であることを確認するとともに、納付計 画を記載した「分割納付誓約書」を提出させることを原則とし、不履行があった 場合、一括請求や滞納処分を受けても異議のないことを誓約させること。

(2) 少額の分割納付を希望する滞納者への対応

滞納者の納付資力により、やむを得ず少額の分割納付を認める場合は、3か月から6か月程度の期間とし、期間終了後、改めて調査したうえで、納付額を増額した納付計画を立てさせるなどして、早期に滞納を解消させることが重要である。

(3) 分割納付の法的効果

分割納付誓約による納付は、徴収猶予や履行延期の特約とは異なり、「滞納者の申し出に基づき、分割納付による債務の履行完了を待っている状態に過ぎないこと」、「法的効果を有するものではないこと」、「特に滞納者に期限の利益を与えているものではないこと」に留意すること(ただし、民法第152条の権利の「承認」にはあたるので、時効の更新の効力がある)。

8 滞納処分・強制執行等

督促後,一定期間が経過した後も納付や相談がなく,あるいは滞納者が納付交渉に おいて納付に誠意を示さず,交渉が不調に終わった場合には,原則として滞納処分や 強制執行等の法的手続をとることとなる(自治令第171条の2など)。

なお、具体的な手続等については、本章第2節および第3節を参照のこと。

第2節 滞納処分できる債権

1 滞納処分の概要

(1) 滞納処分とは

滞納処分とは、地方団体等が自力執行権に基づいて行う租税等の債権の強制徴収手続を総称したもので、国税徴収法第5章「滞納処分」に定める、「差押」「交付要求」「換価」「配当」等、一連の手続がこれに該当する。

地方税法では、各税目において「国税徴収法に規定する滞納処分の例によること」が定められているが、「強制徴収公債権(第1章第1節1「(2)債権の分類」を参照)」に分類される地方税以外の債権については、それぞれの徴収の根拠となる法令において、「地方税の滞納処分の例により滞納処分することができる」等の規定が設けられており、各債権の根拠規定に基づき滞納処分を行うこととなる。なお、滞納処分の流れは、図4のとおりである。

(2) 自力執行権とは

自力執行権とは、強制徴収公債権において債務不履行があった場合、債権者自らが強制執行(差押、取立等)できる権限のことである。非強制徴収公債権や私債権においては、債権者の自力執行が禁止され、裁判所手続による強制執行(第2章第3節参照)が必要であるのに対し、強制徴収公債権においては、当該債権の性質や重要性に鑑み、徴収法や地方税法等の規定により、徴収職員に自力執行権が付与されている。

なお,強制徴収公債権と非強制徴収公債権の回収手続の違いは,図5のとおりである。

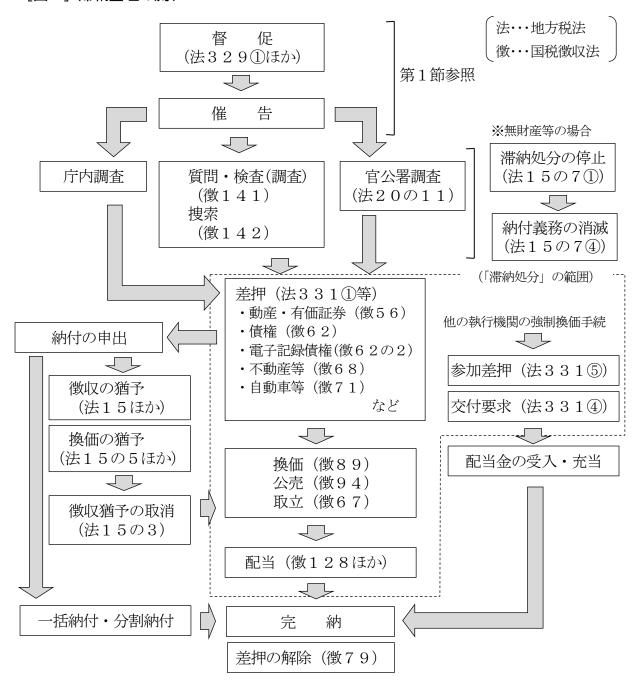
(3) 徵収職員等

徴収事務に従事する職員の名称については、根拠法ごとに定められており、一 例を挙げると以下のようなものがある。

名称の違いによる権限の相違はないため、本節においては、これらの職員を総称し「徴収職員(等)」という。

- ・徴収職員(国税:徴収法第2条第11号)。
- · 徵稅吏員(地方稅: 地方稅法第1条第1項第3号)。
- ・その他滞納処分を執行する権限を有する者(健康保険法等の規定に基づき滞納 処分を執行する権限を有する者:滞納処分と強制執行等との手続の調整に関す る法律基本通達第2条関係2)。

[図4] 滞納整理の流れ



「図5] 強制徴収公債権と非強制徴収公債権の回収手続の違い

2 財産の調査

(1) 財産調査とは

徴収職員は、滞納者に対する差押に先立ち、差押の対象となる財産の有無など を把握するため、下記の方法により調査を行うことができる。

- ・任意の調査・・・ 質問・検査(徴収法第141条および第147条)
- ・強制調査 ・・・・ 捜索(徴収法第142条から第146条および第147条) これらの調査は、差押に先だって行われるため、いわゆる「滞納処分」にはあたらないが、より多くの財産を発見することにより、効率的、効果的な差押等を執行することが可能となるため、滞納処分を行う上で非常に重要である。

また、財産調査は、上記の質問および検査の権限を行使して行うほか、必要に 応じ、庁内および各官公署等に対する照会等(地方税法第20条の11)も行い、 財産の把握に努める。

なお,調査に際しては,「滞納者に帰属する債権か」,「債権の性質・成立原因」, 「債権譲渡,相殺,消滅していないか」などに留意し調査を行う。

(2) 官公署等への協力要請

官公署等が有する個人情報等については、地方公務員法等により守秘義務が課されており、任意の調査である質問・検査では、回答を得られないことが考えられる。このため、官公署等への協力要請に関する特別の規定が地方税法に設けられている(地方税法第20条の11)。

○地方税法

(官公署等への協力要請)

第二十条の十一 徴税吏員は、この法律に特別の定めがあるものを除くほか、地方税に関する調査について必要があるときは、官公署又は政府関係機関に、当該調査に関し参考となるべき簿書及び資料の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる。

本規定は、官公署等の守秘義務を絶対的に解除するものではないが、「官公署の一員として、行政目的を阻害せず、業務上支障を生じない範囲で、できる限り他の地方団体の徴税吏員からの協力要請に協力していくべきもの(出典:地方税法総則逐条解説)」との解釈が示されており、通常は回答が得られるものと考える。なお、官公署等への照会については以下のようなものがある。

ア 戸籍等調査(市民部戸籍住民課)

滞納者の転居先の把握や住所履歴の確認、相続人の調査等が必要な場合は、 戸籍住民課に対し、住民票、戸籍(現・除籍謄本、戸籍の附票、原戸籍)など 関係書類の無償交付を依頼する。

また、外国人については、平成24年7月以降は住民登録がされており、住 所履歴等については住民票により確認可能だが、それ以前の情報については東 京入国管理局長あてに公用請求する。

なお、具体的な方法については、函館市庁内web市民部HP「旧外国人登

録原票等の公用での請求方法について」を参照のこと。

イ 課税状況調査(財務部税務室)

税の賦課は収入や資産の有無に対して行われるため、課税資料の閲覧によって状況を把握しておくことにより、その後の財産調査を円滑に進めることが可能となる。

具体的には、市民税の課税台帳および申告書の閲覧により、所得の種類、金額、給与所得者であれば勤務先の情報、生命保険控除の有無(保険料控除があれば生命保険の加入状況を照会する。)を確認する。

また,固定資産課税台帳の閲覧により,所有不動産の有無,資産価値(=評価額),物件の所在地番等を確認する。

ウ 市外の市役所、町村役場、区役所等への照会

転入あるいは転出者については、本市に情報がないため、転出元(先)の自 治体に照会する。

照会内容は基本的に上記アと同様であるが、当該自治体の税担当課に「滞納 状況照会」を行うことにより、当該自治体における滞納状況や、固定資産の所 有の有無について確認することができる。

エ 不動産登記の照会(法務局)

上記イの調査で不動産の所有を把握した場合は、法務局に対し、登記事項証明書の交付を申請する。

証明書(乙区欄)に権利情報として,担保権設定の有無,設定債権者情報が記載されているので,担保権が設定されている場合は,必要に応じて債権者に債権残高等を照会し,債権残高が資産価値を下回っている場合には差押を検討する。

なお、公用請求の場合、手数料は登記手数料令第19条により免除となる。

オ 自動車登録の照会(運輸(支)局)

「登録事項等証明書交付請求書」により、運輸局に対し車検証の交付を申請する。登録番号順に整理されているため、登録番号が不明な場合は調査できないが、自動車税を賦課している都道府県が登録番号を把握していることから、北海道については渡島総合振興局の課税課に、北海道外については各都府県の課税担当課に対し登録番号等を照会した上で、その情報をもとに運輸局に照会することが可能である。

なお、軽自動車については市町村で課税しているため、函館市で課税している軽自動車については、「イ 課税状況調査 (財務部税務室)」で把握することができる。

(3) 質問および検査(徴収法第141条ほか)

徴収法第141条の規定に基づく質問調査は、強制力を持たない任意調査と解されており、相手方が回答を拒否した場合は実施できない。一方で、正当な理由なく調査を拒否した場合の罰則規定(徴収法第188条ほか)が設けられており、間接的に調査に応じる義務が課されている。

なお、官公署を除く金融機関等に対しては、本規定に基づいて照会を行うこととなる。

○国税徴収法

(質問及び検査)

第百四十一条 徴収職員は、滞納処分のため滞納者の財産を調査する必要があるときは、 その必要と認められる範囲内において、次に掲げる者に質問し、又はその者の財産に 関する帳簿書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式そ の他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電 子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成又は保存がされている場 合における当該電磁的記録を含む。第百四十六条の二及び第百八十八条第二号におい て同じ。)を検査することができる。

- 一 滞納者
- 二 滞納者の財産を占有する第三者及びこれを占有していると認めるに足りる相当の 理由がある第三者
- 三 滞納者に対し債権若しくは債務があり、又は滞納者から財産を取得したと認めるに足りる相当の理由がある者
- 四 滞納者が株主又は出資者である法人

調査は書面によることを原則とし、照会文には、照会事項、根拠法等を必ず記載する。

また、徴収職員は、財産調査をする場合には、「調査権限がある身分を証明する 徴収職員証票を携帯し、質問、検査および捜索を受ける者などから請求があった ときはこれを呈示しなければならない(徴収法第147条第1項)」とされている ことから、関係先を訪問し調査を行う場合には、必ず徴収職員証票を携帯するこ と。

調査対象および調査すべき事項には、次のようなものがある。

ア 金融機関調査

一般的に、個人・法人を問わずほとんどの者が金融機関と取引を行っていると考えられ、また、預貯金については金融機関側が反対債権(預金者に対し金融機関が保有している債権=貸付等)を有していない限り、即時差押・取立が可能な換価性の高い資産であることから、財産調査の中でも、特に重要性の高い調査である。

調査にあたっては、口座を有する金融機関に直接訪問して行う方法と、各金融機関に照会文書を送付して行う方法の2種類があるが、過去の交渉経過や調査などで口座開設先が特定できている場合や、即時差押を執行する場合には訪問調査を、口座開設の有無を含めて調査が必要な場合は郵送による調査を選択するのが一般的である。

(ア) 訪問調査の方法および留意点

訪問調査は、あらかじめ「金融機関の預貯金等の調査証」を作成しておき、金融機関の窓口で調査証を呈示して調査協力を求める(基本的に呈示のみで提出不要であるが、金融機関によっては写しを求められる場合があ

るので事前に用意しておく)。

残高は取引の状況によって大きく変動するので、必要に応じ1か月~数か月程度の取引履歴が確認できる明細の交付を受ける。入金にあわせ差押を執行するなど、特に必要がある場合は入出金の時刻も確認する(金融機関によって明細に記載がない場合もあるが、口頭で質問すれば回答が得られる)。

(イ) 郵送による調査

郵送による調査は、各金融機関に照会文を郵送することにより行う。

照会文は、金融機関の本店等に直接送付しても差し支えないが、通常は 各金融機関に担当部署が設けられているので、あらかじめ送付先を確認の 上、当該部署に送付した方が迅速な回答が得られる。

また、照会にあたっては、照会文に照会の根拠(徴収法第141条および対象債権が滞納処分できる債権であることの根拠法)を明示し、調査対象者については、氏名(フリガナも)、住所、生年月日、性別を記載するほか、転居をしている場合は、住所履歴などをあわせて記載することにより、回答が得られ易くなる。

なお,回答を郵送してもらうため,返信用封筒(切手貼付)を必ず同封 すること。

イ 生命保険契約調査

生命保険契約とは、「当事者の一方が一定の事由が生じたことを条件として 財産上の給付を行うことを約し、相手方がこれに対して当該一定の事由の発生 の可能性に応じたものとして保険料を支払うことを約する契約(保険法第2 条)」をいい、契約内容によって各種保険給付が発生するほか、掛け捨ての保 険を除く多くの保険で解約時の返戻金が生じる場合がある。

特に生命保険契約の場合,通常,長期間契約が継続されることが多く,返戻金が高額となっている場合も多いので,預貯金と同様,重点的に調査を行う必要がある。

調査は各生命保険会社に照会文を郵送することにより行うが、調査上の留意 点等については、前述の金融機関調査と同様である。

ウ 勤務先調査

滞納者の勤務先へ給与支払額等の調査をすることは、雇用主に滞納情報を知られることとなり、結果として滞納者の不利益(信用失墜)となることも想定されるので、催告書に「納付がないときは勤務先に調査を行う」ことや「給与を含め差押する」ことを記載するか、納付相談時に「不履行があれば給与も含め差押する」ことを口頭で伝えるなどして、勤務先調査が実施されることを事前に認識させることが望ましい。

調査は、課税状況調査等により勤務先が判明した場合に、勤務先に照会文を送付することにより行うが、勤務先からの回答により、給与の差押が可能かどうか、どの程度差押可能かの判断をすることになるため、回答については、直近3か月程度の支払額、源泉所得税額、住民税の控除額、社会保険料額、扶養

親族数、支払方法、差押の有無等について記載するよう依頼する。

また,勤務先から回答があった場合は,回答に対するお礼の連絡をし,さらに差押となった場合の協力依頼をしておくことで,差押等の事務手続がスムーズに行えるほか,雇用主から滞納者への指導により,納付相談に繋がる場合もある。

工 年金調査

年金の受給権は本来差押が禁止されている債権であるが、遺族年金や障害年金等を除く一般的な年金給付については、滞納処分に限り差押が可能となっている。

課税対象とならない年金(遺族年金・障害年金など)以外の年金受給については市民税の課税状況にて把握可能なので、国民・厚生年金であれば日本年金機構(照会先:中央年金センター情報提供グループ)に、共済年金、企業年金等であれば各年金の組合等の事務局あてに受給状況の照会を行う。

才 取引先調査

自営で営業収入を得ている者については、取引先に対して債権(売掛金,貸付金)等を有する場合があるので、取引先に対し状況を照会する。

取引先については、確定申告資料や預金の入出金履歴により把握する。

また、ウの勤務先調査と同様、調査により取引先に対する信用を低下させる こととなるので、「不履行があれば取引先に調査を行う」ことや「売掛金等も含 め差押する」ことを事前に催告書等により伝えておくことが望ましい。

カ 借家人・借地人調査

滞納者が所有している不動産を貸し付けて収入を得ている場合、その賃貸料 を調査する。

調査の方法としては、確定申告資料に「不動産収入」が計上されている場合、 賃借人が記載されていることがあるので、当該賃借人に対して賃料の額や支払 い方法等についての照会文を郵送するほか、アパート等の当該不動産を訪問し、 入居者から支払状況等を聞き取り、または照会文を投函する。

(4) 捜索(強制調査)(徴収法第142条から第146条)

ア 捜索とは

捜索はいわゆる強制調査にあたり、裁判官の令状なく滞納者等の物または住居その他の場所に立ち入って調査することができる最も強力な権限である。このため、滞納者等が任意調査に応じないなど、財産の状況を明らかにできないときに限って行われるべきものであり、その範囲は最小限である必要がある。

イ 捜索をすることができる場合

徴収職員は、差し押さえるべき財産の発見、または差し押さえた財産の搬出など、滞納処分のため必要があるときは、滞納者の物または住居等を捜索することができる(徴収法第142条第1項)。

なお、「滞納処分のため必要があるとき」には、差押財産の引き揚げ、見積価額の評定等のために必要があるときも含まれる(徴収法基本通達第142条関

係1)。

また、滞納処分のため必要がある場合で、次に該当するときは、第三者の物または住居等を捜索することができる(徴収法第142条第2項)。

- ・滞納者の財産を所持する第三者が、その引渡しを拒否したとき。
- ・滞納者の親族その他の特殊関係者(滞納者からの援助で生計を維持している者など)が滞納者の財産を所持すると認めるに足りる相当の理由がある場合において、その引渡しを拒否したとき。

ウ 捜索をすることができる場所・物

捜索することができる場所には、滞納者または滞納者の財産を所持している者が使用していると認められる住居、事務所、営業所、工場、倉庫、宿泊中の旅館等があり、捜索することができる物には、金庫、貸金庫、たんす、書籍、かばん、戸棚、封筒等がある(徴収法基本通達第142条関係5および6)。

エ 捜索の時間制限

捜索は、原則として日没後から日出前まではすることができない。ただし、日没前に着手した捜索は、日没後でも引き続き行うことができる(徴収法第143条第1項)。

また、旅館、飲食店等夜間でも公衆が出入りできる場所で、夜間のみ営業しているなど、滞納処分の執行のためやむを得ないと認められる相当の理由があるときは、日没後であっても捜索することができる(徴収法第143条第2項)。

オ 捜索の立会人

捜索をする場合には、その捜索の適正を期するため、次のいずれかの者のう ち、上位の該当者を優先して立ち会わせなければならない(徴収法第144条)。

(ア) 滞納者の住居等を捜索する場合

- ①滞納者
- ②滞納者の同居親族で相当のわきまえのある者
- ③滞納者の使用人その他の従業者で相当のわきまえのある者

(イ) 第三者の住居等を捜索する場合

- ①捜索を受ける第三者
- ②第三者の同居親族で相当のわきまえのある者
- ③第三者の使用人その他の従業者で相当のわきまえのある者

なお、「相当のわきまえのある者」とは、捜索の立会の趣旨を理解することのできる者をいい、成年であるかどうかは問わないこととされている(徴収法基本通達第144条関係5)。

また,(ア)(イ)の者が不在または立会に応じないときは,次の順序に従い 立ち会わせることとする。

- ①成年に達した者2名 (関係者であるかどうかは問わない)
- ②自治体の職員(明文の規定はないが、滞納処分に関与しない部局の管理職が望ましい)
- ③警察官(通常は拒否される)

カ 出入禁止の処分

捜索に支障があると認められるときは、関係者以外の者に、その場所に出入りすることを禁止することができる(徴収法第145条)。

なお、出入りが認められる者は次のとおり。

- 滞納者。
- ・差押財産を保管している第三者および捜索を受けた第三者。
- ・上記の者の同居親族。
- ・滞納者を代理する権限を有する者。

キ 捜索の手順

捜索は、滞納者の業態、捜索場所の利用状況等から判断して、最も財産が発 見できると推察される保管場所等から順次行う(例:店舗のレジなど)。

なお、財産を差し押さえる場合の優先順位は次のとおり。

- ①滞納金額を満足できるもので速やかに滞納金に充当できるもの(現金,有価証券など)
- ②換価性の高い動産または債権で、滞納者の生活や事業の継続に著しく支障を 与えないもの
- ③その他,帳簿,書類等

ク 捜索調書の作成

徴収職員が滞納者の住居等を捜索した場合は、捜索に関する事項(捜索場所、 捜索日時等)を明確にするために、その都度、「捜索調書」を作成し、徴収職員 および立会人が署名・押印した上で、捜索を受けた滞納者または第三者および 立会人にその謄本を交付しなければならない。

ただし,立会人が署名・押印に応じない場合は,その理由を調書に付記する こと。

なお、捜索の結果差押を執行した場合には、差押調書に捜索の事項を記載することから、捜索調書の作成を要しない(徴収法第146条第3項、国税徴収 法施行令(以下、「徴収令」という。)第21条第2項)。

ケ 施錠されている場合の対応

捜索にあたり、扉や戸、金庫等が施錠してある場合には、滞納者等に指示して解錠させることができるが、滞納者等が従わない場合には、徴収職員自ら必要な処分(扉や戸、鍵の破壊等)をすることができる(徴収法第142条第3項)。

ただし、職員自らが施錠等を除去する場合には、その損壊を必要最低限にと どめる必要があり、損壊によって将来争いとなることも想定されることから、 解錠については、可能な限り専門家に依頼すること。

コ 捜索で取り上げることができない物等

滞納者等が着衣内に、財布や現金、小切手を所有している場合や、指輪や高価な時計等を身につけている場合には、滞納者等に任意に提供させて差し押さえることは可能だが、職員が自ら相手に触れて取り上げることはできない。

また、手紙等の信書(本人宛で封入された郵便物等)は、差し押さえ可能物

が含まれているかどうか確認するため開封を求めることはできるが、調査権限 の範囲外であるため、職員自ら開封し確認することはできないとされている。

サ 捜索による時効の完成猶予および更新の効力

捜索により財産を差し押さえた場合は、差押財産を占有した時から、時効期間が経過しても時効の完成が猶予され、換価等により差押が終了すると時効の更新の効力が生じる(徴収法第56条第2項、民法第148条第2項)。

なお、大阪高裁裁判例(昭和34年12月7日)では、滞納処分として財産 差押に着手したことが認められるときは、差し押さえる財産がないために差押 ができなかった場合においても、その捜索に着手したときに時効中断(民法改 正後の時効の更新)の効力が生じると判示されていることから、捜索の目的が 差押の執行であれば、結果として差押ができなかった場合でも、捜索の終了後、 滞納者に捜索調書の謄本を交付した時に時効の更新の効力が生じる。

ただし、第三者の住居等を捜索した場合(徴収法第142条第3項)には、 捜索調書の謄本により滞納者に通知しなければ時効の更新の効力は生じない (通則法第72条第3項、民法第154条)。

シ 捜索に要した費用の徴収

捜索において解錠に要した費用や、差押物品の搬出(車のレッカー費用等) および保管(貸倉庫に要した費用等)費用は滞納処分費として徴収する。

ただし、捜索したものの、その場で完納した場合や、差し押さえする財産がない等の理由によって差押をしなかった場合には、要した費用については滞納処分費として徴収しないこととされている(徴収法基本通達第136条関係)。

3 財産の差押

(1) 差押の一般的事項

ア 差押とは

徴収金が滞納となったときは、徴収職員は自力執行権を行使して、滞納処分による債権の強制的回収を図ることとなる。

その最初の段階をなす手続が差押であり、その後、差押財産の換価、換価代金の配当と進み、一連の滞納処分が終了する。

差押自体は、滞納者が有する差押財産の所有権を奪うものではなく、滞納者がその財産を売却することや、処分することを禁止して、その財産を強制的に換価できるような状態におく処分である。

イ 差押の要件

次のいずれかに該当するときは、徴収職員は滞納者の財産を差押えなければならない(徴収法第47条ほか)。

(ア) 督促に係る滞納金につき、その督促状を発した日から起算して10日を 経過した日までに完納しないとき

すなわち、督促状を発した日を1日目として、12日目以降に差押をすることができる。

ただし、「10日を経過した日」が休日の場合には、翌開庁日までに完納

されていないときに差押をすることができる(通則法第10条第2項など)。

(イ) 繰上徴収に係る徴収金について,変更された納期限までに納付しないと き

この場合、督促を要さず差押をすることができる(地方税法331条第1項第2号ほか)。

また、督促を受けた後、繰上徴収事由(地方税法第13条の2)に該当する事実が生じたときは、10日を待つことなく直ちに差押をすることができる(繰上差押:地方税法第331条第3項ほか)。

なお、繰上徴収については「(10) 繰上徴収と繰上差押」を参照のこと。

ウ 差押の対象財産

差押の対象となる財産は、差押を行う時において、次の状態に該当する財産でなければならない。

(ア) 財産が日本国内にあること

徴収法は日本国の行政権の及ぶ地域にのみその効力が及ぶため、滞納者 が国外に所有する財産は差押の対象とならない。

(イ) 財産が滞納者に帰属(実質的に所有)していること

財産が滞納者に帰属していれば、名義または所有者が誰であるかは問わない(例:亡父名義で不動産を所有している場合等(民法上,所有者の死亡と同時に相続が開始され、相続人に所有権が移転する)。ただし、登記名義人(死亡者)が滞納者でない場合、そのままでは差押ができないため、債権者が代位して相続登記を行い、その後差押をする。)

なお、滞納者に帰属している財産であるかどうかは、次により判断する。

a 動産,有価証券

滞納者が所持していること(民法第186条)。ただし、他人に帰属していることが明らかなものは除く。

- b 不動産,電話加入権等 滞納者名義で登記(登録)されていること。
- c 債権

借用証書、預金調査、売掛帳その他帳簿書類等により、滞納者に帰属すると認められること。

(ウ) 財産が金銭価値を有すること

差押の対象となる財産は、これを差し押えて換価し、その代金をもって 滞納金に充てるものであるので、金銭的価値を有しないものは差押の対象 とならない。

(エ) 財産が売却または取立ができるものであること

差押財産の換価方法は、売却することと取立をすることの二つあるので、 差押の対象となる財産は、売却または取立できるものでなければならない。 このため、滞納者に一身専属的に帰属する権利(権利や義務が特定の人 に専属し、他人に譲渡することのできない権利をいい、「相続権」や「財産 分与請求権」等がある)は譲渡できないので差押の対象とはならない。

(オ) 財産が差押禁止財産でないこと

差押対象となる財産は、徴収法のほか、各法律で差押を禁止している財産以外のものでなければならない。

a 一般の差押禁止財産

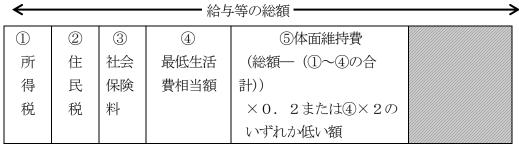
次の差押禁止財産については、たとえ滞納者の承諾があっても差し押 さえることができない(徴収法第75条)。

- ・滞納者および生計を同一にする親族の生活に欠くことができない衣 服,寝具,家具,台所用具,畳および建具。
- ・3か月間の食料および燃料。
- ・農業を営む者の農業に欠くことができない器具、肥料、労役の用に供する家畜及びその飼料並びに次の収穫まで農業を続行するために欠くことができない種子その他これに類する農産物。
- ・漁業を営む者の水産物の採捕または養殖に欠くことができない漁網その他の漁具、えさ及び稚魚その他これに類する水産物。
- ・技術者,職人,労務者その他の主として自己の知的又は肉体的な労働により職業または営業に従事する者のその業務に欠くことができない器具その他の物(商品を除く)。
- ・その他:実印,仏像,位牌,日記,勲章,学習書籍,義手等。
- b 給与の差押禁止

給与については、給与生活者の最低生活の維持、地位または体面の維持などの観点から、一定額の差押が禁止されている(徴収法第76条)。

このほか、賞与や退職手当などについても一定の範囲の金額について 差押を禁止している。

なお、滞納者の承諾がある場合には、その承諾の範囲内で、差押禁止 の限度を超えて差し押さえることができる。



--->< 差押可能額 **>**

c 社会保険制度に基づく給付の差押禁止

社会保険制度に基づき支給される退職年金,老齢年金および普通恩給に係る債権は給料等と,退職一時金や脱退一時金などの債権は退職手当等とそれぞれみなし,給与等と同様の方法により差押禁止額を計算する(徴収法第77条)。

d 条件付差押禁止財産

農漁業等に従事する滞納者が、滞納金額の全額を徴収することができる代替財産を提供したときは、事業を継続するための特定の財産等について差押をしないこととされている(徴収法第78条)。

(事業を継続するための特定の財産の例)

農業者の機械、器具、家畜類、農産物、農地等

漁業者の漁網,漁具,えさ,稚魚その他の水産物,漁船等

e 他の法律による差押禁止

徴収法に規定する差押禁止財産以外にも、特別法により差押を禁止されているものがあり、一例をあげると以下のとおりである。

- ・年金給付を受ける権利(国民年金法第24条)。
- ・保険給付を受ける権利(厚生年金保険法第41条)。
- ・生活保護金品および進学準備給付金(生活保護法第58条)。
- 高額療養費,傷病手当金等の健康保険給付(国民健康保険法第67条、健康保険法第61条ほか)。
- ・自立支援給付(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第13条)。
- · 児童手当(児童手当法第15条), 児童扶養手当(児童扶養手当法第24条)。
- · 失業等給付(雇用保険法第11条), 災害補償給付(労働基準法第83条第2項)。
- ・自動車損害賠償責任保険(共済)の保険金請求権(自動車損害賠償補償 法第18条ほか)。
- ・ 責任保険契約に基づく保険給付請求権(保険法第22条第3項)。

など

エ 差押財産の選択

差押の対象となる財産が複数あるとき、どの財産を差押えるかについては、 徴収職員の裁量に委ねられているが、徴収法基本通達第47条関係17では、 選択の際には、以下に掲げる事項に十分留意して選択するよう定めており、実 務上は換価手続が不要な預貯金や生命保険(解約返戻金等支払請求権)を優先 して差押する。

- ・第三者の権利を害することが少ない財産であること(徴収法第49条)。
- 生活の維持または事業の継続に与える支障が少ない財産であること。
- ・換価が容易な財産であること。
- 保管または引揚げに便利な財産であること。

オ 超過差押の禁止

徴収するために必要な財産以外の財産は、差し押さえることができない(徴収法第48条第1項)。

ただし、徴収法基本通達第48条関係3では、財産が不可分物の場合、その 財産は「徴収するため必要な財産」にあたり、超過差押えには該当しないとし ている。

(例) 生命保険の解約返戻金が滞納額を上回る場合など(※滞納金に相当する 部分のみを分けて差押することはできない)。

カ 無益な差押の禁止

差押する財産の価額が、滞納金に優先する滞納処分費や国税等の額を超える 見込みがないときは、差押をすることができない。(徴収法第48条第2項)

ただし、差押時点で対象財産の価値を正確に判断し可否を判断することは現実的に困難であることから、一見して滞納金に充てる見込みのないことが明らかな場合を除き、差押が無効となるものではない。

(例) 不動産を差押し、公売を行った場合等(※売却価格は市場動向に左右され、正確な評価を行うことが困難なため)

キ 差押の一般的な効力

差押の効力は、財産の区分、性質によって異なるが、一般的な効力は次のとおりである。

(ア) 処分禁止の効力

差押は、その財産について、法律上の処分(売買、贈与等)または事実上の処分(廃棄、取りこわし等)を禁止する効力がある。

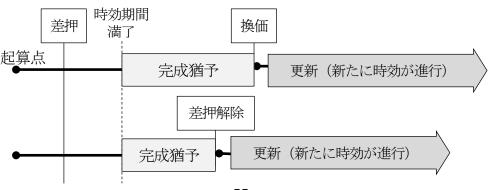
したがって、差押後に所有権の移転があっても、処分庁は滞納者の財産 として換価することができ、差押後に損壊等があった場合には、罰則の適 用がある(徴収法第187条、刑法第262条)。

(イ) 時効の完成猶予および更新の効力

差押は、その差押が効力を発生すると、差押が終了するまでの間、時効の完成が猶予される(地方税法第18条第3項、民法第148条第1項ほか)。

時効の完成猶予の効力は、財産を換価したときは、買受人が所有権を取得した時(代金の納付時)まで継続し、時効の完成猶予事由が終了した時点から新たに時効が進行を始める(時効の更新:地方税法第18条第3項、民法第148条第2項)。

また、換価する財産の価額が、滞納処分費や優先して配当しなければならない国税等の額を下まわり、換価をしても滞納金の徴収が見込めないなどのために結果として差押を解除した場合(徴収法第79条第1項第2号ほか)であっても、差押の解除が差押の終了事由に該当するため、当該差押を解除した時点で時効が更新される。



(ウ) 従物に対する効力

主物(例:建物)を差し押さえた場合には、従物(例:建具・畳等)に対しても差押の効力が及ぶ(民法第87条第2項)。

(エ) 果実に対する効力

差押財産から生じる天然果実(民法第88条第1項。果物・牛乳等)には差押の効力が及ぶ(徴収法第52条第1項)が、法定果実(民法第88条第2項。貸家から生じる家賃等)には差押の効力が及ばないため(徴収法第52条第2項)、法定果実を取り立てる場合は、別に差し押さえなければならない。

ただし、債権を差し押さえた場合における差押後の利息については差押の効力が及ぶため、定期預金等を満期時に取立てる場合は、あわせて取立てを行う(徴収法第52条第2項ただし書き)。

(オ) 相続があった場合の滞納処分続行の効力

滞納処分を執行した後、滞納者が死亡したときは、滞納処分の効力が相続人にも及び、滞納処分が続行することから(徴収法第139条第1項)、相続人に対し、改めて差押のやり直しをする必要はない。

ただし,死亡保険金に関しては,死亡時受取人が別途取得する権利であり,相続財産にあたらないため,滞納処分の効力も及ばない。

(カ) 継続的収入に対する効力

給料,年金,診療報酬債権や,継続的に取引が行われている場合の売掛金など,継続的収入に対する債権差押の効力は,「○月支給分給与」というように期間を限定した場合を除き,徴収すべき滞納金の額を限度として,差押後に支払われるべき給与等のすべてに差押の効力が及ぶ。

このため、「〇月以降支給分給与」として差押えた場合には、給与等の支 給時ごとに差押をする必要はない。

(キ) 保険金請求権に対する効力

損害保険または火災共済の目的となっている財産を差し押さえたとき (例えば、火災保険の目的物となっている建物を差押えたとき)は、その 差押の効力は、保険金または共済金の支払いを受ける権利にも及ぶ(徴収 法第53条第1項)ので、改めて保険金等を差し押さえる必要はない。

ただし、保険会社または共済事業者に対し、「当該財産を差押えたこと」 「国税徴収法の規定により、保険金または共済金を市に支払わなければな らないこと」を通知(「保険等に付されている財産の差押通知書」により行 う。) することが必要である。

ク 差押の共通的な手続

徴収法では、財産を「動産または有価証券」、「債権」、「不動産」、「船舶または航空機」、「自動車・建設機械または小型船舶」、「無体財産等」に区分し、それぞれに差押手続が定められている。

各財産の差押方法については後述するが、各債権で共通する手続は以下のと おりである。

(ア) 差押調書の作成

財産を差し押さえたときは、差押調書を作成しなければならない(徴収 法第54条)。

差押には対象財産の処分を禁止する効力があり(徴収法基本通達第47条関係51),滞納者および第三債務者等に重大な影響を及ぼすものであるから,差押に関する事項(下記(イ)参照)を記録し,明確にしておく必要がある。

○差押調書作成の時期

財産の区分	調書の作成時期
動産または有価証券(60ページ参照)	差押のためこれらを占有した時
債権	債権差押通知書の作成と同時
不動産、船舶または小型航空機、	差押書の作成と同時
自動車・建設機械または小型船舶,	
第三債務者がない無体財産等	
第三債務者がある無体財産等	差押通知書の作成と同時

(イ) 差押調書の記載事項(徴収令第21条)

徴収職員は、差押調書に次の事項を記載して署名押印しなければならない。

- ・滞納者の氏名および住所または居所。
- ・ 差押に係る徴収金の年度、種類、納期限および金額(延滞金を含む)。
- ・差押財産の名称,数量,性質および所在(財産を特定できるよう,明確・ 詳細に記載する)。
- ・作成年月日(原則として差押年月日。ただし郵送の場合は発送日)。 また、捜索を実施し差押を執行した場合には、徴収法第142条の規定 により捜索した旨と捜索の日時および場所を記載し、立会人の署名押印を 求めること。

(ウ) 滞納者への差押通知

差押財産が「動産または有価証券」,「債権」,「第三債務者がある無体財産権等」の場合には,滞納者に差押調書謄本を交付しなければならない(徴収法第54条)。

また, 差押財産が「不動産」,「船舶または航空機」,「自動車・建設機械または小型船舶」,「第三債務者がない無体財産権等」の場合には, 滞納者に差押書を交付する(徴収法第68条ほか)。

なお、「謄本」とは、調書と同一の文字符号を用いて調書の内容を完全に 写し取った書面をいい、謄写であるか筆写であるかは問わないが、必ず「謄本」であることを記載する。

(エ) 抵当権者等への差押の通知および通知書の記載事項

次に掲げる財産を差し押さえたときは、その財産の権利者のうち、財産 調査や登記事項証明書等によって確認されている権利者に対し、書面によ り、差し押さえた旨等の通知(「担保権設定等財産の差押通知書」により行 う。)をしなければならない(徴収法第55条)。

差押財産の内容	差押通知をすべき者
質権, 抵当権, 先取特権, 留置権, 賃借権	これらの権利者
その他第三者の権利の目的となっている財	
産	
仮登記がある財産	仮登記の権利者
仮差押または仮処分がされている財産	仮差押または仮処分をした保
	全執行裁判所または執行官

また、通知書には次の事項を記載しなければならない(徴収令第22条)。

- ・滞納者の氏名および住所または居所。
- ・差押に係る徴収金の年度、種類、納期限および金額(延滞金を含む)。
- ・差押財産の名称,数量,性質および所在(財産を特定できるよう,明確・ 詳細に記載する)。
- 差押年月日。
- ・担保のための仮登記(仮登録も含む)の権利者に対しては、当該登記が 担保のための仮のものであると認められること。

(2) 動産および有価証券の差押

ア 動産とは

徴収法における動産とは、不動産以外を全て動産とする民法上の動産(民法 第86条)のうち、徴収法上の「船舶または航空機」、「自動車・建築機械また は小型船舶」を除いたもので、捜索の結果、差し押さえることが多い(例:金 銭、未完成の建物、登記の対象とならない船舶、登録のない自動車・航空機、 登記のない建設機械)。

イ 有価証券とは

有価証券とは、財産的価値のある私権を表章する証券で、その権利の発生、 移転または行使の全部または一部が証券によってなされるものをいう(例:手 形、小切手、国債、株券、商品券、社債、ゴルフ会員権、外国通貨、切手、印 紙など)。

ウ 差押の手続

(ア) 手続の概要

動産または有価証券の差押は、徴収職員がその財産を占有して行う(徴収法第56条第1項)。

この場合における「占有して行う」とは、徴収職員が差押の意思をもって、その財産を客観的な事実上の支配下におき、滞納者による処分の可能性を排除することをいい、動産等の差押は、ほとんどの場合、捜索の結果として行われる。

なお、差押の流れを図示すると次のとおりである。



(イ) 差押財産の搬出手続

差押財産を搬出するときは、搬出調書を作成し、これに署名押印するとともに、滞納者等にその謄本を交付しなければならない。

なお、差押調書または捜索調書を作成する場合は、これらの調書に差押 財産を搬出する旨を付記して搬出調書の作成に代えることができる(徴収 令第26条の2)。

(ウ) 差押調書の作成および書類の交付

動産等を差し押さえたときは、差押調書を作成し、滞納者および立会人に差押調書の謄本を交付する(徴収法第54条、第146条第3項)。

※「差押財産」欄の記載例

- 一般の動産の場合
 - テレビ1台(〇〇製〇型、製造番号〇〇)以上、封印1枚
- 現金の場合

金額 金弐万弐千円(差押物件は搬出した)

(内訳) 壱万円札1枚10,000円五千円札1枚5,000円

壱千円札 7枚 7,000円 など

(エ) 差押の効力の発生時期

動産等の差押の効力は、徴収職員がその財産を占有したときに生じる(徴収法第56条第2項)。

ただし、徴収法第60条第1項の規定に基づき、差し押さえた動産等を滞納者またはその財産を占有する第三者に保管させる場合は、封印などにより差し押さえた旨を表示したときに差押の効力が生じる(徴収法第60条第2項)。

また、金銭を差し押さえたときは、その時点で滞納者から徴収金を徴収したものとみなされる(徴収法第56条第3項)。

(オ) 差押財産を滞納者に保管させる場合の手続

徴収職員が必要と認めて、差押財産を滞納者等に保管させるときは、封

印,公示書などで差し押さえた旨を明確に表示し,滞納者等に対して保管 すべきことを命ずる(徴収法第60条)。

なお、滞納者等が封印等を破棄した場合には、刑法上の罰則規定がある (刑法第96条)。

※「差し押さえた旨を明確に表示」とは、例えば、縄張、立札、木札等により第三者に対し差押財産であることを明確にする方法をいい、第三者が一見して差押対象であることを認識できなければ差押の要件を充足しないと判示されている(昭和28年1月30日・広島高裁松江支部)。

エ 有価証券に係る債権の取立て

(ア) 取立てのできる有価証券

有価証券のうち、手形や小切手のように券面金額の給付を目的とする証券については、差押後、公売等を行うことなく、直接、取立て(換金)することができる(徴収法第57条第1項)。

なお、取立てにあたっては、滞納金額にかかわらず、当該有価証券の券 面金額全額を取立てる。

(イ) 取立ての手続

原則として、当該有価証券に「国税徴収法第56条第1項の規定により 差し押さえ、同法第57条第1項の規定により取り立てる。」と記載し、徴 収職員が記名・押印した上で、当該有価証券を振出人または引受人に呈示 し、直接取立てを行う。

ただし、金融機関を通じて取立てることができる小切手または手形については、通則法第55条(納付委託)の方法により取立てを行う(当市においては、総括店である北洋銀行函館中央支店に委託)。

(ウ) 取立ての効力

有価証券に係る金銭債権を取立てたときは、その時点で、券面額を限度 として差し押さえに係る徴収金を徴収したものとみなされる(徴収法第 57条第2項)。

(3) 債権の差押

ア 徴収法における債権とは

徴収法における債権とは、「金銭または換価に適する財産の給付を目的とする債権」に限定されており、具体的に例示すると下記のような債権がある。

- (ア) 支払請求権(売掛金,給与,賃貸料,生命保険など)
- (イ) 払戻請求権(預貯金,供託金,電子記録債権など)
- (ウ) 返還請求権(貸金,敷金など)
- (エ) 環付請求権(過誤納金,供託金など)
- (才) 損害賠償請求権

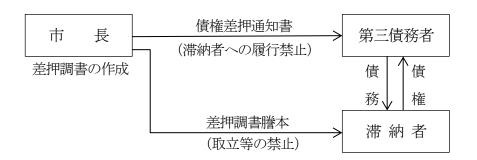
イ 差押の手続

(ア) 手続の概要

債権の差押は、第三債務者(滞納者が有する債権の債務者)に対し、「債権差押通知書」を送達することにより行う(徴収法第62条第1項)。

また、銀行預金の差押の場合、債権差押通知書上の第三債務者欄には金融機関の本店所在地および名称を記載するが、実際の差押えにあたっては、「債権差押の効力が、第三債務者に差押通知書が送達された時に発生すること」および、「取扱店を特定した上で通知する必要があること」から、取扱店に郵送(配達証明)または交付送達(※)するなど、確実に送達確認できる方法によって行う(郵便貯金については、当該貯金の事務を所管している貯金事務センターに郵送して行う。)。

なお、債権差押の流れを図示すると次のとおりである。



※「交付送達」とは、行政機関の職員が、その送達を受けるべき者の住所または居所において、その者に書類を交付して行う送達方法をいい(通則法第12条第4項)、送達の場所においてその者に出会わない場合は、その使用人、同居者等相当のわきまえのあるものに交付される(通則法第12条第5項第1号)

(イ) 債権差押通知書および差押調書 (謄本) 作成

債権差押通知書には、債権の履行期に弁済すべき旨(履行期がすでに到来している場合は、即時弁済すべき旨)を記載する。

また、滞納者に対しては、差押調書謄本を交付し、第三債務者に対する 債権の取立て、その他処分を禁止する旨を付記する(徴収法第62条第2 項)。

なお、差押調書の作成にあたっては、「債権者 (滞納者)」、「債務者 (第 三債務者)」、「債権の数」、「額」、「給付の内容」等を表示することによって、 差押債権を特定できるよう記載する。

被差押債権の表示については、判例(昭和46年11月30日・最高裁) において、「具体的事実によって第三債務者が被差押債権を確知できる程度 に表示されていれば、その債権の差押は有効である」と示されている。

(ウ) 差押債権の範囲

債権を差し押さえるときは、その債権の額が、徴収すべき額を超える場合であっても、原則として債権の全額を差し押さえる(徴収法第63条)。 ただし、その全額を差し押さえる必要がないと認められるとき(例えば第三債務者が銀行で、反対債権がなく、債務の履行が確実な場合など)は、その一部を差し押さえることができる。

ウ 債権証書の取上げ

債権差押のために必要があるときは、動産の差押の手続に準じて、その債権 に関する証書(具体的には、債権の発生・変更を証明する書類(借用証書、契 約書、公正証書など))を取上げることができる(徴収法第65条)。

証書を取上げたときは、債権証書等取上調書を作成し、滞納者その他その処分を受けた者にその謄本を交付しなければならない(徴収令第28条第1項)。 ただし、証書の取上げに際し、差押調書または捜索調書を作成するときは、これらの調書に取上げた証書の名称等を付記して取上調書に代えることができる(徴収令第28条第2項)。

エ 差押の効力

(ア) 効力発生の時期

差押の効力は、債権差押通知書が第三債務者に送達されたときに生じる (徴収法第62条第3項)。

(イ) 履行の禁止

第三債務者は、差押により債権者(滞納者)に対する履行が禁止される。 仮に滞納者に支払を行った場合であっても、それを理由に市への支払を拒 絶することはできず、市の取立に応じなければならない(徴収法第62条 第2項、民法第481条第1項)。

(ウ) 相殺の禁止

第三債務者は、弁済期の先後を問わず、差押前に取得した滞納者に対する債権(反対債権)を有する場合には、債権を相殺して差押債権者(市)に対し支払を拒絶することができるが、差押後に取得した債権をもって債権を相殺し、支払を拒絶することができない(民法第511条第1項)。

ただし、第三債務者が差押後に取得した債権(差押後に他人の債権を取得した場合を除く)であっても、差押前の原因に基づいて生じた債権(例:差押前に締結した契約に基づくもので、差押後に支払期日が到来した債権など)であるときは、差押前に取得した債権と同様に、債権を相殺して支払を拒絶することができる(民法第511条第2項)。

(エ) 取立の禁止

滞納者は、差押後にその債権の取立て、譲渡、免除、期限の猶予等をすることができない(徴収法第62条第2項)。

オ 継続的収入に対する効力

給与、年金、診療報酬債権や売掛金など継続的契約関係に基づいて発生する継続収入の債権を差し押さえた場合には、「〇月支給分給与」というように期間を限定した場合を除き、徴収すべき滞納金の額を限度として、差押後に支払われるべき給与等のすべてに差押の効力が及ぶ。このため、給与等の支給時ごとに差押をする必要はない(徴収法第66条)。

ただし、退職金のような臨時的収入については継続差押の効力が及ばないため、別個に差押をしなければならない。

カ 債権の取立

(ア) 取立の流れ

徴収職員は、債権の差押により、その債権を第三債務者から取り立てる 権利を取得することから、この権利を行使し債権の取立をすることができ る。

また、上記により金銭を取り立てたときは、その時点で、取り立てた金銭の額を上限に差押に係る徴収金を徴収したものとみなされる(徴収法第67条第3項)。

預貯金については通常、差押と同時に取立権を行使して預金の払出しを 受けるため、差押時に納付書を持参し、その場で納付してもらうこととな る(郵便貯金については、払戻証書が貯金事務センターから送付されるの で、当該証書を郵便局に持参し、払戻しを受ける)。

また、定期預金などは、履行期限が到来したとき(満期日)に、取立権を 行使して速やかに履行を請求する。

なお、徴収法において差押対象としている債権は、「金銭または換価に適する財産の給付を目的とする債権」とされており、金銭以外の財産を取り立てる場合もありうるが、取り立てた財産が金銭以外のものであるときは、これを差押えなければならないこととされている(徴収法第67条第2項)。

(イ) 第三債務者が履行に応じない場合

第三債務者が履行に応じない場合は、第三債務者に対して直接滞納処分を行うことはできないため、書面等により、速やかに履行を請求するとともに、請求に応じないときは、支払督促の申立てや訴えの提起等、民事執行手続(詳細は本章第3節「滞納処分できない債権」を参照)により回収を図ることとなる。

キ 債権の二重差押

二重差押とは、すでに滞納処分により差押されている債権に対し、重ねて差押を執行することをいい、先行の執行機関が差押をしている間は取立権を行使することはできないが、先行の執行機関が差押を解除したときには、取立権を取得し行使することができるようになる。

ただし、二重差押にあわせて先行する差押の執行機関に交付要求を行った場合は、先行の執行機関が取立てた金銭から配当を受けることができる。

なお、詳細については「(7) 交付要求と参加差押」の項目を参照のこと。

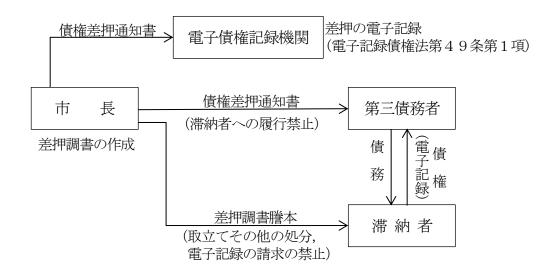
ク電子記録債権の差押

債権差押のうち電子記録債権については、前述の差押の手続と一部異なっているため、注意しなければならない。

電子記録債権とは、手形決済など、従来証書等により行われていた債権取引 を電子データ等により行う新しい形態の金銭債権であり、その詳細は「電子記 録債権法」により規定されており、電子債権記録機関が電子的に作成する記録 原簿に記録することにより管理され、債権者・債務者双方の請求に基づき記録 が作成(債権の発生)される。 また、電子記録債権の差押は、第三債務者およびその電子記録債権の電子債権記録機関に対し、「債権差押通知書」を送達することにより行う(徴収法第62条の2第1項)。

なお、債権差押にあたっては、第三債務者に対してはその履行を、電子債権 記録機関に対しては電子記録を、滞納者に対しては債権の取立てその他の処分 および電子記録の請求を禁止する旨を通知する(徴収法第62条の2第2項、 徴収令第21条第3項第2号および第27条第2項第3号・第4号)。

電子記録債権の差押の流れを図示すると次のとおりである。



【参考】差押調書等における差押債権、履行期限の記載例

普通預金 滞納者(債権者)が債務者に対して有する下記預金 即時またにの払戻請求権 記 常は即時預金種類 普通預金 ロ座番号 ○○○○ 差押額 金○○○円 取扱店 ○○支店 滞納者(債権者)が債務者に対して有する下記定期 満期日	叩時(通
記 預金種類 普通預金 口座番号 ○○○○ 差押額 金○○○円 取扱店 ○○支店 定期預金 滞納者(債権者)が債務者に対して有する下記定期 満期日	
記 預金種類 普通預金 口座番号 ○○○○ 差押額 金○○○円 取扱店 ○○支店 定期預金 滞納者(債権者)が債務者に対して有する下記定期 満期日	
ります 音通預金 で)	
上座番号	
取扱店 ○○支店定期預金 滞納者(債権者)が債務者に対して有する下記定期 満期日	
定期預金 滞納者(債権者)が債務者に対して有する下記定期 満期日	
70////	
マガ ヘ よゝ トッパ 生 佐 子 畑 マ 左 中 カ い キ ロ ・ナ マ の 7 か 广 右 [白	
預金および債権差押通知書到達日までの確定利息 ※北洋銀行	fは即時
の払戻請求権 記 の払戻請求権 取立可能で	ぎあるた
証券番号	立の場
預入年月日 令和○○年○○月○○日 合は「即時」	」と記載
預金額面 金〇〇〇円	
満期日 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	
売掛金 滞納者(債権者)が債務者に対して有する下記売掛 令和○年○)月〇日
金の支払請求権(代金の支	
記	JA H)
○年○月○日請求に係る○○(○台)の売却代金	
○○○円(消費税および地方消費税を含む)	
給与等およ 債務者が滞納者に対して支払うべき令和〇年〇月 支給日	
び賞与 以降支給分給与等および賞与のうち、国税徴収法第	
76条第1項各号に掲げる金額を控除した金額の	
支払請求権。ただし、別紙滞納額に充つるまで。	計る日
生命保険	、就の日
清求権および満期保険金支払請求権等全ての支払	
請求権。	
記	
契約年月日 令和○年○月○日	
証券番号 〇〇〇一〇〇〇	
保険契約者 〇〇 〇〇	
被保険者 ○○ ○○	
※契約内容に応じて記載する。	
貸付金 滞納者(債権者)が債務者に対して有する下記契約 令和〇年〇	月〇日
による貸付金現在額〇〇円の返還請求権および債 (返済期]日)
権差押通知書到達日までの約定利息の支払請求権。 電力	
記 貸付年月日 令和〇年〇月〇日	
約定利息 年〇%	
屋延損害金 年○%	
返済期日 令和○年○月○日	

(4) 不動産の差押

ア 徴収法における不動産とは

徴収法における不動産とは、民法第86条第1項に規定する不動産のほか、 特別法により不動産とみなされるもの、不動産に関する規定の準用がある財産 を含んだものをいい、具体的に例示すると次のようなものが該当する(徴収法 第68条第1項)。

- ・民法に規定する不動産:土地、土地の定着物(建物、樹木など)
- 不動産を目的とする物権: 地上権, 永小作権
- ・不動産とみなされる財産:立木法による立木、工場抵当法に基づく工場財団、鉱業財団、漁業財団など
- ・不動産に関する規定の準用がある財産:鉱業権、漁業権等
- ・不動産として取り扱う財産:鉄道財団,軌道財団および運河財団

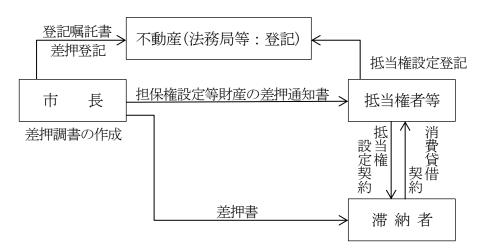
イ 差押の手続

(ア) 手続の概要

不動産の差押は、滞納者に差押書を送達して行う(徴収法第68条第1項)。

また、不動産の差押えにあたっては、第三者への対抗要件を備えるために、差押の登記を関係機関(主に法務局)に嘱託する必要がある(徴収法第68条第3項)。

なお、不動産の差押を図示すると次のとおりである。



ウ 差押の効力

(ア) 効力発生の時期

不動産の差押の効力は、差押書が滞納者に送達されたときに生じる(徴収法第68条第2項)。

ただし、差押の登記が差押書の送達前にされた場合には、差押登記がされたときに差押の効力が生じる(徴収法第68条第4項)。

(イ) 関係者への通知

差押財産に抵当権等の権利が設定されている場合には,「担保権設定財産の差押通知書」により,差し押さえた旨を抵当権等の権利者に通知する(徴

収法第55条および第64条、徴収令第22条第1項)。

また,抵当権等に係る債権額が不明な場合には,当該権利に係る債権額 についてあわせて調査を行う(債権額が資産価値に比べて少額な場合には, 公売等の換価手続を検討する)。

エ 差押不動産の使用収益

滞納者または差し押さえられた不動産に対し使用収益の権利を有する第三者は、通常の用法に従い、使用または収益をすることができる(徴収法第69条)。

ただし、不動産の価値が著しく減耗すると認められるときは、差押債権者は、 その使用または収益を制限することができる。

(5) 自動車の差押

ア 差押できる自動車とは

登録自動車は動産であるが、不動産と同様に所有者や権利者の登録制度(道路運送車両法第4条)があることから、不動産に類似した性質をもつ財産である。

このため、自動車の差押えに関しては、動産差押と不動産差押の規定の双方の性質を合わせ持ったものとなっている。

本項において対象とする自動車は,道路運送車両法の規定に基づく登録を受けたものに限り,登録のない自動車や軽自動車,2輪の小型自動車等は差押登録ができないため,動産として滞納処分を行うこととなる。

また, 自動車ローン等で所有者が自動車販売会社やローン会社等になっている場合には, 登録ができないため差し押さえることができない。

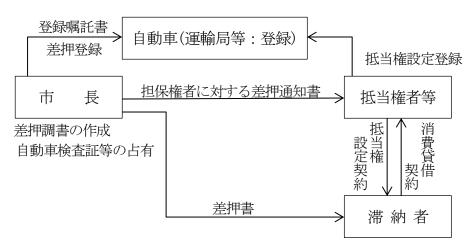
イ 差押の手続

(ア) 手続の概要

自動車の差押手続に関しては、不動産差押の規定(徴収法第68条第1項から第4項)が準用される(徴収法第71条第1項)。

自動車の差押は、滞納者に差押書を送達して行い(徴収法第68条第1項)、差押についての事項を登録するため、当該自動車の使用の本拠の所在地を管轄する運輸局等に登録手続を嘱託する(徴収法第68条第3項)。

なお、自動車の差押を図示すると次のとおりである。



ウ 差押の効力の発生時期

自動車の差押の効力は、差押書が滞納者に送達されたときに生じる(徴収法 第68条第2項)。

ただし、差押の登録が差押書の送達前にされた場合には、差押の登録がされたときに差押の効力が生じる(徴収法第68条第4項)。

エ 関係者への通知

自動車は、「自動車抵当法」により、不動産のように抵当権を設定することができることから、差押財産に抵当権者がいる場合には、差押通知書により抵当権者に対し、差し押さえた旨を通知する(徴収法第55条および第64条、徴収令第22条第1項)。

オ 自動車の占有・搬出・保管命令

(ア) 引渡命令

自動車を差し押さえた場合には、滞納者に自動車の引渡を命じ、徴収職員に占有させることができる(徴収法第71条第3項)。

(イ) 占有の手続

差し押さえた自動車を滞納者または親族その他特殊関係者が占有している場合は、占有者に直ちに引き渡すことを命じ、引渡があった場合には徴収職員が占有する。

また、命令に従わず、引渡期限(原則、命令を発した日から起算して7日を経過した日以後の日とする)を経過しても引渡に応じない場合は強制的に占有することができる。

なお、引渡命令は書面によることを原則とするが、差押と同時に占有する場合は、口頭によっても差し支えない(徴収法第56条第1項および第71条)。

(ウ) 占有後の搬出・保管

a 滞納者に保管させるとき

占有後,自動車を搬出せずに,引き続き滞納者に保管させる場合は,差押財産占有調書を作成し、その謄本を滞納者に交付するとともに、徴収職員による占有が明らかとなるように、封印その他の公示方法により公示する(徴収法第71条第5項)。

b 自動車を搬出して徴収職員が保管する場合

占有して搬出した旨を記載した差押財産搬出調書を作成し、謄本を滞納者に交付する。

なお、自動車を差押または占有したのみでは、滞納者が自動車を隠蔽 または毀損するなどにより、自動車の公売を免れようとする危険性があ ることから、徴収職員が搬出・保管することを原則とする。

c 搬出にあたっての留意点

自動車の内外装,損傷状況を詳細に確認し,写真を含め記録しておく。 また,搬出運搬を業者に委託する場合には,上記の損傷等の状況確認 の他,滞納者立ち会いのもと,エンジン等の動作確認を行っておく。

d 保管にあたっての留意点

自動車の保管にあたっては、徴収職員に善管注意義務があることから、 適正に管理をする必要がある(徴収令第23条第1項)。また、占有・搬 出措置の前に、保管場所を確保しておかなければならない。

なお、滞納者に保管を命じた場合は、公売の前に徴収職員が搬出し、 保管する。

カ 車検証等の占有

自動車の換価により所有権の移転登録をするときは、自動車検査証(以下、「車検証」という。)の呈示を必要とし、また、車検証および自動車損害賠償責任保険証明書(以下、「自賠責保険証明書」という。)を備えていなければ、自動車を運行の用に供することができないことから、自動車の差押えにあたっては、車検証および自賠責保険証明書を占有しておく必要がある。

自動車の差押と同時に車検証等を取り上げたときは、差押調書および差押書の備考欄にその旨を付記し、差押後、車内の捜索の結果取り上げたときは、捜索調書(他の動産とあわせ差押した場合は差押調書)にその旨を記載する。

(6) 差押の解除

ア 差押解除の意義

差押の解除は、差押によって生じた効力(処分禁止等)を、「差押を解除したとき」以降は失わせる処分である。このため、差押によって既に生じている効果には影響を及ぼさない。

徴収法および地方税法における差押解除の規定には、必ず解除しなければならない場合(絶対解除)と、解除することができる場合(裁量解除)の2種類がある。

イ 差押を解除しなければならない場合(絶対解除)

- ・納付、充当、更正の取消その他の理由により、差押えに係る地方団体の徴収金の全額が消滅したとき(徴収法第79条第1項第1号)。
- ・差押財産の価額が、その差押に係る滞納処分費および差押えに係る地方税に先立つ他の租税その他の債権の合計額を超える見込みがなくなったとき(徴収法第79条第1項第2号)。
- ・滞納処分の停止(地方税法第15条の7)をしたとき(徴収法第153条第3項)。

ウ 差押を解除することができる場合(裁量解除)

- ・差押に係る徴収金の一部の納付、充当、更正の一部の取消、差押財産の値上がりその他の理由により、その財産の価額が差押えに係る徴収金およびこれに優先する他の租税その他の債権の合計額を著しく超過すると認められるに至ったとき(徴収法第79条第2項第1号)。
- ・滞納者が他に差し押さえることができる適当な財産を提供した場合において、 その財産を差し押さえたとき(徴収法第79第2項第2号)。
- ・ 差押財産について、3回公売に付しても入札等がなかった場合において、その

差押財産の形状,用途,法令による利用の規制その他の事情を考慮して,更に 公売に付しても買受人がないと認められ,かつ,随意契約による売却の見込み がないと認められるとき(徴収法第79条第2項第3号)。

- ・換価の猶予をする場合において、事業の継続、生活の維持のために必要がある と認めるとき(徴収法第152条第2項)。
- ・納税の猶予の許可を受けた者から差押解除の申請があり、その申請を相当と認めるとき(通則法第48条第2項)。

エ 差押解除の手続

(ア) 動産および有価証券

動産および有価証券の差押を解除するときは、差押解除通知書を作成し、 滞納者に通知するとともに、差し押さえた動産等を滞納者に引き渡す。

なお、 差押財産を滞納者や第三者に保管させている場合には、 封印等を除去する必要があるが、 この除去は、 滞納者等に行わせることができる(徴収 法第80条第2項)。

この場合,差押解除通知書に、「差押時に貼付した封印等については取り除いてください。」などと記載して封印等の除去を依頼し、第三者が占有している場合は、その第三者に対し、口頭で除去を依頼する。

また,差し押さえた動産等が,参加差押(先行する差押に対し,後から行われた差押。詳細は「(7)交付要求と参加差押」を参照)を受けているときは,「参加差押財産引渡通知書」により,参加差押執行機関に当該動産等を引き渡さなければならない(徴収法第87条第2項)。

(イ) 債権

債権の差押を解除するときは、差押解除通知書を作成し、滞納者および第 三債務者に通知する。

(ウ) 不動産

不動産の差押を解除するときは、差押解除通知書を作成し、滞納者および抵当権者等に通知し、あわせて関係機関に差押の登記の抹消を嘱託する。

(エ) 自動車

自動車の差押を解除するときは、差押解除通知書を作成し、滞納者および 抵当権者等に通知し、あわせて運輸局等に差押解除の登録を嘱託する。

(オ) 第三債務者等がある無体財産権等

第三債務者等がある無体財産権等の差押を解除するときは、差押解除通知書を作成し、第三債務者等に通知することによって行い、あわせて滞納者にも差押を解除したことを通知する(徴収法第80条第1項)。

第三債務者のある無体財産権等には、信用金庫の会員持分やゴルフ会員権、 株式などがあるが、いずれも発行元や出資先を第三債務者として差押し、第 三債務者への差押通知書の送達を効力発生の要件としていることから、解除 にあたっても当該第三債務者に対し通知することにより行う。

(7) 交付要求と参加差押

ア 交付要求、参加差押とは

交付要求とは、滞納者の財産に対して差押等の強制換価手続(滞納処分のほか、裁判所による強制執行、担保権の実行としての競売、破産開始手続など)が開始された場合に、その手続に参加して配当を受け、それにより滞納金を徴収する手続である。このため、その強制換価手続が解除または取り消された場合には、交付要求の効力が消滅し、配当を受ける権利も失われる。

また、参加差押は、交付要求の1つとして行われるものであり、強制換価手続に参加して配当を受けることに関しては交付要求と同様であるが、参加差押の場合は、先行の差押が解除されたときに、参加差押時点に遡って差押の効力が生じ、財産の換価処分ができる効力を有する点が大きく異なっている(参加差押の詳細については、下記オ~キを参照)。

交付要求と参加差押をあわせて、広義の「交付要求」と言われることが多く、 両者に本質的な違いはほとんどないが、それぞれの要件、手続、効力等に違い がある。

イ 交付要求の要件

次のいずれの要件にも該当するときは、交付要求をしなければならない(徴収法第82条第1項、地方税法第331条第4項ほか)。

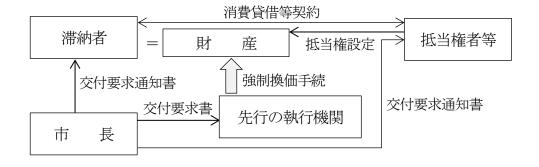
- ・滞納となっている地方団体の徴収金があること(納期限を経過した徴収金が あればよく、督促の有無は問わない)。
- ・滞納者の財産について、強制換価手続が行われたこと。

ウ 交付要求の手続

交付要求は、強制換価手続を開始した執行機関に、交付要求書を交付して行う(徴収法第82条第1項)。

また,交付要求をした場合には,滞納者に対しその旨を通知する(徴収法第82条第2項)とともに,交付要求をした財産上の権利者(抵当権者等)で判明している者に対し,交付要求した旨を通知しなければならない(徴収法第82条第3項)。

なお、交付要求の流れを図示すると、次のとおりとなる。



エ 交付要求の効力

(ア) 配当を受ける効力

先行の執行機関によって強制換価手続が行われると, その換価代金から 配当を受けることができる。

なお、税(国税、地方税)以外の複数の債権から交付要求が行われた場合には、先に行われた交付要求が、国税、地方税に次いで優先して配当を受けることができる(徴収法第13条)。

ただし、強制換価手続が破産手続の場合にはこの交付要求先着手優先の 適用はない。

○配当の順位

優先順位1	租税債権グループ	国税・地方税(交付要求先着順)
優先順位2	先行の執行機関	差押を執行した債権(税外債権)
優先順位3	税外債権グループ	国民健康保険料,介護保険料等(交付
		要求先着順)

(イ) 時効の完成猶予および更新の効力

交付要求通知書が滞納者に送達された時から、その交付要求に係る徴収金の時効の完成が猶予され、交付要求の解除または配当を受けた時に時効の更新の効力を生じて、新たな時効が進行する(地方税法第18条の2第1項第3号、通則法第73条第1項第5号)。

(ウ) 強制換価手続の解除があった場合の効力

交付要求は、強制換価手続が解除されまたは取り消された場合、配当を 受ける効力を失うが、交付要求によって生じた時効の完成猶予および更新 の効力は失われない(地方税法第18条の2第2項)。

また、この場合、交付要求の解除手続は不要である。

(エ) 交付要求の解除

納付,充当,更正の取消その他の理由で,交付要求に係る徴収金が消滅したときは,その交付要求を解除しなければならない(徴収法第84条第3項)。

なお、解除にともなう措置として、滞納者および交付要求等の通知をした抵当権者等の利害関係人に解除した旨を通知する。

オ 参加差押の要件

次のいずれにも該当するときは、交付要求に代えて参加差押をすることができる(徴収法第86条第1項)。

- ・滞納者の財産について、既に滞納処分による差押がされていること。
- ・滞納している徴収金が、差押の要件を満たしていること。
- ・滞納処分による差押が、「動産および有価証券」、「不動産」、「船舶」、「航空機」、「自動車」、「建設機械および小型船舶」、「電話加入権」に対して行われていること。

※ 参加差押と二重差押

参加差押の要件に該当しない財産(例:預金や生命保険契約等の債権)に対し、 既に滞納処分による差押がされており、また、滞納している徴収金が差押の要件 を満たしている場合には、参加差押ではなく、重ねて差押(二重差押)を行うこ ととなる。

なお、参加差押と二重差押の違いは、参加差押が差押の効力と配当を受ける権利の二つをあわせ持つのに対し、二重差押の場合は、差押の効力のみで、配当を 受ける権利は生じない点に相違がある。

このため二重差押の場合は、配当を受けるために、別途、先行する差押の執行機関に対し、交付要求を行う必要がある。

カ 参加差押の手続

参加差押は、先行の滞納処分をした執行機関等に、参加差押書を交付して行う(徴収法第86条第1項)。

なお、参加差押をしたときは、次の措置をとる必要がある。

(ア) 滞納者への通知

滞納者に対し、参加差押通知書により通知しなければならない(徴収法 第86条第2項)。

(イ) 第三債務者への通知

電話加入権について参加差押をしたときは、第三債務者(東(西)日本電信電話会社)に対して、その旨を通知しなければならない(徴収法第86条第2項)。

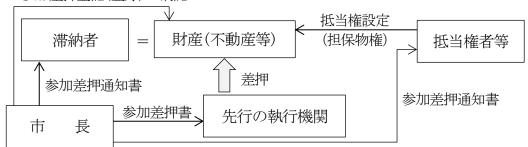
(ウ) 登記の嘱託

参加差押財産が不動産、船舶、航空機、自動車、建設機械または小型船舶であるときは、参加差押の登記(登録)を関係機関に嘱託しなければならない(徴収法第86条第3項)。

(エ) 抵当権者等への通知

参加差押をした財産上の権利者(抵当権者)で判明している者に対し、 参加差押をした旨を通知しなければならない(徴収法第86条第4項)。 なお、参加差押の流れを図示すると、次のとおりとなる。

参加差押登記(登録)の嘱託



キ 参加差押の効力

(ア) 配当を受ける効力

参加差押の本質は交付要求であるから(徴収法基本通達第87条関係1), 先行の執行機関によって強制換価手続が行われると、その換価代金から配 当を受けることができる。

なお、税(国税,地方税)以外の複数の債権から交付要求が行われた場合には、先に行われた交付要求が、国税、地方税に次いで優先して配当を受けることも交付要求と同様である(徴収法第13条)。

(イ) 時効の完成猶予および更新の効力

参加差押通知書が滞納者に送達された時から、その参加差押に係る徴収金の時効の完成が猶予され、配当を受けた時に時効の更新の効力を生じて、新たな時効が進行する(地方税法第18条の2第1項第3号、通則法第73条第1項第5号)。

(ウ) 先行する差押が解除された場合の効力

参加差押をした財産について、先行の差押が解除されたときは、次の財産ごとに、それぞれ定める時期に遡って差押の効力が生じる(徴収法第87条第1項)。

なお、先行する差押の解除時に、2つ以上の参加差押がある場合には、 最初に行われた参加差押に差押の効力が生じ、2番目以降に行われた参加 差押は、差押の効力が生じた参加差押に対し参加差押をしたものとみなさ れる(徴収令第41条第1項および第2項)。

財 産	差押の効力が生じる時期
動産および有価証券	参加差押書が先行する差押の執行機関に交付され
	たとき。
不動産、船舶、航空機、	参加差押通知書が滞納者に送達されたとき。ただ
自動車、建設機械およ	し、滞納者への送達前に参加差押の登記(登録)
び小型船舶	等がされたときは、その登記等がされたとき。
電話加入権	参加差押通知書が第三債務書に送達されたとき。

(エ) 動産等の引渡を受ける効力

参加差押財産が動産(先行する差押の執行機関が占有している自動車, 建設機械または小型船舶を含む),有価証券等の場合で,先行の差押が解除 されたときは,差押を解除した行政機関等からその財産の引渡しを受ける ことができる(徴収法第87条第2項,徴収令第39条および第40条)。

(オ) 換価の催告

先行の滞納処分に係る差押財産が相当期間内に換価されないときは、すみやかに換価すべきことを先行する差押の執行機関に催告することができる(徴収法第87条第3項)。

(カ) 参加差押をした税務署長による換価

市が差し押さえた不動産に対して国税が参加差押をした場合において,

税務署長から上記(オ)の「換価の催告」を受けてもなお市が換価を行わない時は、市の同意を得たうえで、税務署長は市が差し押さえた不動産を換価することができる(徴収法第89条の2)。

なお、この場合の配当順位に変更はない。

(キ) 参加差押の解除

参加差押の解除をする要件や、解除の手続は、交付要求の場合と同様である。ただし、参加差押に特有な手続として、以下の手続が必要となる。

- ・参加差押の登記(登録)の抹消を嘱託すること(徴収法第88条第2項)。
- ・差押財産が電話加入権の場合,参加差押の解除を第三債務者に通知する こと(徴収法第88条第3項)。

○交付要求と参加差押の要件や効力の比較

	交 付 要 求	参 加 差 押
要	①先行の強制換価手続が行 なわれたこと ②滞納があること(納期限を	①先行の滞納処分が行われたこと ②滞納があり、差押ができる場合である こと(督促が必要)
件	経過していれば督促の有 無を問わない)	③①の財産が、参加差押できる財産であること((7)オ参照)
手	①交付要求書の交付 ②滞納者への通知 ③抵当権者等への通知	①参加差押書の交付 ②滞納者への通知 ③第三債務者への通知
続		④参加差押登記(登録)の嘱託 ⑤抵当権者等への通知
効力	①配当を受けられること ②時効の完成猶予および更 新の効力 ③交付要求先着手による 優先	①~③については交付要求と同様 ④先行差押の解除または取消しにより差 押の効力を生じ、または参加差押をし たものとみなされる((7)キ(ウ)参照) ⑤先行差押に対して換価の催告ができる
	④先行差押の解除または取 消しにより失効する	

(8) 差押財産の換価

ア 換価とは

徴収金は金銭をもって徴収することを必要とすることから、差押財産が金銭 以外であるときは、これを強制的に金銭に換える必要があり、この差押財産を 金銭に換える手続を総称して「換価」という。

イ 換価の対象となる差押財産

差し押さえた財産は、次に掲げるものを除き、これを売却して金銭に換えなければならない(徴収法第89条第1項)。

※換価の対象とならない財産

- 金銭。
- ・債権(弁済期限が取立をしようとする時から6か月以内に到来しないもの等である場合には、換価することができる)。
- ・徴収法第57条(有価証券に係る債権の取立て)の規定により債権の取立て

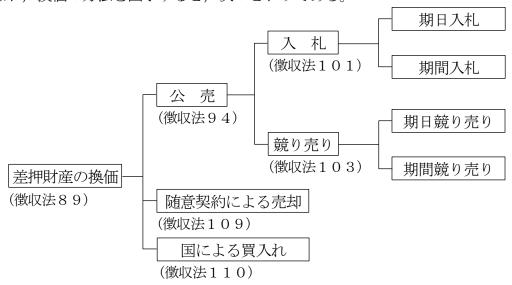
をする有価証券。

ウ 換価の方法

差押財産を換価するときは、原則として公売(入札または競り売り)に付さなければならない(徴収法第94条)。

ただし、公売に付しても入札がないなど、一定の要件に該当する場合には、 随意契約により売却することができる(徴収法第109条)。

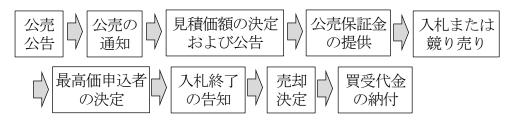
なお、換価の方法を図示すると、次のとおりである。



金銭による取立の方法による換価 (徴収法57,67,73,73の2)

エ 公売の手続

公売は、おおむね次の順により行う。



(ア) 公売公告

原則として、公売の日の少なくとも10日前までに、公売財産の名称、 公売の方法、日時、場所等を公告しなければならない(徴収法第95条第 1項)。

公売公告は、差押財産を公売するにあたり、買受の需要を喚起し、高価・ 有利な買受申込を誘引するために行うもので、市の掲示場に掲示して行う。

(イ) 公売の通知

公売公告をしたときは、次に掲げる者に対し、公売の通知をしなければならない(徴収法第96条第1項)。

• 滯納者。

- ・公売財産につき交付要求(参加差押を含む)をした者。
- ・公売財産上に質権等の権利を有している者。

(ウ) 見積価額の決定および公告

公売しようとする場合には、見積価額を決定しなければならない。 また、見積価額の決定にあたっては、鑑定人にその評価を委託し、その 評価額を参考にすることができる(徴収法第98条)。

ただし、公売財産が不動産、船舶および航空機である場合には、公売の日の3日前までに、競り売りまたは複数落札入札制の規定により公売する財産である場合には、公売の日の前日までに、それぞれ見積価額を公告しなければならない(徴収法第99条)。

なお、公売にあたっては、換価代金をもって徴収金にあてる立場の執行 機関側からしても、滞納者側の立場からしても、できるだけ高価に換金し なければならないものとされており、このため、徴収法上、見積価額を定 め、それを下回って売却することはできないこととされている。

(エ) 公売保証金の提供

公売保証金は、公売に参加する者が最高価申込者となった場合に買受人として売買契約を締結すること、および契約締結後の買受代金の保証として提供させるものであり、公売に入札等をしようとする者は、見積価額の100分の10以上の額の公売保証金を提供しなければ入札に参加することができない(徴収法第100条)。

ただし、公売財産の見積価額が50万円以下である場合などには、その提供を要しないものとすることができる(徴収法第100条第1項ただし書、徴収令第42条の5)。

(オ) 公売の方法

公売による最高価額の決定方法には、「入札」と「競り売り」の2種類の方法があり、入札には、公売公告により公告した特定の日時および場所において、買受希望者が入札価額等を記載した入札書を徴収職員に提出することにより行う「期日入札」と、公売の期間に一定の幅を持たせて行う「期間入札」がある。

また、競り売りには、公売公告により公告した特定の日時および場所で 競り売りする「期日競り売り」と、入札期間に2日以上の幅を持たせる「期 間競り売り」があるが、いずれの方法により公売を行っても、最高価決定 後の手続に相違はない。

なお、当市においては、インターネット公売を活用した期間競り売りの 方法により公売を行っている(函館市インターネット公売ガイドライン参 照)。

(カ) 最高価申込者の決定

徴収職員は、見積価額以上の入札者のうち、最高の価額による入札者を 最高価申込者として決定しなければならない(徴収法第104条第1項)。

(キ) 入札終了の告知

徴収職員は、最高価申込者を決定したときは、直ちにその氏名および価額を告げた後、入札を終了したことを告知しなければならない(徴収法第106条第1項)。

(ク) 売却決定

売却決定は、最高価申込者に対して、次の公売財産ごとにそれぞれに掲げる日に行う。

公 売 財 産	売却決定日	
動産,有価証券または電話加入権	公売をする日(徴収法第111条)	
不動産等	公売をする日から起算して7日を経過	
	した日(徴収法第113条)	

(ケ) 買受代金の納付

買受人は、売却決定の日までに買受代金を現金(銀行振出または支払保証小切手を含む)で納付しなければならない(徴収法第115条第1項および第3項)。

なお、この期限までに納付がないときは、売却決定を取り消すことができ(徴収法第115条第4項)、必要があると認めるときは、買受代金の納付を30日を限度として延長することができる(徴収法第115条第2項)。また、買受人は買受代金を納付したときに換価財産を取得し(徴収法第116条第1項)、公売財産に質権、抵当権、先取特権、留置権等が設定されている場合には、代金の納付時にこれらの権利も消滅することが定められている(徴収法第124条第1項)。

オ 権利移転に伴う手続

有価証券の場合を除き、買受人が買受代金を納付した時点で、売却決定通知書を買受人に交付する(徴収法第118条)。

ただし、公売財産が動産の場合には、通知書を交付しないことができる。 なお、権利移転にあたり、必要となる手続は以下のとおりである。

公 売 財 産	必要な手続
徴収職員が占有した動産,有価証券,自動車,建設機械または小型船舶	これら財産の買受人への引き渡し(徴収法第119条第1項)
不動産等	所有権移転登記(徴収法第121条) および担保権等の権利の抹消登記(徴 収法第125条)の嘱託
電話加入権等	第三債務者 (東(西)日本電信電話会社) への売却決定通知書の交付

(9) 財産の配当

ア 配当とは

一連の滞納処分は、差押財産の換価代金を徴収金に充てることにより完結するものであり、配当とは、債権の差押によって第三債務者等から取り立てた金銭、取立て・公売等の換価手続などによって得た金銭を滞納処分費および徴収金に充当するとともに、他の債権者に配分し、なお残余があれば滞納者に交付する手続のことをいう。

なお、滞納処分費とは、滞納処分による財産の差押、交付要求、保管、運搬、 換価、修理に関する費用および債権等の取立費用ならびに配当に関する費用を いい、滞納金に先立って配当し、または充当することとされている。ただし通 信費や職員の旅費などは滞納処分費に含まない(徴収法第136条および第 137条)。

イ 配当すべき金銭

配当すべき金銭は、次のとおりである(徴収法第128条)。

- ・差押財産の売却代金。
- ・差し押さえた有価証券、債権、無体財産権等の差押により第三債務者等から 給付を受けた金銭。
- ・差し押さえた金銭。
- ・交付要求(参加差押を含む)により交付を受けた金銭。

ウ配当の方法

配当の順位については、徴収法第129条第1項で規定しているが、配当を 行う執行機関の債権が税以外の徴収金の場合には、次の順に従い配当する。

- ①交付要求(参加差押を含む)を受けた国税,地方税
- ②差押を執行した債権(税外債権)
- ③交付要求(参加差押を含む)を受けた債権(税外債権)
- ④差押財産に係る質権,抵当権等により担保される債権

エ 残余金の交付

配当した換価代金等に残余があるときは、その残余金は滞納者に交付する (徴収法第129条第3項)。

才 配当手続

(ア) 債権額の確認

配当にあたっては、まず、配当を受けることのできる債権者(上記ウ① ~ ④に該当する債権者) および配当時点における債権額を確認する必要がある。その確認は、次のとおり行うこととする。

a 債権現在額申立書の提出

配当を受けることのできる債権者は、売却決定の日の前日までに債権現在額申立書を提出しなければならない(徴収法第130条第1項)。

なお、差し押さえた財産が金銭による取立てで換価する債権等の場合、 債権者は、その取立の日までに債権現在額申立書の提出を要し、提出が ないときは、配当を受けることができない(徴収令第48条第2項)。

b 債権額の確認

債権現在額申立書が提出されたときは、申立書の内容を調査し、債権額を確定させる(徴収法第130条第2項)。

なお、申立書が提出されないときは、質権、抵当権等により担保される債権については、市長が調査を行ってその債権額を確定させる。

(イ) 配当計算書の作成および送付

配当すべき金銭の配当を行うときは、配当計算書を作成し、公売等の代金の納付の日(金銭による取立ての場合は、取立ての日)から3日以内に、次に掲げる者に対して配当計算書の謄本を発送しなければならない(徴収法第131条)。

なお、交付要求により交付を受けた金銭については、配当計算を行うことなく充当処理を行い、充当通知書を送付すること(徴収法基本通達第129条関係)。

- 債権現在額申立書を提出した者。
- ・債権現在額申立書の提出はないが、市長の調査により債権額を確認した 債権者。
- 滞納者。

(ウ) 換価代金等の交付期日

配当計算書の謄本を発送する日から7日を経過した日を換価代金等の交付期日と定め、配当計算書の謄本にこの期日を付記して告知する(徴収法第132条)。

ただし、配当に参加している抵当権者等がいない場合には、この7日の期間を短縮することができる(徴収法第132条第2項ただし書き)。

(エ) 換価代金等の交付

換価代金等の交付期日に、配当計算書に従って金銭を債権者等に配分(支払)し(徴収法第133条第1項)、残余があれば滞納者に交付する(徴収法第129条第3項)。

カ 徴収金と国税・地方税との調整

配当しようとする換価代金等が、配当を受ける債権者の債権の総額に不足するときは、優先関係に従って、配当すべき順位および金額を定めて配当しなければならないと定められている(徴収法第129条第5号)。

なお、国税および地方税については、公課その他の債権に先だって徴収できることから、交付要求があった場合には、税に優先的に配当を行うこととなる (徴収法第8条、地方税法第14条)。

(10) 繰上徴収と繰上差押

ア 繰上徴収とは

通常,納期限は債務者の利益のために定めたものと推定され(民法第136条),地方団体の徴収金についても同様に期限の利益が付与されているが,強制

換価手続が開始され、納期限の到来を待っていては徴収金を徴収することができないと認められる場合には、納税者等の期限の利益を奪い、直ちに納期を繰り上げて徴収することができる(地方税法第13条の2)。これを繰上徴収という。

イ 繰上徴収できる場合

次のいずれかに該当し、納期限までにその徴収金の全額を徴収することができないと認められる場合に、繰上徴収をすることができる(地方税法第13条の2第1項)。

・強制換価手続が開始されたとき。

強制換価手続とは、滞納処分、強制執行、担保権の実行としての競売、企業担保 権の実行手続または破産手続をいい、いずれも滞納者の財産を処分し、債権者に 配分を行うこととなるため、手続終了後は徴収すべき財産が失われ、徴収困難と なる可能性が高いことから、納期を繰り上げ、徴収することが認められている。

・相続があった場合で、相続人が限定承認したとき。

限定承認とは、相続財産の清算後、残余の財産があればこれを相続でき、残余が、負債の場合は、その分は相続されない相続の一形態で、債務が資産額を上回る場合、清算完了を待っていては徴収金を徴収できなくなる恐れがあることから、納期を繰り上げ、徴収することが認められている。

・法人が解散したとき。

法人を解散するときは、法人財産を清算し、残余金の配分後、法人は消滅するた め、納期を繰り上げ、徴収することが認められている。

- ・信託財産責任負担債務である徴収金に係る信託が終了したとき。
- ・納税管理人を定めないで、市内に住所、居所、事務所または事業所を有しないこととなるとき。
- ・不正に徴収金の賦課・徴収を免れたり、還付を受けたり受けようとしたとき。

ウ 繰上徴収の手続

繰上徴収をしようとするときは、その旨を納税者等に対し、文書で告知しなければならない。この場合において、すでに納付または納入の告知をしているときは、納期限の変更を文書で告知しなければならない(地方税法第13条の2第3項)。

また、繰上徴収は本来の納期を待っていてはその徴収金の全額を確保できないと認められる場合にとられる緊急の措置であることから、確実に文書を送達するため、交付送達または配達証明により送達する。

なお、直ちに滞納処分をしないと徴収困難になると予想されるときは、時刻をもって納期限を定めることができる。

エ 繰上徴収の効果

繰り上げた納期限までに完納されないときは、督促をすることなく、直ちに 滞納処分をすることができる(地方税法第331条第1項第2号ほか)。

オ 延滞金の計算

繰上徴収は徴収金の確保を目的としたものであり、延滞金を必要以上に徴収 しようとするものではないため、「繰上徴収により納期限が繰り上げられた場 合における延滞金の計算の始期は、本来の納期限の翌日であると解すべき(出典:地方税法総則逐条解説)」とされている。

カ 時効の起算日

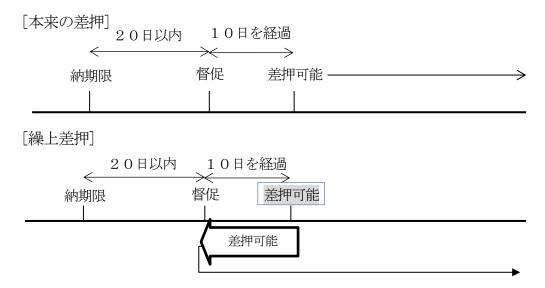
繰上徴収により納期限を繰り上げた場合においても、時効の起算日を変更する特段の規定は設けられていないことから、消滅時効は本来の納期限の翌日から進行する(税:地方税法18条第1項ほか、税以外の徴収金:自治法第236条第3項、民法第166条第1項)。

キ繰上差押

納期限後,督促状を発してから起算して10日を経過した日までに、繰上徴収に該当する事実が生じたときは、直ちに財産を差し押さえることができる。これを繰上差押という(地方税法第68条第3項ほか)。

繰上差押をするときは、差押調書等の備考欄などの適宜の場所に繰上差押であることを付記すること。また、繰上差押の場合は、督促状が送達されていることが前提条件となるため、滞納者の居所不明等により督促状が送達されていない場合には繰上差押を行うことができないので留意すること。

○繰上差押のイメージ



督促状の送達後、10日の経過を待つことなく、差押できる

(11) 徴収の緩和制度

納税者等が納期限までに徴収金を納めないときは、滞納処分を執行し、強制的 に徴収を図るのが原則である。

しかし、災害その他個別的な事由により、強制徴収することが適当でない場合もあり、このような場合に対応するため、地方税法上、徴収猶予、換価の猶予および滞納処分の執行停止の各制度が設けられている(徴収猶予は個別法で規定されている場合もある(国民健康保険法第77条など))。

なお、地方税法上の徴収緩和制度によらず、滞納者と分割納付誓約(第2章第 1節「7 分割納付誓約」参照)を行う場合もあるが、この場合には下記ア(オ)の ような猶予の効果を生じないので留意すること。

ア 徴収猶予(地方税法第15条)

(ア) 猶予の要件

徴収猶予は、下記のような事由があると認められる場合に、納税者等からの申請に基づいて、一定の期間徴収を猶予する制度である。

- ・納税者等がその財産につき、震災、風水害、火災その他の災害を受け、 または盗難にかかったとき。
- ・納税者等または納税者と生計を一にする親族が病気にかかり、または負傷したとき。
- ・納税者等が、その事業を廃止し、または休止したとき。
- ・納税者等が、その事業につき著しい損失を受けたとき。
- その他上記に類する事実があったとき。

(イ) 猶予できる期間・金額

納めることができない金額を限度として、1年以内の期間(やむを得ない理由があると認められるときは、すでに猶予した期間とあわせて2年以内)猶予することができる。

(ウ) 猶予の手続

徴収猶予は、納税者等が提出した「徴収猶予申請書」に基づき、承認または却下を文書で通知する(地方税法第15条の2の2)。

(エ) 担保

徴収猶予をしようとするときは、原則として担保を徴さねばならない(地 方税法第16条第1項)。

ただし、担保を徴さない特別な事情について条例に定めがある場合は、 担保を要しないとされている。

※担保として徴することができるもの

国債、地方債、社債その他の有価証券、土地、保証人の保証など

(オ) 猶予の効果

- ・徴収猶予の期間内は、猶予に係る徴収金について、新たな督促および滞納処分を行うことができない。ただし、交付要求は行うことができる(地方税法第15条の2の3第1項)。
- ・差押財産があるときは、申請によりその差押を解除することができる(地

方税法第15条の2の3第2項)。

- ・猶予期間中は消滅時効が停止し、進行しない(地方税法第18条の2第4項)。
- ・猶予期間中の延滞金は、その2分の1に相当する金額(経過措置の間は特例延滞金額を超える金額)または全部が免除の対象となる(地方税法第15条の9第1項および第2項、地方税法附則第3条の2第3項)。

(カ) 猶予の取り消し

徴収猶予を受けている納税者等が、次に掲げる事由に該当するときは、 その猶予を取り消し、徴収金を一時に徴収することができる(地方税法第 15条の3第1項)。

また、徴収猶予を取り消す場合には、前述の繰上徴収に該当する場合を除き、あらかじめ猶予を受けた者の弁明を聞かなければならず、また、取り消したときには、その旨を納税者等に通知しなければならない(地方税法第15条の3第2項および第3項)。

- 分割納付を認められた納付額をその期限までに納付・納入しないとき。
- ・増担保の提供など、担保を確保するための必要な行為の求めに応じないとき。
- ・徴収猶予を受けた徴収金以外に、新たに徴収金の滞納が発生したとき。
- ・財産の状況, その他の事情の変化により, 猶予の継続が不適当となった とき。
- ・繰上徴収の事由に該当し、徴収金を猶予期限までに全額徴収できる見込みがないとき。

イ 換価猶予

(ア) 換価猶予の要件

換価猶予とは、次に掲げる要件に該当し、かつ、納付について誠実な意思があると認められる場合に、一定の期間、職権または滞納者からの申請をもって差押財産の換価を猶予することができる制度である(地方税法第15条の5第1項および第15条の6第1項)。

- ・財産の換価を直ちにすることにより、事業の継続または生活の維持を困難にするおそれがあるとき。
- ・財産の換価を猶予することが、直ちに換価をすることに比べ、滞納に係る徴収金および猶予期間内において新たに納付・納入すべきこととなる その他の函館市の徴収金の徴収上有利であるとき。

(イ) 猶予できる期間

1年以内の期間(やむを得ない理由があると認められるときは、すでに 猶予した期間とあわせて2年以内)猶予することができる。

(ウ) 猶予の手続

換価の猶予は職権または滞納者からの申請で行い、書面で滞納者に通知 する。

(エ) 担保

担保の取り扱いについては、原則として徴収猶予の場合と同様である。

(オ) 猶予の効果

- ・猶予期間内は、当該猶予に係る差押財産の換価をすることができない。
- ・差押により、滞納者の事業の継続または生活の維持を困難にする可能性 があると認められる場合には、差押を猶予し、または既にした差押を解 除することができる(ただし、新たな滞納処分を執行することは差し支 えない)。
- ・猶予期間中は消滅時効が停止し、進行しない(地方税法第18条の2第4項)。
- ・猶予期間中の延滞金は、その2分の1に相当する金額(経過措置の間は特例延滞金額を超える金額)または全部が免除の対象となる(地方税法第15条の9第1項および第2項、地方税法附則第3条の2第3項)。

(カ) 猶予の取り消し

換価猶予を受けている納税者等が、次に掲げる事由に該当するときは、 その猶予を取り消し、徴収金を一時に徴収することができる(地方税法第 15条の6第1項)。

また、換価猶予を取り消した場合には、その旨を滞納者に通知しなけれ ばならない。

- 分割納付を認められた納付額をその期限までに納付・納入しないとき。
- ・担保の提供,または変更,その他担保を確保するための必要な行為の求めに応じないとき。
- ・換価の猶予の要件に該当しなくなったとき。
- ・繰上徴収をすることができる事実があるとき。

(12) 滞納処分の停止

ア 滞納処分の停止とは

滞納処分の停止とは、滞納者が滞納処分をすることができる財産を所有していないなど、一定の要件に該当する場合に、滞納者の申請を要することなく、職権で強制徴収の手続を中止するものである(地方税法第15条の7第1項)。

イ 処分停止の要件

滞納者が、次のいずれかに該当すると認められるときは、滞納処分を停止することができる(地方税法第15条の7第1項)。

- ・滞納処分をすることができる財産がないとき。
- ・滞納処分をすることによって、滞納者の生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。
- ・滞納者の所在および滞納処分をすることができる財産がともに不明であると き。

ウ 処分停止の手続

処分停止は職権で行い、書面で滞納者に通知する(地方税法第15条の7第

2項)。

ただし、滞納者の所在および滞納処分をすることができる財産がともに不明 であることにより処分停止をしたときは、その通知を省略することができる。

エ 処分停止の効果

(ア) 滞納処分の禁止

処分停止の期間中は、その処分停止に係る徴収金について、交付要求、 参加差押を除き、新たな滞納処分をすることができない。

(イ) 差押の解除

滞納処分をすることによって、滞納者の生活を著しく窮迫させるおそれがあることにより処分停止を行った場合は、差押を解除しなければならない(地方税法第15条の7第3項)。

(ウ) 延滞金の免除

停止期間中の延滞金は、その全額が免除される。

オ 処分停止中の納付および充当

処分停止の期間中に、滞納者が自らの意思で徴収金を納付したときは、これを収納することができる。また、停止中に過誤納金等の還付金や交付要求に係る受入金が発生したときは、これを徴収金に充てることができる(徴収法基本通達第153条関係11)。

カ 処分停止の取り消し

処分停止をした滞納者に、停止要件に該当する事実がないと認められるときは、処分停止を取り消さなければならない(地方税法第15条の8第1項)。

このため、停止期間中であっても、資力の回復状況等について随時調査を行うなどし、安易に納付義務を消滅させることのないよう留意すること。

キ 納付義務の消滅

(ア) 期間満了による消滅

処分停止が3年間継続したときは、その処分停止に係る徴収金の納付義務が消滅する(地方税法第15条の7第4項)。

ただし、処分停止期間中も時効は進行し(徴収法基本通達第153条関係12)、消滅時効が完成したときは、処分停止に優先して時効により債権が消滅することとなるので、時効期間が3年未満の債権(国民健康保険料等)の処分停止については、時効管理に留意すること。

(イ) 即時消滅

滞納処分をすることができる財産がないことにより処分停止をした場合において、次のいずれかの事由に該当し、徴収金を徴収することができないことが明らかである場合には、納付義務を直ちに消滅させることができる(地方税法第15条の7第5項)。

- ・法人が既に解散し、または解散の登記はないが既に廃業して、将来再開 する見込みが全くないとき。
- ・限定承認した相続人が、滞納処分することができる相続財産を所有して いないとき。

・会社更生法第204条(更生債権等の免責等)の規定により、租税等の債権が免責されたとき。

ク 不納欠損処理

上記キにより徴収金の納付義務を消滅させたときは、あわせて不納欠損処理 を行う。

なお、不納欠損処理の具体的手続については、第5章「不納欠損」を参照のこと。

第3節 滞納処分できない債権

1 裁判所手続の活用

市の債権のうち、滞納処分による差押え等の自力執行権を持たない非強制徴収公債権および私債権(以下、「私債権等」という。)においては、金銭債権を保全するため、滞納処分に代わる法的措置として裁判所の手続を活用していくこととなる。

裁判所手続には、訴訟、少額訴訟、支払督促、民事調停、即決和解など様々なものがあり、私債権等については、これらの手続を活用して「債務名義」を取得した上で、 差押え等の強制執行を行う(「債務名義」については92ページ(2)アを参照のこと)。

市が有する債権については、裁判所の手続を活用して債務の履行を求める際に、債務者との間で債権の存在について争われることは想定しにくく、ほとんどの場合、分割による納付など、債務の履行の方法について協議が整うことで決着する場合が多い。

このため、私債権等の保全のために裁判所の手続を活用するにあたっては、訴訟の 半分程度の費用で済み、簡易な方法で差押えの前提要件となる債務名義を取得するこ とができる支払督促手続(民事訴訟法(以下、「民訴法」という。)第382条から第402条)を活用していくことが有効である。

また、納付に対する誠意の見られない滞納者に対しては、催告の内容を段階的に厳 しい内容とし、自主納付を促すことが有効だが、支払督促手続は、簡易裁判所の書記 官名で支払を命ずる督促を発することとなるため、市で発する通常の督促や催告以上 に債務者に心理的なプレッシャーを与えることができ、滞納者を納付交渉のテーブル に付くよう促すという点でも効果的である。

なお,本節では,支払督促で用いられる表現に従い,自治体(申立人)を「債権者」, 滞納者(相手方)を「債務者」と表記する。

2 支払督促手続

(1) 支払督促とは

債権者の一方的な申立てに基づき、その主張の正しさについて実質的な審理を せず、書類の審査だけで簡易裁判所の書記官が支払督促を発する手続である。 支払督促は、簡単に債務名義を取得するための手続として有効である。

(2) 特徴

ア 支払督促のメリット

- ・請求金額の制限がない。
- ・基本的には裁判所に出頭する必要がなく、簡易・迅速・安価に債務名義を取得することができる。
- ・議会の議決が不要(ただし、債務者からの督促異議の申立てにより裁判手続に移行した場合は、「訴えの提起」、「和解および調停」(自治法第96条第1項第12号)について、市長が専決処分を行った上で、市議会への報告が必要となる)。

イ 支払督促のデメリット

・金銭の支払い、代替物・有価証券の給付請求に限られる(民訴法第382条)。

- ・公示送達によることができないため、居所不明の滞納者に対しては申し立て ることができない(民訴法第382条)。
- ・申立てを行う裁判所は、債務者の住所地等を管轄する簡易裁判所に限られる ため、遠隔地に居住する債務者に対して行うことが難しい(民訴法第383 条第1項)。

(3) 支払督促申立ての時期および流れ

自治体は、督促をした後、相当の期間を経過してもなお納付がない場合には、 訴訟手続等の措置をとらなければならないが(自治令第171条の2本文)、「相 当な期間」について自治法に明確な定めはない。

このため、債権の性質(継続的に新たな債権が発生する等)、債務者との納付交渉の状況、時効期間などを考慮して申立ての時期を判断することとなるが、督促状発送後(または最終納付日から)1年を経過しても納付や具体的な納付誓約をしない債務者が自発的に納付を再開する可能性は低いため、現年・滞納繰越の区別なく、この時点で支払督促申立ての手続を行うこととする。

支払督促申立てまでの流れとしては、第2章第1節に記載した「督促」、「催告」に加え、支払督促手続についても予告する催告(裁判所手続執行予告等)を行い、 指定した期日までに納付や納付に関する相談がない場合は、すみやかに申立ての 手続を開始する。

また,支払督促の発付後,滞納者から督促異議の申立てがない場合は,仮執行 宣言の申立てを経て,強制執行(裁判所による差押等)の申立てが可能となる債 務名義を得ることができる。

(4) 支払督促申立ての手続

ア 支払督促の申立て

支払督促の申立てについては、債務者の住所地等を管轄する簡易裁判所に対して行うこととなる。申立てにあたっては、定型の書式に当事者(債権者および債務者)、請求の趣旨および原因(請求金額や債権発生の原因等)を記載し、申立手数料(印紙)や送達費用等(切手)の申立手続費用を添えて行う。

なお、支払督促の申立てが受理されると、一連の手続きを経て権利が確定し、 手続きが終了する時まで、時効の完成が猶予され(民法第147条第1項)、そ の後、時効が更新される(民法第147条第2項)。

ただし、改正民法の施行日前に支払督促の申立てが受理された場合は、申立ての時点で時効中断の効力が生じ(改正前民法第147条)、一連の手続きを経て権利が確定した時から新たに時効が進行する(改正前民法第157条第2項)。

イ 支払督促の発付

支払督促の申立てが受理されると,裁判所書記官は実質的な審理をしないで,債務者に支払督促を発付する。

また、支払督促の送達ができなかった場合は、再送達の上申、就業先送達の

上申などを送達費用の追納とあわせて行う。

なお、2か月以内に送達できる住所を申し出ないと支払督促を取り下げたものとみなされる(民訴法第388条第3項)。

ウ 仮執行宣言の申立て

(ア) 仮執行宣言

仮執行宣言とは、支払督促に差押等の執行力を付与するものであり、裁判 所から支払督促の送達を受けた債務者が、送達を受けた日の翌日から14日 以内に督促異議の申立てを行わず、また、支払義務も履行しない場合には、 債権者は仮執行宣言の申立てをすることができる(民訴法第391条第1項)。

(イ) 仮執行宣言の効力

仮執行宣言の申立てにより,裁判所から仮執行宣言付支払督促が発付されることとなる。仮執行宣言の効力は,仮執行宣言付支払督促が債務者のもとに送達された時に即時に執行力が生じ,債権者に送付された仮執行宣言付支払督促正本が債務名義となることから,債権者は直ちに強制執行を求めることができる。

なお、仮執行宣言付支払督促が債務者のもとに送達されてから14日以内に督促異議の申立てがない場合、または、督促異議が却下されたときは、その仮執行宣言付支払督促は確定判決と同一の効力を有することとなる(民訴法第396条)。

また、仮執行宣言の申立てをすることのできる日から30日以内に仮執行宣言の申立てをしない場合は、支払督促はその効力を失うが(民訴法第392条)、その時から6か月間は時効の完成が猶予される(民法147条第1項かっこ書き)。

ただし、改正民法の施行日前に支払督促の申立てが受理されている場合は、 債権者が30日以内に仮執行宣言の申立てをしないことで支払督促が効力を 失い、時効中断の効力は生じなかったことになる(改正前民法第150条)。

エ 督促異議の申立て

(ア) 仮執行宣言前の督促異議

仮執行宣言前の督促異議については、債務者が支払督促の送達を受けて から仮執行宣言がなされるまでの間にすることができる。仮執行宣言の前 に、債務者から適法な督促異議の申立てがあったときは訴訟手続に移行す るため、支払督促に対して仮執行宣言を付して執行力を生じさせることが できない(民訴法第390条)。

(イ) 仮執行宣言後の督促異議

仮執行宣言後の督促異議については、仮執行宣言付支払督促が債務者のもとに送達されてから14日以内にすることができる(民訴法第393条)。 仮執行宣言付支払督促は、成立すると同時に執行力を生じ、債権者は債務者に正本が送達されるとそれに基づき強制執行をすることができるが、仮執行宣言後の督促異議は、仮執行宣言付支払督促の持つ債務名義の執行力を停止するものではないことから、債権者は督促異議が申立てられても

強制執行をすることができる。

なお、裁判所が督促異議の申立てを不適法であるとして却下し、その決定が確定したときは、訴訟手続に移行ぜず、支払督促は確定判決と同一の効力を有することとなる(民訴法第396条)。

オ 督促異議の申立てによる訴訟への移行

債務者から督促異議の申立てがあった場合,支払督促の申立て時に遡り,裁判所(請求の価額が140万円以下の場合は,支払督促を発付した裁判所書記官の所属する簡易裁判所,140万円を超える場合は,その簡易裁判所の所在地を管轄する地方裁判所)に訴えの提起があったものとみなされ,訴訟手続に移行する(民訴法第395条)。

この場合,原告(市)は裁判所の補正命令に従い手数料の追納および訴状に 代わる準備書面を提出(地方裁判所のみ)しなければならない。

また、督促異議の申立てにより訴訟手続に移行した際には、自治法の規定により、本来、議会の議決が必要となるが、本市においては、支払督促の申立てにかかる訴えの提起、和解および調停については市長の専決処分事項として指定されているため、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分するとともに、市議会に報告(承認は不要)しなければならない。

カ 裁判所の審理と判決および和解

債務者からの督促異議の申立てによって訴訟に移行した場合、原告代表である市長が裁判期日に出頭することになるが、事前に申請した上で、課長以上の管理職が市長の代理人として出頭することが一般的である。

前述のとおり、市が有する債権については、債務者との間で債権の存在について争われることは想定しにくく、ほとんどの場合、分割による納付の協議が整うことで決着する場合が多い。このため、債務者が裁判所に提出した督促異議申立書や答弁書に分割による支払い金額が記載してある場合には、裁判期日前に、債務者の分割納付希望額や納付資力、完納までの期間等を考慮したうえで、和解を認めるかどうかを検討しておく。

審理にあたり、債務者が希望する支払い金額では和解を認められない場合には、口頭弁論の中で支払い金額の増額を求め、正当な理由もなく債務者が増額に応じず、協議が整わない時には、一括して支払うよう判決を求める。

また、貸付料など継続して債権が発生する場合には、今後発生する債権について確実に納付するよう訴外で求めた上で、和解に応じることも重要である。

なお、裁判期日に債務者が出頭しない場合は、債務者が提示している分割による支払い金額が妥当であるかどうかに関わらず、必ず一括して支払うよう判決を求めることとする。

3 強制執行

(1) 強制執行制度

ア 強制執行制度とは

強制執行とは、裁判所の力を借りて強制的に債権の内容を実現する手続であり、債権や対象財産の種類により様々な手続が定められている。

金銭債権の強制執行は、基本的に債務者の財産を差し押さえ、差し押さえた財産を競売等により金銭に換え、その金銭から配当を受けるという順序で行われる。

イ 強制執行の種類と特色

金銭債権の場合,強制執行の対象は,原則,債務者の全財産となるが,生活保護費,失業給付金,給料(給付の4分の3に相当する部分)など,債務者の生活保障のために差し押さえが禁止されているものもあるので注意が必要である(民事執行法(以下,「民執法」という。)第152条)。

なお, 財産の種類により, 強制執行は次のとおり分類される。

(ア) 不動産執行

土地、建物等の不動産を対象としており、裁判所による強制競売(差し押さえた不動産を売却し、その代金から債権の回収を図る手続)と強制管理(差し押さえた不動産の家賃や地代等の収益から債権の回収を図る手続)の方法によって行われる。

不動産執行は、換価金額が大きい反面、時間と費用がかかるほか、すで に他の抵当権等の優先する担保権が設定されている場合、配当が受けられ ない場合もある。

(イ) 動産執行

書画骨董,自動車,家財道具等の動産を対象としており,裁判所に所属する執行官が実施する。

動産執行は、早く簡便に行えるが、高額な動産がある場合は別として、 換価金額が少なく、実効性に乏しいことが多い。

(ウ) 債権執行

預金,給与,家賃,売掛金等の金銭債権を対象としており,裁判所が実施する。

債権執行は、確実な金銭債権が見つかれば簡易・迅速に回収が可能だが、 財産調査権を持たない私債権等は金銭債権の発見が困難な場合が少なくないため、申請や契約の際に、勤務先等を聴取しておくなどの工夫が必要である。

(2) 強制執行の準備

ア 債務名義の取得

債務名義とは、強制執行によって実現される請求権が存在することを公証する法定の文書で、強制執行の要件となる。

債務名義には、確定判決、仮執行宣言付判決、仮執行宣言付支払督促(本節

2(4) ウ参照), 執行認諾文言のある公正証書, 確定判決と同一の効力を有する和解調書や調停調書等がある(民執法第22条)。

イ 執行文の付与

強制執行を行うためには、債務名義に執行文を付与してもらう必要がある。 執行文とは、債務名義記載の請求権が、債務者に対して現に執行可能であることを公証する文言で、裁判所書記官や公証人(公正証書の場合)に対し申立て、 判決書や口頭弁論調書(仮執行宣言の付された判決も含む)、公正証書等の債務 名義正本の末尾に付記してもらう(民執法第26条)。

なお、仮執行宣言付支払督促など、執行の迅速性が求められる債務名義については、執行文の付与は必要とされない。

ウ 債務名義の送達

強制執行の申立てを行う場合は、強制執行を開始する前に債務名義(仮執行宣言付支払督促正本、判決文など)を債務者に送達しておくことが必要であり(民執法第29条)、裁判所や公証役場に申請し送達証明書を得て、強制執行の申立書に添付しなければならない。

(3) 強制執行手続

市が裁判所手続を用いて債権の回収を図る際に、最も活用する機会が多いと思われる金銭債権の強制執行を例にとり、強制執行手続の申立ての流れを解説する。

ア 申立て

金銭債権の強制執行の申立ては、執行裁判所に「債権差押命令申立書」を提出して行う。

なお、執行裁判所は債務者の住所地を管轄する地方裁判所となる(民執法第 144条第1項)。

(ア) 申立書の記載事項

- ・債権者,債務者,代理人および第三債務者の表示。
- 債務名義および請求債権の表示。
- ・金銭債権執行の目的となる財産(差押債権)の表示。
- ・金銭債権執行を求める旨の記載。

(イ) 添付書類

- ・執行力のある債務名義正本(仮執行宣言付支払督促正本など。(2)アおよびイを参照)。
- 送達証明書。
- · 代理人指定書。
- ・資格証明書(債務者や第三債務者が法人の場合,代表者事項証明書や商業登記簿謄本などの全部事項証明書)。
- · 目録(当事者目録,請求債権目録,差押債権目録)。
- 第三債務者に対する陳述催告の申立書。
 - ※陳述催告の申立てとは、第三債務者に差押え債権の存否について回答 を求める申立てで、陳述催告の結果、第三債務者から裁判所を通じて

債権の有無,債権の額,支払意思の有無等を記載した陳述書が送付される(民執法第147条第1項)。

(ウ) 申立費用

- ・1人の債務者に1通の債務名義で申立てる場合4,000円。
- 郵便切手。

(エ) 管轄

・債務者の住所地を管轄する地方裁判所(民執法第144条第1項)。

イ 債権差押命令の発令

申立てを受けた裁判所は、定められた形式に一致した申立てであれば債権差押命令を第三債務者に発令し、債権差押命令と陳述書を送達する(民執法第145条第3項)。

また,差押えの効力は第三債務者が債権差押命令を受領したときに発生し (民執法第145条第4項),第三債務者は債務者への支払いを停止し,陳述書 に滞納者に対する債権額(支払額等)と支払意思の有無を記載して,裁判所と 債権者に送付する。裁判所は第三債務者から陳述書が届いたのち,債権差押命 令を債務者に,債権差押命令正本と送達通知書を債権者に送付する。

ウ 取り立て

債権者は、債務者への差押命令が送達された日から1週間が経過すれば、差押債権の支払いを求めることができる(民執法第155条第1項)。取り立てにあたり、第三債務者が供託した場合は、配当(債権者が複数で、供託された金額で全ての差押債権額を賄えない場合)か弁済金交付手続(債権者が1人の場合や、供託された金額で全ての差押債権額を賄える場合)により供託金が分配されることとなる。

なお,第三債務者が任意に支払わない場合は,第三債務者を被告として取立 訴訟を提起することとなる(民執法第157条)。

エ 取立(完了)届

差押債権を全額取り立てた場合は、取立(完了)届を執行裁判所に提出する。 給与債権などで取り立てが継続する場合は、取り立てが継続することを明記 のうえで、取り立ての都度、提出する(民執法第155条第3項ほか)。

オ 取下書および債務名義還付申請書

債権差押によっても滞納額全額を回収できなかった場合は、執行裁判所から 債務名義の還付を受ける必要があるため、取下書および債務名義還付申請書を 提出する。

カ 財産開示手続の利用

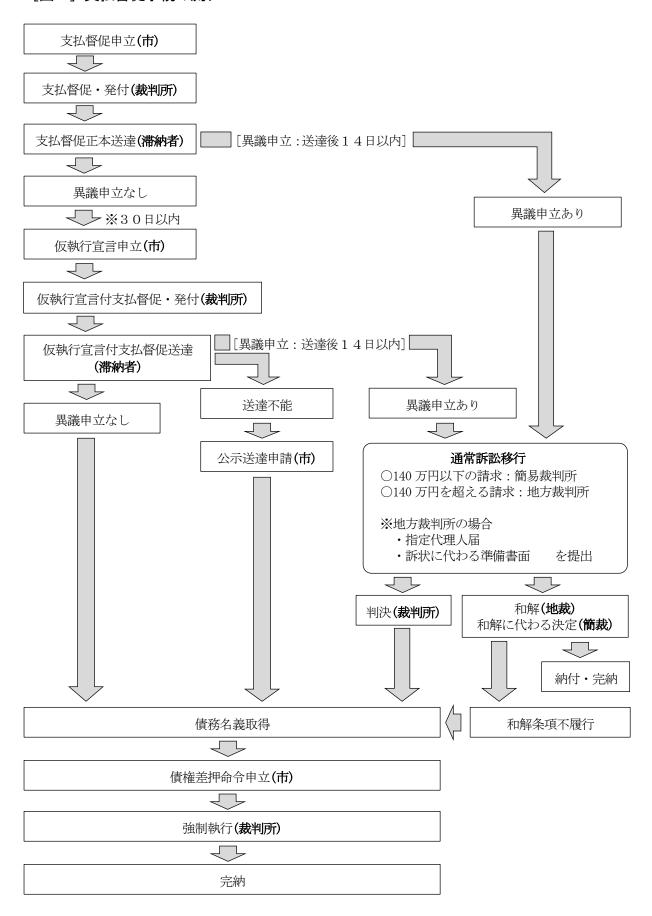
債務者の財産を差押える場合、財産を把握していることが必要であるが、私 債権等は強制徴収公債権のような財産調査権がないため、債務者の財産を包括 的に把握することは困難である。

このような場合、裁判所の財産開示手続を活用し、債務者の財産に関する情報を取得する方法もあるが、その要件として、「6か月以内に実施された強制執行において滞納金額全額を回収できなかった」、「判明している財産に対する強

制執行を実施しても滞納金額全額の回収ができない」、などの申立て要件を満たしている必要がある(民執法第197条)。

※なお、本項については2019年5月の民事執行法の改正により、「第三者からの情報開示手続き」が新設されたことから、今後改稿の予定である(規則等の詳細が判明後、変更予定)。

[図6] 支払督促手続の流れ



第3章 時効管理

第1節 徴収権の消滅時効

時効とは、一定の事実状態が一定期間継続する場合に、その事実状態が真実の権利関係に合致するかどうかにかかわらず、その事実状態に権利関係を適合させる制度をいう。

時効の制度には、取得時効(一定の期間、他人の物を占有する者に、その物に関する権利を取得させる制度)と消滅時効(一定の期間、権利者が権利を行使しないときに、その権利を消滅させる制度)があるが、本章では、債権管理に必要な消滅時効に関する事項について説明する。

1 消滅時効期間

債権の消滅時効は、「債権者が権利を行使することができることを知った時から5年」、または「債権者が権利を行使できる時から10年」のいずれか早い方の経過によって完成(民法第166条第1項および第2項)する。

なお、公法上の債権(強制徴収公債権および非強制徴収公債権)の消滅時効については、その債権について規定する個別の法令に時効に関する定めがあるものを除き、「権利を行使することができる時から5年」を経過すると時効が完成すると定められている(地方自治法第236条第1項ほか)。

ただし、確定判決または確定判決と同一の効力を有するものによって時効が更新された場合は、10年より短い時効期間が定められていても、公債権、私債権に関わらず、その時効期間は10年となる(民法第169条)。

2 改正民法の施行日前に発生した債権の消滅時効

改正民法の施行日(2020年4月1日)前に発生した債権の消滅時効については、 改正前の民法の規定が適用される。また、施行日前に行った法律行為の効果などで、 同様に改正前民法の規定が適用される場合もあるので、時効管理の際には注意が必要 である。

具体的には、私債権の時効期間は権利を行使することができる時から原則10年(改正前民法第167条第1項)となり、債権の種類によって職業別短期消滅時効(改正前民法第170条から第174条)や商事消滅時効(改正前商法第522条)などの規定が引き続き適用される。

なお、主要債権の消滅時効については、資料編「債権分類一覧」を参照のこと。

3 時効の起算点

時効の起算点は、前述のとおり、私債権については「債権者が権利を行使することができることを知った時から」、または「債権者が権利を行使できる時から」と民法に規定されており、公法上の債権(強制徴収公債権および非強制徴収公債権)については「権利を行使することができる時から」と自治法等に規定されている。なお、起算点の具体例について例示すると以下のとおりである。

(1)納期限の定めのある債権

納期限の定めのある債権については、その期限(地方税や国民健康保険料など地方自治体によって賦課徴収される公租公課については、法定納期限)から消滅時効が進行する(民法第412条第1項、地方税法第18条第1項ほか)。

(2)納期限の定めのない債権

納期限の定めのない債権については、債務者が履行の請求を受けたときから 進行する(民法第412条第3項)。

(3) 割賦払いの債権

割賦払い(月払い・定期払い)の債権については、それぞれの割賦金ごとに、 その期限の到来したときから時効が進行する(民法第135条第1項)。

(4) 契約に基づく残金一括請求を行った債権

納付が滞れば残金を一時に支払うという約束(契約書に記載が必要)を根拠に、残金の一括請求を行った場合には、残金全額について、債務者が履行の請求を受けた時から時効が進行する(民法第412条第3項)。

(5) 繰上徴収を行った債権(強制徴収公債権)

繰上徴収により納期限を繰り上げた場合は、新たに定めた納期限ではなく、本来の納期限の翌日から消滅時効が進行する(税:地方税法第18条第1項ほか、税以外の徴収金:自治法第236条第3項、民法第166条第1項など)。

4 時効の起算日

消滅時効は、初日不算入の原則(民法第140条本文)により、期限到来日または履行の請求日の翌日が起算日となる。

5 時効の効力

時効期間が満了した時(時効完成)に発生する時効の効力は、公法上の債権と私 債権とで異なる。

(1) 公法上の債権の時効の効力

公法上の債権は、時効期間が満了すると、時効の援用(債務者が時効期間の満了を理由に納付しないと主張すること)を要せず、債権が消滅する(自治法第236条第2項)。

また、時効期間が満了した後は収入することができない。

(2) 私債権の時効の効力

私債権は、時効期間が満了し、債務者(保証人、物上保証人、第三取得者、詐害行為の受益者などの権利の消滅について正当な利益を有する者を含む)から時効の援用があった場合に、債権が消滅する(民法第145条)。

ただし、債務者が時効期間の満了後に、時効の援用をせず納付した場合には、 収入することができる。

第2節 時効の管理

時効期間が満了すると、債権は消滅(私債権については時効の援用が必要)することとなるが、時効は、「債権者が法令に基づく権利の行使をすること」等により完成を猶予させることや、「債務者が自らの債務を承認すること」等により、更新(=新たに時効が進行を始める)することができる(民法第147条など)ことから、市の債権についても、時効の管理を厳格に行い、適切な債権管理に努める必要がある。

1 時効の完成猶予および更新

自治体が有する債権については、民法上の規定に加えて自治法が規定する事由により、時効の完成を猶予させたり更新することができる。

なお、時効更新後の新たな時効は、原則、時効更新の翌日から進行する(民法第140条)。

(1) 民法の規定

ア 裁判上の請求等

(ア) 裁判上の請求

裁判所に訴えの提起をすることにより、時効の完成が猶予(民法第147条第1項第1号)され、判決等により権利が確定すると時効が更新(民法第147条第2項)されて新たな時効が進行する。

なお、訴えの提起の後、訴えの取下げや裁判所による訴えの却下によって手続きが終了した場合には、その取下げ等の時から6か月間は時効の完成が猶予される(民法147条第1項かっこ書き)。

(イ) 支払督促

裁判所に支払督促の申立てが受理されると、手続きが終了する時まで時効の完成が猶予(民法第147条第1項第2号)され、手続きが終了すると時効が更新(民法第147条第2項)されて新たな時効が進行する。

ただし、仮執行宣言の申立てをすることのできる日から30日以内に仮執行宣言の申立てをしない場合は、支払督促はその効力を失うが(民訴法第392条)、その時から6か月間は時効の完成が猶予される(民法147条第1項かつこ書き)。

(ウ) 和解または調停の申立て

裁判所に和解または調停の申立てが受理されると、手続きが終了する時まで、時効の完成が猶予され(民法第147条第1項第3号)、手続きが終了すると時効が更新(民法第147条第2項)されて新たな時効が進行する。

ただし、和解もしくは調停が整わないまま、取下げ等によって手続きが終了したときは、その取下げ等の時から6か月間は時効の完成が猶予される(民法第147条第1項かっこ書き)。

(エ) 破産手続等への参加

債務者の申立て、または債権者の申立てにより破産手続等が開始された 場合は、裁判所に債権の届出をすると、時効の完成が猶予され(民法第1 47条第1項第4号),手続きが終了すると時効が更新(民法第147条第2項) されて新たな時効が進行する。

なお、申立ての取下げや裁判所による破産手続等の却下によって手続き が終了したときは、その取下げ等の時から6か月間は時効の完成が猶予さ れる(民法第147条第1項かっこ書き)。

イ 強制執行等

時効の完成猶予と更新の効力を生じる強制執行等には、強制徴収公債権における差押のほか、次に解説する強制執行、担保権の実行、形式的競売(民執法第195条、民法、商法その他の法律の規定による換価のための競売)と財産開示手続(民執法第196条)がある。

(ア) 強制執行

裁判所に強制執行の申立てが受理されると、手続きが終了する時まで時効の完成が猶予(民法第148条第1項第1号)され、手続きが終了すると時効が更新(民法第148条第2項)されて新たな時効が進行する。

なお、強制執行の申立てを行ったが、預金の残高不足や勤務先の退職等により債権の回収を行うことができず、結果として申立てを取り下げた場合であっても、申立て自体が強制執行を行う意図をもって行われた行為であるので、申立てを取り下げた時に時効が更新される(一部を回収し、残りを一部取り下げの手続きを行った場合も同様)。

(イ) 担保権の実行

担保権の実行手続(債権者が債務者の財産について抵当権などの担保権を有しているときに、これを実行して当該財産から満足を得る手続き)の申立てが受理されると、手続きが終了する時まで時効の完成が猶予(民法第148条第1項第2号)され、手続きが終了すると時効が更新(民法第148条第2項)されて新たな時効が進行する。

なお、申立ての取下げや裁判所による取消しによって手続きが終了した ときは、その取下げ等の時から6か月間は時効の完成が猶予される(民法 第148条第1項かっこ書き)。

ウ 仮差押え等

裁判所に仮差押えおよび仮処分の申立てが受理されると、手続きが終了した時から6か月間は時効の完成が猶予される(民法第149条)。

なお、仮差押えおよび仮処分は、申立ての後に訴訟等を予定している暫定的な手続きであるため、時効の更新の効力を持たない。

エ 督促および催告

民法上の督促および催告は、「催告による請求」に該当し、催告等をした時から6か月間は時効の完成が猶予される(民法第150条第1項)。

ただし、催告等により時効の完成が猶予されている間に、再度、催告等を行っても、時効の完成猶予の効力は発生しない(民法第150条第2項)。

オ 協議を行う旨の合意

(ア) 合意による完成猶予期間

当事者間で、権利についての協議を行う旨の合意が書面(またはコンピュータで処理可能なデジタルデータ)で交わされた場合は、下記のうち、いずれか早い時までの間、時効の完成が猶予される(民法第151条第1項)。

- ・ 合意があった時から 1 年を経過した時。
- ・合意において、当事者が1年に満たない協議期間を定めたときは、その期間を経過した時。
- ・当事者の一方から相手方に対し、協議の続行を拒絶する旨の通知が書面 (またはコンピュータで処理可能なデジタルデータ)でされたときは、その 通知の時から6か月を経過した時。

(イ) 再度の合意

合意により時効の完成が猶予されている間に、再度協議期間を延長する合意を交わした場合は、その時から再び時効の完成が猶予される。

ただし、再度の合意による時効の完成猶予の効力は、協議を行わなかった場合に時効が完成した時(本来の時効が完成するはずだった時)から5年を超えることができない(民法第151条第2項)。

(ウ) 催告による時効の完成猶予の効力との関係

催告によって時効の完成が猶予されている6か月の間に協議を行う旨の合意を交わしても、新たに時効の完成猶予の効力は発生しない(催告による完成猶予期間の満了日が時効完成日となる)。また、これと同様に、協議を行う旨の合意により時効の完成が猶予されている期間に催告を行っても、新たに時効の完成猶予の効力は発生しない(合意による完成猶予期間の満了日が時効の完成日となる)。

カ承認

承認とは、時効の利益を受ける債務者が、債務が存在することを知っている 旨を債権者に対して表示(債務の一部弁済、支払い猶予の申し込みなども含む) することであり、債務者が債務を承認すると時効が更新(民法第152条第1 項)されて、新たな時効が進行する。

なお、判例(昭和41年4月20日、最高裁)によると、私債権においては、 債務者が時効期間の経過後に債務を承認した場合も時効の中断事由となると し、債務を承認した後に、債務者が債務の承認を取り消し、改めて時効の援用 を主張することはできないと判示されている。

キ 天災等

消滅時効が完成する時に、天災その他避けることのできない事変のため、裁判上の請求等(民法第147条第1項)または強制執行等(民法第148条第1項)の手続きができない場合には、その原因となる障害が消滅した時から3か月間は時効の完成が猶予される(民法第161条)。

(2) 地方自治法の規定

自治体のする納入の通知および督促については、自治法の規定が適用され、民 法の規定にかかわらず時効の更新の効力を有する(自治法第236条第4項)。 ただし、納入の通知および督促をした後に発する催告書等による請求について は、自治体のするものであっても、前述((1) エ)の民法上の「催告による請求」に該当するため、民法の規定と同様、完成猶予の効力しか生じない。

(3) 強制徴収公債権における差押および交付要求(参加差押を含む)

ア差押

強制徴収公債権において差押を行った場合は、第三債務者に債権差押調書が 送達されるなどして差押の効力が発生すると、その差押が終了する(換価が終 了時)まで時効の完成が猶予され(地方税法第18条第3項、民法第148条 第1項第1号)、差押が終了すると時効が更新されて、新たな時効が進行する (地方税法第18条第3項、民法第148条第2項)。

なお、差押を行ったものの、取立てや差押財産の換価を行うことができず、 結果として差押を解除した場合であっても、差押の解除が差押の終了事由に該 当するため、当該差押を解除した時点で時効が更新される。

イ 交付要求(参加差押を含む)

強制換価手続を開始した執行機関に対して交付要求を行った場合は、交付要求を行っている期間は時効の完成が猶予され、解除または配当を受けた時に時効が更新されて、新たな時効が進行する(地方税法第18条の2第1項第3号)。 なお、交付要求先の執行機関の差押等が取り消された場合でも、既に行った交付要求により発生した時効の完成猶予および更新の効力は失われない(地方税法第18条の2第2項)。

(4) 改正民法の施行日前に行った法律行為による時効中断の効力

改正民法の施行日前に発生した旧法に規定される時効中断の事由については、 施行日後もその効力が継続する。

- ・請求(改正前民法第147条第1号)。 裁判上の請求,破産手続等への参加,支払督促,和解および調停の申立て, 催告(6か月以内に支払督促の申立てや差押等を行う必要がある)。
- · 差押, 仮差押, 仮処分(改正前民法第147条第2号)。
- ·承認(改正前民法第147条第3号)。
- ・自治体のする納入の通知および督促(自治法第236条第4項)。

2 時効の完成猶予および更新の相対的効果

時効の完成猶予および更新は、原則として、事由が発生した当事者(債務者)およびその承継人(相続人等)の間においてのみその効力が生じるが(民法第153条第1項から第3項)、例外として、「主たる債務者に対する履行の請求その他の事由による時効の完成猶予及び更新は、保証人に対してもその効力を生ずる」とされている(民法第457条第1項)。

なお、連帯債務における連帯債務者や、連帯保証債務における連帯保証人に時効の 完成猶予および更新の事由が発生した場合は下記のとおりとなる。

(1) 連帯債務者に事由が発生した場合

連帯借主など連帯債務者の一人に発生した事由(連帯債務者の一人との「更改または「混同」,連帯債務者の一人による「相殺等」を除く)によって生じた時効の完

成猶予および更新の効力は、主たる債務者に対してその効力を生じないと規定されている(民法第441条)。

ただし、改正民法の施行日前に効力を生じた連帯借主など連帯債務者の一人に対する履行の請求(裁判上の請求、和解および調停の申立て、支払督促、破産手続等参加)による時効の中断については、主たる債務者に対しても効力を生ずる(改正前民法第434条)。

(2) 連帯保証人に事由が発生した場合

連帯保証人に発生した事由(連帯保証人の一人との「更改」または「混同」,連帯保証人の一人による「相殺等」を除く)によって生じた時効の完成猶予および更新の効力は、主たる債務者に対してその効力を生じない(民法第458条)。

ただし、改正民法の施行日前に効力を生じた連帯保証人に対する履行の請求(裁判上の請求、和解および調停の申立て、支払督促、破産手続等参加)による時効の中断については、主たる債務者に対しても効力を生ずる(改正前民法第458条)。

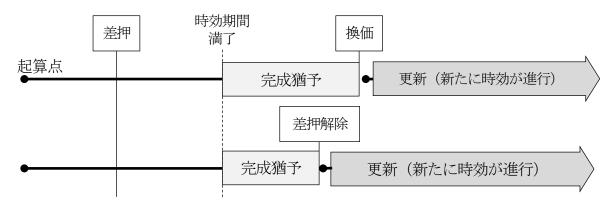
○時効の完成猶予および更新に関する主たる債務者と「連帯債務者」の関係

区 分	主たる債務者	連帯債務者A	連帯債務者B
主たる債務者に対して	更新	更新なし	更新なし
納入・強性の送付、督促	自治法第236条第4項	民籍441条	民法第441条
連帯債務者Aに対して	更新なし	更新	更新なし
履行の請求, 督促	民籍441条	(自治法第236条第4項)	民法第441条
主たる債務者に対して	完成哲學新	完成猶予なし・更新なし	完成哲なし・更新なし
裁正の請求、強勝行	民法第153条第1項	民籍441条	民法第441条
連帯債務者Aに対して	完成首子なし・更新なし	完成哲學新	完成哲なし・更新なし
裁正の請求、強勝行	民籍441条	民籍153条第1項	民法第441条
主たる債務者に対する	完成哲	完成哲なし	完成首なし
仮営 ・ に は な な な な な な な な な な な な	民法第153条第2項	民籍441条	民法第441条
連帯債務者Aに対する	完成哲なし	完成哲	完成首なし
仮営やまたは仮い分	民籍441条	民法第153条第2項	民法第441条
主たる債務者に対する	完成哲	完成哲なし	完成首なし
偿	民法第153条第2項	民籍441条	民法第441条
連帯債務者Aに対する	完成哲なし	完成哲	完成首なし
偿	民籍441条	民法第153条第2項	民法第441条
主たる債務者が債務を	更新	更新なし	更新なし
承認	民法第153条第3項	民籍441条	民法第441条
連帯債務者Aが債務を	更新なし	更新	更新なし
承認	民籍441条	民法第153条第3項	民进第441条

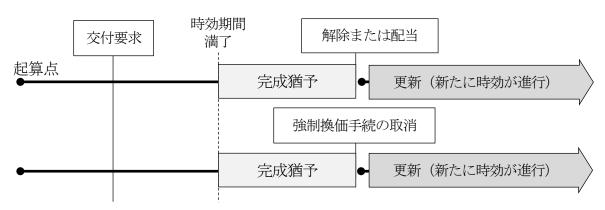
○時効の完成猶予および更新に関する主たる債務者と「連帯保証人」の関係

区 分	主たる債務者	連帯保証人A	連帯保証人B
主たる債務者に対して	更新	更新	更新
納入)・動は中の送付、督促	民法第153条第1項	民法第457条第1項	民法第457条第1項
連帯保証人Aに対して 納入通外書の送付、督促	更新なし	郠新	更新なし
	民法第458条	民进第153条第1項	民法第458条
主たる債務者に対して裁判止の請求、強制執行	完成哲一更新	完成哲學新	完成猶予一更新
	民法第153条第1項	民法第457条第1項	民法第457条第1項
連帯保証人Aに対して 裁判上の請求、強制執行	完成的なし・更新なし	完成哲學新	完成的なし・更新なし
	民選458条	民法第153条第1項	民選458条
主たる債務者に対する	完成哲	完成對	完成哲
仮差性または反い分	民进第153条第2項	民选第457条第1項	民进第457条第1項
連帯保証人人に対する	完成哲なし	完成對	完成哲なし
仮差性または反い分	民第458条	民进第153条第2項	民法第458条
主たる債務者に対する	完成對	完成首子	完成哲
催告	民法第153条第2項	民法第457条第1項	民法第457条第1項
連帯保証人人に対する	完成哲なし	完成對	完成首かなし
催告	(民注第458条)	民法第153条第2項	民法第458条
主たる債務者が債務を	更新	更新	更新
承認	民法第153条第3項	民海457条第1項	民法第457条第1項
連帯保証人Aが債務を	更新なし	更新	更新なし
承認	民进第458条	民法第153条第3項	民进第458条

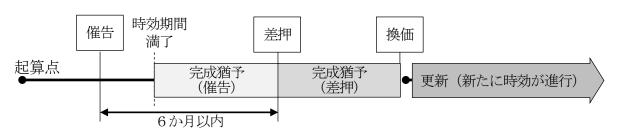
○差押(強制徴収公債権)



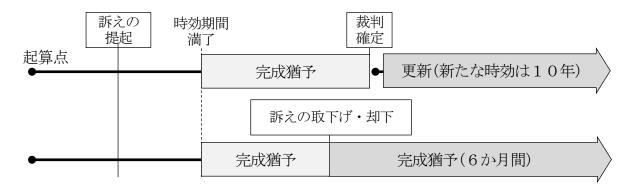
○交付要求 (強制徴収公債権)



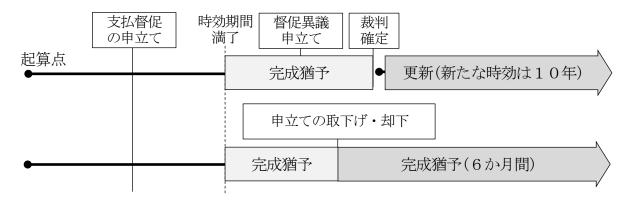
○催告と差押(強制徴収公債権)



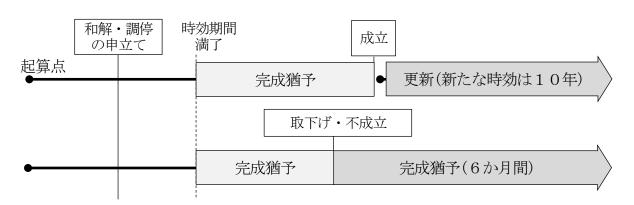
○裁判上の請求(非強制徴収公債権および私債権)



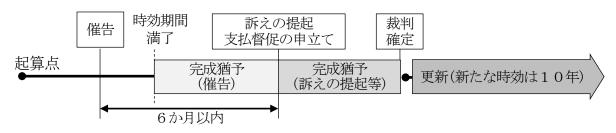
○支払督促(非強制徴収公債権および私債権)



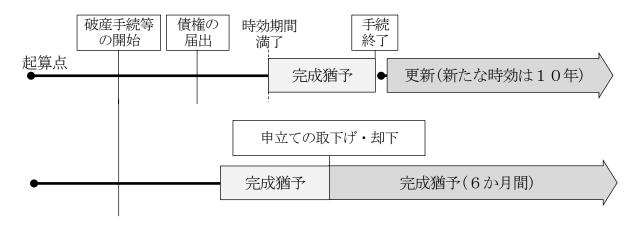
○和解または調停の申立て(非強制徴収公債権および私債権)



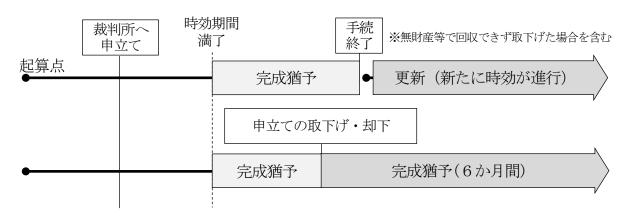
○催告と裁判上の請求・支払督促(非強制徴収公債権および私債権)



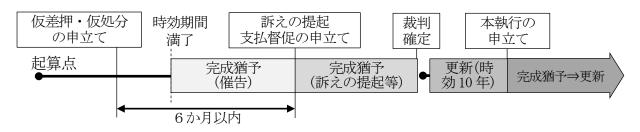
○破産手続・再生手続・更生手続参加(全ての債権)



○強制執行,担保権の実行,形式的競売,財産開示手続(非強制徴収公債権および私債権)



○仮差押, 仮処分(非強制徴収公債権および私債権)



第4章 債権の放棄

第1節 債権の放棄

1 債権放棄とは

債権放棄とは、債権の一部または全部について、債権者の一方的な意思表示(単独 行為)により債務者から弁済を受ける権利を放棄して債権を消滅させることである。

債権放棄の対象となる債権は、時効による債務の消滅に時効の援用が必要な私債権であるが、このうち、実質的に徴収不能に陥っている債権について、債権管理の合理化、効率化を図るため債権放棄を行うものである。

2 債権放棄の方法

債権を放棄する場合には、議会の議決を得ることが原則であるが(自治法第96条 第1項第10号)、法律もしくはこれに基づく政令または条例に特別の定めがある場合は、議会の議決は不要とされている。

また、自治令第171条の7第1項に債権の免除について規定されており、その趣旨は債権放棄と同義であるが、要件が極めて限定的であり、ほとんど適用できる場合がないことから、本市においては、「函館市債権の管理に関する条例(以下、債権管理条例という。)」第6条に債権の放棄について規定を設け、徴収不能となっている債権について、市長の権限で放棄できるようにし、債権管理の効率化を図っている。

(1) 債権放棄の要件の確認

債権放棄の要件は次のとおり(債権管理条例第6条第1号から第3号)。

ア 当該債権の消滅時効が完成したとき(債務者が時効の援用をしない特別の理 由がある場合を除く)

時効の完成による権利の消滅は、時効の援用を主張するという債務者の意思 表示にかかっているが、実際には債務者の意思が判明しない場合が多く、いつ までも滞納整理が進まないことから放棄の要件の一つとしている。

イ 破産法第253条第1項,会社更生法第204条第1項その他法令の規定により,債務者が当該債権について免責となったとき

本要件については、法律上、債務者から強制的に取り立てることができない ことから放棄の要件の一つとしているが、債務者が任意に弁済する意向を示し ている場合や、保証人がおり保証債務が存続している場合は、放棄を行わない こととする。

ウ 債務者が死亡、または所在不明となり、徴収の見込みがないとき

本要件については、債務者が死亡、または所在不明となったときに、直ちに 放棄の手続が可能になるとの趣旨ではなく、適用にあたっては、徴収が見込め ない具体的な事情が必要となる。

例えば死亡の場合には、相続人がおらず、相続対象となる財産が全くない場合や、相続人全員が相続放棄をした場合、または限定承認があった場合の相続財産の価額が、強制執行の費用や他に優先して弁済を受ける債権等の債権額の合計を超えないと認められる場合などが該当する。

(2) 債権管理条例第6条の各号に該当しないが、徴収が困難な場合の対応

債権の放棄について定めた債権管理条例第6条では、前述の(1)アからウを債権放棄の要件として規定しているが、実際の滞納整理の場面においては、ここに規定した要件以外にも、債務者が著しい生活困窮状況に陥った場合や生活保護の受給が開始された場合、強制執行の手続が終了したときにおいて履行する見込みがない場合など、徴収困難と判断される事案が多数発生することが見込まれる。

このような場合は、徴収停止等の措置をとったうえで、時効期間が経過するまでの間、債務者の経済状況を逐次確認をすることとする。

なお、徴収停止の期間中に納付資力の回復が確認された場合は滞納整理を再開 し、納付資力の回復が見られない場合には、時効期間の経過後、債権管理条例第 6条第1号の規定により債権を放棄する。

(3) 事務処理手続

債権管理条例に基づく債権の放棄については、次のとおり決裁に付すこと。

なお、債権を放棄した場合は、民法第97条第1項の規定により、その意思表示が相手方に到達しなければ効果を発しないが、本市において債権管理条例に基づき放棄した債権については、条例の施行により意思表示と同等の効果を発することから、債務者への通知は不要である。

ア時期

原則として、放棄の要件が満たされた時に決裁に付する。

ただし、相当数の債権を放棄する場合は、当該年度3月31日までに一括して決裁に付すこととする。

イ 決裁区分

債権管理者である市長の専決事項となっていることから、市長決裁(財務部 合議)となる。

なお、企業会計にあっては、企業管理者が債権管理者(=決裁権者)と定められていることから、財務部等への合議は不要であるが、決裁後、財務部税務室(納税担当)に放棄の概要を報告することとする(決裁書の写しの提出でも可)。

ウ 記載事項

放棄する債権の名称,数量(年度,件数,人数,金額),債権放棄の根拠規定など。

エ 添付書類等

総括説明資料,放棄に関する個別調書(債権管理条例第4条に規定する台帳に基づき作成し,残債権額,債権放棄の事由(債権管理条例第6条各号)なども記載)など。

なお、総括説明資料については、放棄の内容、これまでの取り組み、直近3か年の収入率の状況(現年・滞納繰越別、当該年度は決算見込み)、滞納額の推移に関する分析および今後の取り組みについて記載し、原則1枚にまとめること。

また、放棄に関する個別調書に記載する債権放棄の事由については、事由ごとに次の内容について記載し、資料を添付すること。

(ア) 第1号事由

時効起算日(最終の時効起算日),時効完成日

(イ) 第2号事由

時効起算日(最終の時効起算日),時効完成日,免責の決定日および関係 資料(官報や免責決定通知書の写し),保証人が免責されている場合は免責 の決定日および関係資料(官報や免責決定通知書の写し)

(ウ) 第3号事由

時効起算日(最終の時効起算日),時効完成日

- ・債務者死亡の場合死亡日、相続人から徴収できない理由等(相続人不明の場合は戸籍調査等の経過)
- ・居所不明の場合 最終の所在判明地、戸籍調査や現地調査の経過等

第5章 不納欠損

第1節 不納欠損処理

1 不納欠損とは

不納欠損とは、既に調定された歳入が徴収し得なくなったことを表示する決算上の 取扱いをいう。不納欠損処理は、消滅時効が完成して債権が消滅した場合(私債権に おいて、民法第145条の規定に基づく時効の援用があった場合も含む)や、滞納債 権について一定の調査を行った結果、納付が困難な事情等が判明し、徴収の見込みが ない場合に行うが、これは滞納繰越の長期滞留事案の縮減を図ることを目的としてい る。

なお、強制徴収公債権および非強制徴収公債権は、時効の完成により債権が消滅するため、債権放棄することなく不納欠損処理ができるが、私債権においては、債務者から時効の援用がない場合は、債権管理条例第6条の規定に基づき、債権の放棄をしたうえで不納欠損処理をする必要がある。

2 不納欠損処理の方法

(1) 不納欠損の要件の確認

次のア, イに該当する債権が不納欠損の対象となる。

- ア 債権が弁済および弁済に準ずる行為(相殺,代物弁済等)以外の理由により 消滅した場合
 - ・強制徴収公債権、非強制徴収公債権について、時効が完成したとき。
 - ・私債権について、消滅時効完成後、時効の援用があったとき(※)。
 - ・法人の破産が終了したとき。
 - ・民事再生で弁済計画どおり弁済されたとき。
 - ・会社更生、特別清算等の手続完了に伴い債権が消滅したとき(※) (※)保証人が履行責任を負う保証債務が存続している限り、不納欠損処理はできない。
- イ 債権は存在するが、法律上または手続上の理由により、徴収が不能または困 難と認められる場合
 - ・私債権について消滅時効が完成したとき。
 - ・破産免責決定が確定したとき。
 - ・債務者が死亡、または所在不明となり、徴収の見込みがないとき。 なお、これらの事由により不納欠損する場合は、不納欠損処理に先立って、 債権放棄(債権管理条例第6条)を行い、債権を消滅させる必要がある。

(2) 事務処理手続

不納欠損処理については、次のとおり決裁に付す。

ア時期

当該年度に不納欠損処理をする債権について,原則として3月31日付けで 決裁に付すこととする。

イ 決裁区分

債権管理者である市長の専決事項となっていることから、市長決裁(財務部 合議)となる。

なお、企業会計にあっては、企業管理者が債権管理者(=決裁権者)と定められていることから、財務部等への合議は不要であるが、決裁後、財務部税務室(納税担当)に不納欠損の概要を報告することとする(決裁書の写しの提出でも可)。

ウ 記載事項

不納欠損する債権の名称、数量(年度、件数、人数、金額)など。

工 添付資料等

総括説明資料,不納欠損に関する個別調書(債権管理条例第4条に規定する 台帳に基づき作成し,残債権額,時効起算日(最終の時効起算日),時効完成 日,時効完成に至った事由または債権放棄をした場合にはその事由(債権管理 条例第6条各号)などを記載したもの)など。

なお、総括説明資料については、不納欠損の内容、これまでの取り組み、直近3か年の収入率の状況(現年・滞納繰越別、当該年度は決算見込み)、滞納額の推移に関する分析および今後の取り組みについて記載し、原則1枚にまとめること。

また, 時効完成に至った事由については, 居所不明, 納付資力なし, 相続人不明(相続人がいない場合も含む)など, 個別調書の内容と相違ない事由を記載すること。

函館市債権管理事務処理要領

資 料 編

不正・不当利得返還金債権の分類と根拠法令

tas be to the	F:/\					時効関係	/## =#Z	
債権名称	区分	債権の種別	債権発生・徴収の根拠法令	滞納処分の根拠法令	時効期間	根拠法令	備考	
不正利得返還金(国民健康保険・保険給付)	不正	強制徴収公債権	国民健康保険法第65条第1項	国民健康保険法第79条の2	2年	国民健康保険法第110条第1項		
不正利得返還金(国民健康保険・療養給付)	不正	非強制徴収公債権	国民健康保険法第65条第3項		5年	地方自治法第236条第1項		
不当利得返還金(国民健康保険)	不当	非強制徴収公債権			5年	地方自治法第236条第1項	公法上の不当利得	
不正利得返還金(老人医療費)	不正	非強制徴収公債権	函館市老人医療費助成条例第9条		5年	地方自治法第236条第1項	条例による単独助成(平成19年度から廃止)	
不当利得返還金(老人医療費)	不当	非強制徵収公債権			5年	地方自治法第236条第1項	公法上の不当利得	
不正利得返還金(老人保健)	不正	強制徴収公債権	老人保健法第42条第1項	老人保健法第81条第1項	2年	老人保健法第82条第1項	平成20年度から廃止	
不当利得返還金(老人保健)	不当	非強制徴収公債権			5年	地方自治法第236条第1項	公法上の不当利得	
不正利得返還金(重度心身障害者医療費助成)	不正	非強制徴収公債権	函館市重度心身障害者医療費助成条例第10条		5年	地方自治法第236条第1項	条例による単独助成	
不当利得返還金(重度心身障害者医療費助成)	不当	非強制徴収公債権			5年	地方自治法第236条第1項	公法上の不当利得	
不正利得返還金(介護保険)	不正	強制徴収公債権	介護保険法第22条第1項または第3項	介護保険法第第144条	2年	介護保険法第200条第1項	平成21年5月1日法改正後の債権	
不当利得返還金(介護保険)	不当	非強制徴収公債権			5年	地方自治法第236条第1項	公法上の不当利得	
不正利得返還金(ひとり親家庭等医療費助成)	不正	非強制徴収公債権	函館市ひとり親家庭等医療費助成条例第10条		5年	地方自治法第236条第1項	条例による単独助成	
不当利得返還金(ひとり親家庭等医療費助成)	不当	非強制徴収公債権			5年	地方自治法第236条第1項	公法上の不当利得	
子ども医療費助成不正利得返還金	不正	非強制徴収公債権	函館市子ども医療費助成条例第10条		5年	地方自治法第236条第1項	条例による単独助成	
子ども医療費助成不当利得返還金	不当	非強制徴収公債権			5年	地方自治法第236条第1項	公法上の不当利得	
児童手当・子ども手当返還金	不正	強制徴収公債権	児童手当法第14条第1項	同左	2年	児童手当法第23条第1項		
児童手当・子ども手当返還金	不当	非強制徴収公債権			5年	地方自治法第236条第1項	公法上の不当利得	
児童扶養手当返還金	不正	強制徴収公債権	児童扶養手当法第23条第1項	同左	5年	地方自治法第236条第1項		
児童扶養手当返還金	不当	非強制徴収公債権			5年	地方自治法第236条第1項	公法上の不当利得	
生活保護費返還金	不正	非強制徴収公債権	生活保護法第78条		5年	地方自治法第236条第1項	平成26年7月1日法改正前の債権	
生活保護費返還金	不正	強制徴収公債権	生活保護法第78条第1項から第3項	生活保護法第78条第4項	5年	地方自治法第236条第1項	平成26年7月1日法改正後の債権	
生活保護費返還金	不当	非強制徴収公債権	生活保護法第63条		5年	地方自治法第236条第1項	公法上の債権	
生活保護費返還金	不当	非強制徴収公債権			5年	地方自治法第236条第1項	公法上の不当利得	

※主な債権(未収金が発生している債権など)を記載

債権分類一覧(強制徴収公債権)

担当部課名 債権名称				収入科目			債権の分類			時効関係	Life topes it could	,
担当部課名	債権名称	款	項	目	節	備考	債権の発生・徴収の根拠法令	滞納処分の根拠法令	聯鵬	根拠法令	対象部局, 施設等	備考
財務部院務室 納税担当	市税(個人市民税 など)	市税	市民税 など	個人 など	現年課税分 など		地方自治法第223条 地方税法第294条第1項 など	地方税法第331条第1項 など	5年	地方税法第18条第1項		
	国民健康保険料	国民健康保険料	国民健康保険料	一般被保険者国民 健康保険料	医療給付費分現年 賦課分 など	国民健康保険事業	国民健康保険法第76条第1項 函館市国民健康保険条例第6条	国民健康保険法第79条の2	2年	国民健康保険法第110条第1項		
市民部国保年金課	不正利得返還金(国保)	諸収入	雑入	一般被界険者返納金	一般被界険者返納金	糊烩計	国民健康保険法第65条第1項	国民健康保険法第79条の2	2年	国民健康保険法第110条第1項		
国体中立床	後期高齢者医療保険料	後期高齢者医療保険料	後期高齢者医療保険料	後期高齢者医療保険料	現年分 など	後期高齢者医療事業特別会計	高齢者の医療の確保に関する法律第104条 第1項	高齢者の医療の確保に関する法律第113条	2年	高齢者の医療の確保に関する 法律第160条第1項		
保健福祉部 生活支援第1課	生活保護費返還金 (78条·不正)	諸収入	雑入	雑入	生活保護費返還金 収入	H26. 7. 1法改正後	生活保護法第78条第1項から第3項	生活保護法第78条第4項	5年	地方自治法第236条第1項		
保健福祉部	介護保険料	介護保険料	介護保険料	第1号被保険者介護 保険料	現年賦課分 など	介護保険事業特別 会計	介護保険法第129条第1項	介護保険法第144条	2年	介護保険法第200条第1項		
介護保険課	不正利得返還金(介護)	諸収入	雑入	返納金	返納金	介護保険事業特別 会計 H21. 5. 1法改正後	介護昭倹法第22条第1項または第3項	介護保険法第144条	2年	介護保険法第200条第1項		
子ども未来部	保育所入所負担金	分担金及び負担金	負担金	民生費負担金	保育所入所負担金	旧制度(~H26) 公立·私立	子ども・子育て支援法および就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第6条の規定による改正前の児童福祉法第56条第3項	子ども・子育て支援法および就学前の子ども に関する教育、保育等の総合的な提供の推 進に関する法律の一部を改正する法律の施 行に伴う関係法律の整備等に関する法律第6 条の規定による改正前の児童福祉法第56条 第10項	5年	地方自治法第236条第1項	各保育園 認定こども園恵山つつ じ保育園	
子どもサービス課					l =	H27新制度(私立) H27新制度(公立・ 私立) 措置による入所	子ど・・子育て支援出州則第6条第4項 児童福祉法第56条第2項	子ども・子育て支援は4月1第6条第7項 児童福祉法第56条第6項			() 休月圏	
	保育所保育料(保育所使 用料)	使用料及び手数料	使用料	民生使用料	保育所保育料	H27新制度(公立) 認定こども園分含む	地方自治法第225条,第228条 函館市立保育所条例第4条第3項	児童福祉法第56条第8項	5年	地方自治法第236条第1項	子ども未来部	
	助産施設入所負担金	分担金及び負担金	負担金	民生費負担金	助産施設入所負担金		児童福祉法第56条第2項 函館市助産の実施ご関する規則第9条第1項	児童福祉法第56条第6項	5年	地方自治法第236条第1項		
子ども未来部	母子生活支援施設入所負担金	分担金及び負担金	負担金	民生費負担金	母子生活支援施設 入所負担金		児童福祉法第56条第2項 函館市母子保護の実施に関する規則第6条 第1項	児童福祉法第56条第6項	5年	地方自治法第236条第1項		
子育て支援課	児童手当・子ども手当返 還金(不正利得)	諸収入	雑入	雑入	その他の雑入(児童 手当返還金収入)		児童手当法第14条第1項	同 左	2年	児童手当法第23条第1項		
	児童扶養手当返還金 (不正利得)	諸収入	雑入	雑入	児童扶養手当返還 金収入		児童扶養手当法第23条第1項	同 左	5年	地方自治法第236条第1項		
土木部 道路管理課 ほか	道路占用料	使用料及び手数料	使用料	土木使用料	道路占用料		道路法第39条第1項 函館市道路占用料徵収条例第3条第1項	道路法第73条第3項	5年	道路法第73条第5項		
土木部 公園河川管理課 ほか	河川及び堤防使用料	使用料及び手数料	使用料	土木使用料	河川及び場が使用料		河川法第32条第1項 函館市普通河川管理条例第21条第1項 函館市流水占用料等徵収条例第2条第1項	河川法第74条第3項	5年	地方自治法第236条第1項		
	けるとは	使用料及び手数料	使用料	港湾使用料	けい船料	港湾事業特別会計						<u> </u>
	船舶給水施設使用料	使用料及び手数料	使用料	港湾使用料	船給水施設使用料	港湾事業特別会計	港湾法44条第1項					
港湾空港部	上屋使用料荷さばき地使用料	使用料及び手数料 使用料及び手数料	使用料	港湾使用料港湾使用料	上屋使用料 荷さばき地使用料	港湾事業特別会計	函館市港湾施設管理条例第5条,第7条第1 項,第8条第1項,第11条第1項(使用料等)	港湾法第44条の3第1項		进亦计等44条小9等0TE	/#>赤小:/#-☆////	
管理課にか	一何さなさ地関用料 滞弯施設用地使用料	使用料及び手数料	使用料使用料	港湾使用料	一何さはさ地使用料 港湾施設用地使用料	港湾事業特別会計	(2) (3)0米第149、第11米第149(使用科等)	地方自治法第231条の3第3項	5年	港湾法第44条の3第2項 地方税法第18条	港湾空港部管理課 根法華支所地或展興課	
11-14-14 100A	諸使用料	使用料及び手数料	使用料	港湾使用料	諸使用料	港湾事業特別会計	港湾法第37条第4項 函館市港湾施設管理条例第5条,第7条第1 項、第8条第1項、第11条第1項(使用料等)	地方自治扫相则第6条第1号		. Dy parylatoric	TO SECTION OF THE SECTION OF SECT	
	下水道使用料	下水道事業収益	営業収益	下水道使用料	下水道使用料	公共下水道事業会計	下水道法第20条第1項 函館市下水道条例第11条第1項	地方自治法第231条の3第3項 地方自治法利則第6条第3号	5年	地方自治法第236条第1項		
企業局管理部外金課	公共下水道事業受益者負 担金	資本的収入	受益者負担金	受益者負担金	受益者負担金	公共下水道事業会計	都市計画法第75条第1項 函館市公共下水道事業受益者負担に関する 条例第9条第1項	都市計画社第75条第5項	5年	都市計画法第75条第7項		
11-14-17-14/IV	公共下水道事業分担金	資本的収入	受益者負担金	受益者負担金	分担金	公共下水道事業会計	地方自治法第224条 函館市公共下水道事業受益者負担に関する 条例第9条第1項	地方自治法第231条の3第3項	5年	地方自治法第236条第1項		

※主な債権(未収金が発生している債権など)を記載

債権分類一覧(非強制徴収公債権)

				収入科目			債権の分類		 時効関係				
担当部課名	債権名称	款	項	目	節	備考	債権の発生・徴収の根拠法令	時期間	根拠法令	対象部局,施設等	備考		
財務部 管理課 ほか	行政財産使用料	使用料及び手数料	使用料	総務使用料	行政財産使用料	目的外使用	地方自治法第225条,第228条 函館市財産条例第3条第1項	5年	地方自治法第236条第1項	財務部管理課(職員駐車場),都市建設部住宅課(住宅用地), 4支所まか(自販機まか),生涯学習部(函館アリーナほか)	自販機は公募対象外分, 公募不成立分		
市民部	不当利得返還金(国保)	諸収入	雑入	一般被呆倹者返納金	一般被界険者返納金	国民健康保険事業 特別会計		5年	地方自治法第236条第1項		公法上の不当利得		
国保年金課	不当利得返還金(老人医療)	諸収入	雑入	雑入	医療助成費返還金	一般会計		5年	地方自治法第236条第1項		公法上の不当利得		
保健福祉部高齢福祉課	老人保護措置費負担金	分担金及び負担金	負担金	民生費負担金	老人保護措置費負担金		老人福祉法第28条第1項 老人福祉法施行網則第11条第1項	5年	地方自治法第236条第1項				
	生活保護費返還金 (78条•不正)	諸収入	雑入	雑入	生活保護費返還金 収入	H26. 7. 1法改正前	生活保護法第78条(H25改正前)	5年	地方自治法第236条第1項				
保健福祉部 生活支援第1課	生活保護費返還金 (63条•不当)	諸収入	雑入	雑入	生活保護費返還金 収入		生活保護法第63条	5年	地方自治法第236条第1項				
	生活保護費返還金	諸収入	雑入	雑入	生活保護費返還金 収入			5年	地方自治法第236条第1項		公法上の不当利得 医療機関のへ請求		
							児童福祉法第第21条の5の3第2項第2号 はこだて療育・自立支援センター条例第7条 第1項および第2項第1号				医療型児童発達支援セン ター事業		
	はこだて療育・自立支援						児童福祉法第第21条の5の3第2項第2号 はこだて療育・自立支援センター条例第7条 第1項および第2項第1号 児童福祉法第第21条の5の3第2項第2号	_			児童発達支援事業		
	センター使用料(診療分以外)	使用料及び手数料	使用料	民生使用料	療育・自立支援セン ター使用料		児童倫((公東第21条/)5/03第24第2号 はこだて療育・自立支援センター条例第7条 第1項および第2項第1号 障害者総合支援法第29条第4項	5年	地方自治法第236条第1項		保育所等制制支援事業		
							はこだて療育・自立支援センター条例第7条 第1項および第2項第3号				自立訓練事業		
							障害者総合支援法第29条第4項 はこだて療育・自立支援センター条例第7条 第1項および第2項第5号				日中一時支援事業		
	障害者施設利用者負担金						児童福祉法第21条の5の3第1項 児童福祉法に基づく指定面庁支援の事業等の 人員、設備及び運営に関する基準第60条第3 項および第4項(平成24年厚労省令第15号) 北海道指定通所支援の事業等の人員、設備 及び運営に関する基準等を定める条例第24 条第3項				医療型児童発達支援センター事業		
保健福祉部療育・自立支援センター										児童福祉法第21条の5の3第1項 児童福祉法に基づく指定面庁支援の事業等の 人員、設備及び運営に関する基準第60条第3 項および第4項(平成24年厚労省令第15号) 北海道指定通所支援の事業等の人員、設備 及び運営に関する基準等を定める条例第67 条第3項			児童発達支援事業
ンター		諸収入	雑入	私	障害者施設利用者負担金		障害者総合支援法第29条第1項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に 支援するための法律と基づく指定障害福祉サ ービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第82条第3項および第4項(平成18年 厚労省令第171号) 函館市指定障害福祉サービスの事業等の人 員、設備及び運営に関する基準等を定める 条例第84条第3項	5年 地方自治法第236条第1項			生活介護事業		
						障害者総合支援法第29条第1項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に 支援するための法律に基づ、指定障害福化サ ービスの事業等の人員、設備及び運営に関す る基準第159条第3項はよび第4項(平成18年 厚労省令第171号) 函館市指定障害福祉サービスの事業等の人 員、設備及び運営に 関する基準等を定める 条例第157条第3項				自立訓練事業			
									障害者総合支援法第29条第1項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に 支援するための法律に基づ、指定障害福祉サ ービスの事業等の人員、設備及び運営に関す る基準第202条(平成18年厚労省令第171号) 函館市指定障害福祉サービスの事業等の人 員、設備及び運営に関する基準等を定める 条例第190条				就労糾続支援事業

債権分類一覧(非強制徴収公債権)

				収入科目			債権の分類				
担当部課名	債権名称	款	項	目	節	備考	債権の発生・徴収の根拠法令	聯鵬	根拠法令	対象部局,施設等	備考
保健福祉部	不正利得返還金 (重度心身医療費助成)	諸収入	雑入	雑入	医療助成費返還金	条例による単独助成	函館市重度心身障害者医療費助成条例第10条	5年	地方自治法第236条第1項		
障が、保健部は課	不当利得返還金 (重度心身医療費助成)	諸収入	雑入	雑入	医療助成費返還金			5年	地方自治法第236条第1項		公法上の不当利得
保健福祉部 介護保険課	不当利得返還金(介護)	諸収入	雑入	雑入	その他の雑入	隔地は返戻金を除く		5年	地方自治法第236条第1項		公法上の不当利得
31160113 WI	休日保育保護者負担金	諸収入	雑入	雑入	休日保育保護者負 担金		児童福祉法第6条の3第7項 函館市休日保育事業実施要綱第13条	5年	地方自治法第236条第1項		
	保育所保育料 (延長保育料)	使用料及び手数料	使用料	民生使用料	保育所保育料	H27新制度	地方自治法第225条,第228条 函館市立保育所条例第4条第5項および第6項	5年	地方自治法第236条第1項		
子ども未来部 子どもサービス課	延長保育保護者負担金	諸収入	雑入	雑入	延長保育保護者負 担金	旧制度(~H26)	児童福祉法第6条の3第7項 函館市立保育所延長保育実施要綱第4条第1項	5年	地方自治法第236条第1項	花園保育園、湯浜保育園、認定こども園恵山つつじ保育園	
	認定こども園利用料	使用料及び手数料	使用料	民生使用料	認定こども園利用料	旧制度(~H26)	地方自治法第225条,第228条 函館市立保育所条例の一部を改正する条例 (平成27年函館市条例第19号)の規定による 改正前の函館市立保育所条例第4条第4項	5年	地方自治法第236条第1項	認定こども園恵山つつじ保育園	
	児童手当・子ども手当返 還金収入(不当)	諸収入	雑入	雑入	その他の雑入(児童手当返還金収入)			5年	地方自治法第236条第1項		公法上の不当利得
子ども未来部	児童扶養手当返還金収入 (不当)	諸収入	雑入	雑入	児童扶養手当返還 金収入			5年	地方自治法第236条第1項		公法上の不当利得
子育て支援課	不正利得返還金(ひとり親 家庭等医療費助成)	諸収入	雑入	雑入	医療助成費返還金 収入	条例による単独助成	函館市ひとり親家庭等医療費助成条例第10条	5年	地方自治法第236条第1項		
	不当利得返還金(ひとり親 家庭等医療費助成)	諸収入	雑入	雑入	医療助成費返還金 収入			5年	地方自治法第236条第1項		公法上の不当利得
農林水産部	青果物地方卸売市場使用	使用料及び手数料	使用料	青果物地方卸売市 場使用料	売上部使用料	地方卸売市場事業特別会計	地方自治法第225条,第228条 函館市青果物地方卸売市場条例第59条第1	5年	地方自治法第236条第1項	青果市場(卸売業者売場)	
企画調整課	料	使用料及び手数料	使用料	青果物地方卸売市 場使用料	面積制	地方卸売市場事業 特別会計	項, 第68条第1項			青果市場(卸売業者売場, 仲卸業者売場, 関連事業者店舗, 倉庫など)	
土木部 公園河川管理課	墓園手数料	使用料及び手数料	手数料	土木手数料	墓園手数料		地方自治法第227条,同第228条 函館市墓園条例第8条第1項	5年	地方自治法第236条第1項		
生涯学習部管理課	幼稚園保育料	使用料及び手数料	使用料	教育使用料	幼稚園保育料		地方自治法第225条,第228条 子ども・子育て支援法第20条第4項,第27条 第1項,第28条第1項第1号,第3号 函館市立幼稚園保育料条例第2条第1項	5年	地方自治法第236条第1項		H27から私債権から非強 制公債権こ変更
環境部環境総務課	清掃手数料(ごみ処理・埋立処分・焼ま処分・焼ま処分・浄化槽汚泥理・し尿処分・浄化槽汚泥処分・処理業等許可・滞納繰越)	使用料及び手数料	手数料	衛生手数料	清掃手数料(ごみ処理・埋立処分・焼却処分・し尿処理・し尿処理・し尿処理・し尿処分・廃棄物処理業等許可・滞納繰越)		地方自治法第227条,第228条 函館市廃棄物の処理および清掃に関する条 例第12条第1項,第17条 函館市手数料条例第2条第3号,第5号 函館市浄化槽保守点検業者の登録に関する 条例第17条	5年	地方自治法第236条第1項		
各支所 地域辰興課	地域会館使用料	使用料及び手数料	使用料	総務使用料	地或会館使用料		地方自治法第225条,第228条 函館市地域会館条例第6条第1項	5年	地方自治法第236条第1項	4支所	
	恵山市民センター使用料	使用料及び手数料	使用料	総務使用料	恵山市民センター使 用料		地方自治法第225条,第228条 函館市恵山市民センター条例第6条第1項	5年	地方自治法第236条第1項		
恵山支所	恵山福祉センター使用料	使用料及び手数料	使用料	総務使用料	恵山福祉センター使 用料		地方自治法第225条,第228条 函館市恵山福祉センター条例第4条第1項	5年	地方自治法第236条第1項		
地域振興課	恵山ロミュニティセンター 使用料	使用料及び手数料	使用料	総務使用料	恵山コミュニティセ ンター使用料		地方自治法第225条,第228条 函館市恵山コミュニティセンター条例第8条 第1項	5年	地方自治法第236条第1項		
	恵山海浜公園使用料	使用料及び手数料	使用料	土木使用料	公園使用料		地方自治法第225条,第228条 函館市恵山海浜公園条例第7条第1項	5年	地方自治法第236条第1項		

※主な債権(未収金が発生している債権など)を記載

債権分類一覧(私債権)

担当部課名	債権名称			収入科目			債権の		時	効関係(下段:施行日前債権)	対象部局, 施設等	備考
1上一司和米白	1貝作 47小	款	項	目	節	備考	債権の発生・徴収の根拠法令	私債権の根拠法令	聯鵬	根拠法令	对多可归, 旭汉寺	
財務部	行政財産貸付料(公募自 動販売機設置スペース)	財産収入	財産運用収入	財産貸付収入	建物(土地)貸付収入	H27公募分から (本庁舎(まか)	地方自治法第238条の4第2項第4号 函館市財産条例第3条の4第1項 函館市の自動販売機設置の取扱い方針	民法第601条(賃貸借)	5年	民法第166条第1項第1号 改正前民法第169条 (定期給付債権の短期消滅時効)	総務部, 生涯学習部, 競輪事業部ほか	H27に公募実 施, H28から収 入発生
管理課(ほか)	職務住宅貸付料	財産収入	財産運用収入	財産貸付収入	建物貸付収入	行政財産の貸付	地方自治法第238条の4第2項第4号 函館市財産条例第3条の4第1項	民法第601条(賃貸借)	5年	民法第166条第1項第1号 改正前民法第169条 (定期給付債権の短期消滅時効	財務部, 戸井支所, 惠 山支所, 南茅部支所, 椴法華支所	
南茅部支所地域福祉課	行政財産貸付料	財産収入	財産運用収入	財産貸付収入	建物貸付収入	行政財産の貸付	地方自治法第238条の4第2項第4号 函館市財産条例第3条の4第1項	民法第601条(賃貸借)	5年	民法第166条第1項第1号 改正前民法第169条 (定期給付債権の短期消滅時効	庁舎1階多目的スペース	
各支所	教職員住宅貸付料	財産収入	財産運用収入	財産貸付収入	建物貸付収入	普通を受け	地方自治法第238条の5第1項 函館市財産条例第4条第1項	民法第601条(賃貸借)	5年	民法第166条第1項第1号 改正前民法第169条 (定期給付債権の短期消滅時効)	戸井支所, 恵山支所, 南 茅部支所, 椴法華支所	
地域福祉課	職員住宅貸付料	財産収入	財産運用収入	財産貸付収入	建物貸付収入	普通権の貸付	地方自治法第238条の5第1項 函館市財産条例第4条第1項	民法第601条(賃貸借)	5年	民法第166条第1項第1号 改正前民法第169条 (定期給付債権の短期消滅時効	戸井支所, 南茅部支 所, 椴法華支所	
恵山支所	旧恵山保育所貸付料	財産収入	財産運用収入	財産貸付収入	建物貸付収入	普通対産の貸付	地方自治法第238条の5第1項 函館市財産条例第4条第1項	民法第601条(賃貸借)	5年	民法第166条第1項第1号 改正前民法第169条 (定期給付債権の短期消滅時効)		
地域福祉課	恵山賃貸住宅貸付料	財産収入	財産運用収入	財産貸付収入	建物貸付収入	普通財産の貸付	地方自治法第238条の5第1項 函館市財産条例第4条第1項	民法第601条(賃貸借)	5年	民法第166条第1項第1号 改正前民法第169条 (定期給付債権の短期消滅時効)	旧モンテローザ従業員 宿舎	
各支所地域福祉課	貸建物貸付料	財産収入	財産運用収入	財産貸付収入	建物貸付収入	普通が産の貸付	地方自治法第238条の5第1項 函館市財産条例第4条第1項	民法第601条(賃貸借)	5年	民法第166条第1項第1号 改正前民法第169条 (定期給付債権の短期消滅時効)	南茅部支所(古部まか) 椴法華支所(恵山岬まか)	
財務部管理課(ほか)	土地貸付収入	財産収入	財産運用収入	財産貸付収入	土地貸付収入	普通財産の貸付	地方自治法第238条の5第1項 函館市財産条例第4条第1項	民法第601条(賃貸借)	5年	民法第166条第1項第1号 改正前民法第169条 (定期給付債権の短期消滅時効)	財務部,4支所まか	
総務部総務課	庁舎維持管理費負担金	諸収入	雑入	雑入	庁舎維持管理費負 担金	自動販売機の実費 負担分	行政財産の目的外使用許可の取扱いについて(財務部通知)	民法諸条文を準用(私法上の契約)	<u>5年</u> 10年	民法第166条第1項第1号 改正前民法第167条第1項		
保健福祉部地域福祉課	函館市社会福祉協議会貸 付金	諸収入	貸付収入	貸付金収入	貸付元金収入 (函館市社会福祉協 議会貸付金返還金)		社会福祉法人の助成に関する条例第3条	民法第587条(消費貸借)	5年 10年	民法第166条第1項第1号 改正前民法第167条第1項		
保健福祉部療育・自立支援センター	はこだて療育・自立支援 センター使用料(診療分)	使用料及び手数料	使用料	民生使用料	療育・自立支援セン ター使用料(診療 費)	診療幸煙州	はこだて療育自立支援センター条例第7条第 1項	判例(医療費)	5年 3年	民法第166条第1項第1号 改正前民法第170条第1号		
					貸付元金収入				5年	民法第166条第1項第1号		
子ども未来部	母子家庭および寡婦応急 生活資金貸付金	諸収入	貸付収入	貸付金収入	(母子家庭および寡婦応急生活資金貸付金返還金)	旧制度(市単独)	函館市母子家庭および寡婦応急生活資金貸付条例第3条	民法第587条(消費貸借)	10年	改正前民法第167条第1項		
子育で支援課	母子福祉資金·寡婦福祉 資金貸付金	諸収入	貸付収入	貸付金収入	貸付元金収入	母子父子寡婦福祉 資金貸付事業特別 会計	母子及び父子並びに寡婦福祉法第13条第1 項、第31条の6第1項、第32条第1項 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第23条 函館市母子福祉資金等貸付規則第1条	民法第587条(消費貸借)	5年 10年	民法第166条第1項第1号 改正前民法第167条第1項		
7184 + 4-4-47	奨学金貸付金	諸収入	貸付収入	貸付金収入	貸付元金収入	奨学資金特別会計	函館市奨学金貸与条例第6条第1項	民法第587条(消費貸借)	5年	民法第166条第1項第1号 改正前民法第167条第1項		
子ども未来部子ども企画課	入学準備金貸付金返還金	諸収入	貸付収入	貸付金収入	貸付元金収入(入学		函館市入学準備金貸付条例第5条	民法第587条(消費貸借)	5年	民法第166条第1項第1号		
7:13 \ [4-lart					準備貸付金返還金) その他の雑入(民間				5年	改正前民法第167条第1項 民法第166条第1項第1号		
観光部 観光企画課	雑入(民間建物ライトアップ) 電気料一部負担金)	諸収入	雑入	雑入	建物がパアップ電気料一部負担金)		建物使用者との覚書	民法諸条文を準用(私法上の契約)	10年			
農林水産部	雑入(私用光熱水費)	諸収入	雑入	雑入	青果物地方卸売市 場維入	地方卸売市場事業特別会計	函館市青果物地方钼壳市場条例第68条第5項 函館市青果物地方卸売市場条例施行規則第 51条第1項	民法諸条文を準用(私法上の契約)	5年 10年	民法第166条第1項第1号 改正前民法第167条第1項	青果市場	
企画調整課	土地貸付収入	財産収入	財産運用収入	財産貸付収入	青果物地方卸売市場土地貸付収入	地方卸売市場事業 特別会計 普通財産の貸付	地方自治法第238条の5第1項 函館市財産条例第4条第1項	民法第601条(賃貸借)	5年	民法第166条第1項第1号 改正前民法第169条 (定期給付債権の短期消滅時効	青果市場	
農林水産部	漁業用機械等購入資金貸付金	諸収入	貸付収入	貸付金収入	貸付元金収入(漁業用機械等購入資金貸付金返還金)		函館市農業漁業用機械等購入資金貸付条例 第4条第1項 函館市農業漁業用機械等購入資金貸付条例 数分割別第4条。第7条第1項	民法第587条(消費貸借)	5年 10年	民法第166条第1項第1号 改正前民法第167条第1項		
水産課	漁業用機械等購入資金貸付金延帶違約金	諸収入	雑入	雑入	その他の雑入(漁業用機械等購入資金貸付金返還金延帯違約金)		施行規則第4条,第7条第1項 函館市農業漁業用機械等購入資金貸付条例第8条第1項	民法第415条(債務不履行による損害賠償)		民法第166条第1項第1号 改正前民法第167条第1項 改正前民法第167条第1項		
	1人ユンマン 仏 1 マ 1、フ 住地	l	1	1			<u> </u>		10 —	SATURAL ANTON ANT. K		

※主な債権(未収金が発生している債権など)を記載。時効関係については、上段が改正民法施行日後に発生した債権、下段が施行日前に発生した債権。

債権分類一覧(私債権)

担当部課名 債権名称				収入科目			債権の分類			 		/++: +z
担当尚珠名	債権名称	款	項	目	節	備考	債権の発生・徴収の根拠法令	私債権の根拠法令	聯鵬	根拠法令	対象部局, 施設等	備考
	農業用機械等購入資金貸付金	諸収入	貸付収入	貸付金収入	貸付元金収入(農業 用機械等購入資金		函館市農業漁業用機械等購入資金貸付条例 第4条第1項 函館市農業漁業用機械等購入資金貸付条例	民法第587条(消費貸借)	5年	民法第166条第1項第1号		
農林水産部農務課	1 1 1/2				貸付金返還金)		施行規則第4条,第7条第1項		10年	改正前民法第167条第1項		
	農業用機械等購入資金貸 付金延滞違約金	諸収入	雑入	雑入	その他の雑入(農業用 機械等購入資金貸付 金 返 景金 近 帯		函館市農業漁業用機械等購入資金貸付条例 第8条第1項	民法第415条(債務不履行による損害賠償)	5年 10年	民法第166条第1項第1号 改正前民法第167条第1項		
経済部 商業振興課	小口特別資金融資損失補 償金収入	諸収入	貸付収入	貸付金収入	貸付元金収入		函館市小口特別資金融資制度に係る損失補 償契約	民法第587条(消費貸借)	5年	民法第166条第1項第1号 改正前商法第522条		
	市営住宅使用料	使用料及び手数料	使用料	土木使用料	市営住宅使用料		公営住宅法16条第1項 函館市営住宅条例第18条第1項	判例	5年	民法第166条第1項第1号 改正前民法第169条 (定期給計價權/)短期消滅時効		
都市建設部	市営住宅駐車場使用料	使用料及び手数料	使用料	土木使用料	市営住宅駐車場使用料		公営住宅法48条 函館市営住宅条例第58条の11第1項	判例	5年	民法第166条第1項第1号 改正前民法第169条 (定期給付債権の短期消滅時効		
住宅課	特定公共賃貸住宅使用料	使用料及び手数料	使用料	土木使用料	特定公共賃貸住宅 使用料		特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法 律第13条第1項 函館市特定公共賃貸住宅条例第16条第1項	判例	5年	民法第166条第1項第1号 改正前民法第169条 (定期給計價權/)短期消滅時効		
	特定公共賃貸住宅駐車場使用料	使用料及び手数料	使用料	土木使用料	特定公共賃貸住宅駐車場使用料		函館市特定公共賃貸住宅条例第27条の4第 1項	判例	5年	民法第166条第1項第1号 改正前民法第169条 (定期給付債権の短期消滅時効		
都市建設部 都市整備課	空家等緊急時管理行為費 用収入	諸収入	雑入	雑入	空家等緊急時管理 行為費用収入		函館市空家等の適切な管理に関する条例第 9条	民法第702条第1項(事務管理の費用請求)	<u>5年</u> 10年	民法第166条第1項第1号 改正前民法第167条第1項		
港湾空港部	雑入(沈廃船処理費用)	諸収入	雑入	雑入	雑入	港湾事業特別会計	漁船の撤去処分のお願いおよび費用支払い の確約書	民法諸条文を準用(私法上の契約)	5年 10年	民法第166条第1項第1号 民法第167条第1項		
学校教育部 函館高等学校	高等学校授業科	使用料及び手数料	使用料	教育使用料	高等学校受業科		市立函館高等学校の授業科等物収条例第2条	判例	5年 2年	民法第166条第1項第1号 改正前民法第173条第3号 (2年の短期消滅時効)	函館高等学校	
環境部 環境対策課	違約金	諸収入	雑入	違約金及び延納利 息	違約金及び延納利 息	調査測定業務委託 の契約解除	公共用水域等水質測定業務委託 委託契約書第18条第2項	民法第415条(債務不履行による損害賠償)	5年 10年			
	水道料金	水道事業収益	水道事業営業収益	給水収益	水道料金	水道事業会計	函館市水道事業給水条例第27条	判例	5年 2年	民法第166条第1項第1号 改正前民法第173条第1号 (2年の短期消滅時効)		
企業局	水洗便形发造等資金貸付金	資本的収入	長期貸付金返還金	長期貸付金返還金	水洗便所改造等資金貸付金返還金	公共下水道事業会 計	函館市水洗便所改造等資金および排水設備 設置資金貸付条例第3条	民法第587条(消費貸借)	5年 10年	民法第166条第1項第1号 改正前民法第167条第1項		
管理部科金課	排水設備設置資金貸付金	資本的収入	長期貸付金返還金	長期貸付金返還金	排水設備設置資金貸付金返還金	公共下水道事業会 計	函館市水洗便可改造等資金および排水設備 設置資金貸付条例第3条	民法第587条(消費貸借)	5年 10年	民法第166条第1項第1号 改正前民法第167条第1項		
	温泉供給料金	水道事業収益	温泉事業営業収益	温泉供給収益	温泉供給料金	水道事業会計	函館市温泉供給条例第9条	H23.1.7 函則債通知 水道料金ご準拠	5年 2年	民法第166条第1項第1号 改正前民法第173条第1号 (2年の短期消滅時効)		
病院局 市立函館病院	医療費	病院事業収益	函館病院医業収益	入院収益 外来収益		病院事業会計	函館市立病院条例第2条第1項	判例(医療費)	5年 3年	民法第166条第1項第1号 改正前民法第170条第1号 (3年の短期消滅時効)	函館病院	
病院局 市立函館恵山病院	医療費	病院事業収益	函館恵山病院医業 収益	入院収益 外来収益		病院事業会計	函館市立病院条例第2条第1項	判例(医療費)	5年 3年	民法第166条第1項第1号 改正前民法第170条第1号 (3年の短期消滅時効)	函館恵山病院	
病院局 市立函館南茅部 病院	医療費	病院事業収益	函館南茅部病院医 業収益	入院収益 外来収益		病院事業会計	函館市立病院条例第2条第1項	判例(医療費)	5年 3年	民法第166条第1項第1号 改正前民法第170条第1号 (3年の短期消滅時効)	函館南茅部病院	

[※]主な債権(未収金が発生している債権など)を記載。時効関係については、上段が改正民法施行日後に発生した債権、下段が施行日前に発生した債権。